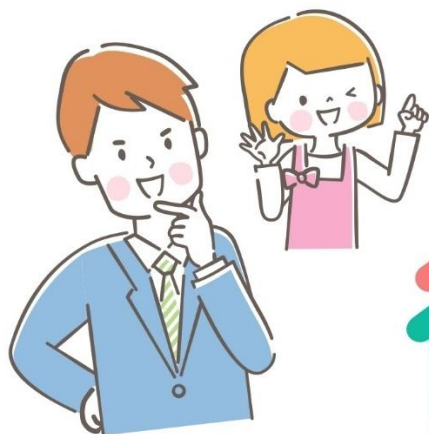




行橋市 こども計画

令和7年度～令和11年度



令和7年3月
行橋市

行橋市こども計画策定にあたって

未来を担う子どもたちが健やかに成長し、子育てに喜びを感じられる社会を実現するためには、子育て支援の充実が不可欠です。

本市では、平成 27 年に「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、令和 2 年度から令和 6 年度までを計画期間とした「第 2 期子ども・子育て支援事業計画」では、児童福祉と母子保健に関する一体的な相談支援を行う「こども家庭センター」の開設や、子育て世帯から要望の高かった室内型の子どもの遊び場の設置検討など、子育て環境の充実を図るための取り組みを継続的に推進してまいりました。



この度、子どもや子どもに関わる全ての人への総合的な支援を推進していくため、子ども・子育て支援、児童福祉、少子化対策、若者支援など、関連する分野の計画を統合し、本市のこども施策全体に関わる総合計画として、令和 7 年度から令和 11 年度までを計画期間とする「行橋市こども計画」を策定いたしました。

本計画は、「第 2 期子ども・子育て支援事業計画」の基本理念である「すべての子どもが健やかに育つことができる環境づくり」を継承し、社会全体が連携し、ライフステージに応じた切れ目のない支援の充実を図ることを目的としています。

具体的には、子育て家庭への支援の充実、質の高い教育・保育の提供、子どもたちの安全・安心な居場所づくり、子どもたちの意見表明・社会参加の促進など、様々な施策を総合的かつ計画的に推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました行橋市子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、教育・保育ニーズに関するアンケート調査、こども・若者意識調査、こども・若者からの意見聴取などで貴重なご意見、ご提言をいただきました皆様方に深く感謝申し上げますとともに、本計画の推進に引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

行橋市長 工藤 政宏

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景.....	1
2. 計画の位置付け.....	2
3. 計画の期間	3
4. 計画の策定体制.....	4
(1) 教育・保育ニーズに関するアンケート調査	4
(2) こども・若者意識調査	4
(3) こども・若者からの意見聴取	5
(4) 行橋市子ども・子育て会議	5
(5) パブリックコメントの実施	5
第2章 統計からみる行橋市の現状	7
1. 人口の状況	7
(1) 人口ピラミッド	7
(2) 年齢3区分人口の推移と推計	8
(3) 18歳未満人口の推移と推計	9
2. 世帯の状況	10
(1) 世帯数と世帯人員の推移.....	10
(2) 核家族世帯※の推移.....	10
(3) ひとり親世帯の推移	11
3. 出生率の状況	12
4. 女性の就労の状況.....	13
5. アンケート調査結果の概要と本市の課題.....	14
(1) こどもの権利についての認知度	15
(2) こどもの遊び場や体験機会の不足.....	16
(3) 夜間・緊急時の小児医療の充実	18
(4) 経済格差とこどもの将来の展望	18
(5) こどもの発達に関する悩みへの支援の充実	21
(6) こどもや若者の居場所づくり	21
(7) こども・若者の悩みや不安の相談に対する支援.....	22
(8) 子育てに関する負担の偏り	26
(9) 育児休業の取得状況	27
(10) ひとり親家庭・生活困難者への経済的支援	28
第3章 第2期子ども・子育て支援事業計画 の評価.....	30
1. 第2期計画の実施状況と課題.....	30
(1) 幼児教育・保育	30
(2) 地域子ども・子育て支援事業	31
(3) 施策の評価	37
第4章 計画の基本的な考え方.....	41
1. こどもまんなか社会の実現.....	41
2. こども大綱に沿った計画策定	41
3. ライフステージを通じたこども施策の推進	42

4. ライフステージ別の重要事項	42
5. 基本理念と基本的視点	43
6. 計画の体系	45
第5章 こども施策に関する重要事項	47
1. ライフステージを通じた重要事項	47
(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有	47
(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	49
(3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	51
(4) こどもの貧困対策の推進	54
(5) 支援が必要なこどもへの対策	60
(6) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取り組み	65
2. ライフステージ別の重要事項	68
(1) こどもの誕生前から幼児期まで	68
(2) 学童期・思春期	71
(3) 青年期	78
3. 子育て当事者への支援に関する重要事項	81
(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	81
(2) 地域子育て支援、家庭教育支援	82
(3) 共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大	86
(4) ひとり親家庭への支援	88
4. 子ども・子育て支援事業計画	90
(1) 幼児教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計	90
(2) 教育・保育提供区域の設定	90
(3) 量の見込みの算出方法	91
(4) 幼児教育・保育（1～3号）の量の見込みと確保の方策	94
(5) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策	99
(6) 学校教育・保育の一体的提供と体制の確保	113
(7) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	114
第6章 こども施策を推進するために必要な事項	116
1. こども・若者の社会参画・意見反映	116
(1) 市の政策決定過程へのこども・若者の参画促進	116
(2) 社会参画・意見反映を支える人材の育成	116
2. こども施策の共通の基盤となる取り組み	117
(1) 「こどもまんなか」の実現に向けたE B P M※	117
(2) こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革	121
3. 計画の推進	122
(1) 計画の推進体制	122
(2) 計画の進捗管理	122
行橋市は、こどもや若者の意見をまちづくりに活かします	123
資料編	125

第 1 章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景

わが国では、急速に少子高齢化が進行していますが、高齢者を対象とした社会保障制度に比べて、少子化対策やこども・子育て世帯への社会保障等の取り組みは遅れをとっているのが現状です。

内閣府が実施した「少子化社会に関する国際意識調査報告書」（2011年）によれば、「あなたの国は、子どもを産み育てやすい国だと思いますか」の質問に対して、4割以上の人が「そう思わない」と回答しており、国際的に見てもその割合は高い傾向にあります。

若年層の非正規雇用の増加、育児とキャリアの両立の難しさ、転職率の高止まり傾向など、労働と子育てをめぐる社会環境は依然として厳しい状況にあり、また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などによって、子育て世帯が地域で孤立してしまうことも懸念されています。

このような状況の中、本市では、「行橋市次世代育成支援行動計画」を次世代育成支援対策推進法に定める市町村行動計画として策定しました（前期計画：平成17～21年度、後期計画：平成22～26年度）。さらに、平成27年には子ども・子育て支援新制度に基づく「行橋市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。また、令和2年には「行橋市子ども・子育て支援事業計画」の期間満了に伴い、質の高い幼児教育・保育事業を過不足なく提供するとともに、各種子育て支援事業を一層促進させることを目指し、「第2期行橋市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、家庭や地域、企業や幼児教育・保育サービス事業者、行政等の各主体が連携・協働しながら、子どもや子育て支援のための取り組みを進めてきました。

これまで、こどもに関する政策や支援は内閣府、文部科学省、厚生労働省など複数の省庁にまたがっていたため、担当部署やこどもの年齢で分断されがちでした。

そこで、こどもやこどもに関わる全ての人への支援を一体的に提供していくことを目指し、令和4年6月に「こども家庭庁設置法」と「こども基本法」が成立し、令和5年4月1日にこども家庭庁が発足しました。

令和5年12月22日には、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を閣議決定しました。令和6年5月31日には、こども政策推進会議において、こども大綱に基づく幅広いこども政策の具体的な取り組みを一元的に示した「こどもまんなか実行計画2024」を決定しました。

本市では、「こども大綱」や「こどもまんなか実行計画2024」に基づき、「行橋市こども計画」（以下、本計画という。）を策定します。

2. 計画の位置付け

こども基本法第10条において、市町村は、こども計画を既存の各法令に基づく下記の市町村計画と一体のものとして作成することができるとされています。

「第2期行橋市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で期間満了となることに伴い、こどもやこどもに関わる全ての人への総合的な支援を推進していくため、子ども・子育て支援・児童福祉・少子化対策・若者に対する各種支援等の関連する分野の計画を総合して一体化し、本市のこども施策全体に関わる総合計画として統一的に策定することとしました。

(図表1)。

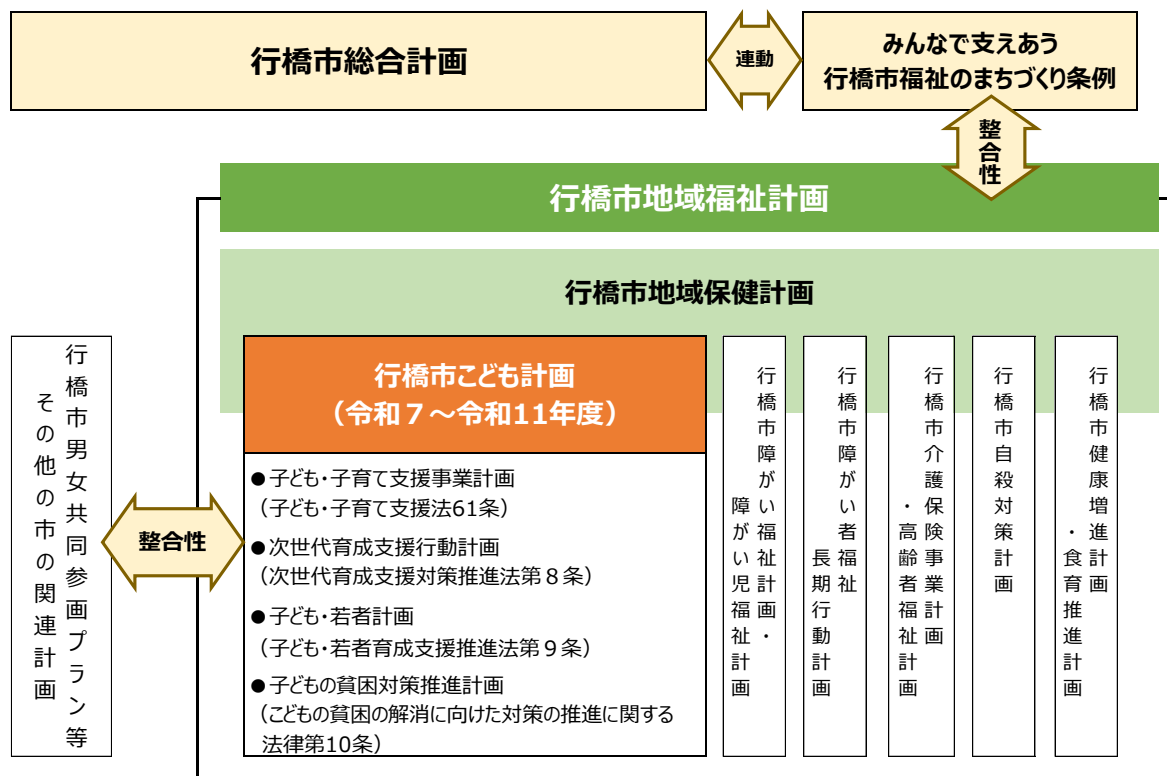
計画の策定にあたっては、これまで本市において策定してきた「子ども・子育て支援事業計画」に掲げられた基本理念である「すべての子どもが健やかに育つことができる環境づくり」を継承し、本市に暮らすすべての子どもたちが、心身ともに健やかに暮らし、次代の大人に成長していくことを目指します。

また、本計画は市の最上位計画である「行橋市総合計画」を上位計画とし、「行橋市地域福祉計画」や「行橋市地域保健計画」などの本市の福祉及び保健分野の基本計画の内容を踏まえて策定しています。このほか、「行橋市障がい福祉計画及び行橋市障がい児福祉計画」や「行橋市男女共同参画プラン」等の各種関連個別分野の計画との整合性にも配慮しています(図表2)。

図表1 本計画が定める内容とその根拠法

市町村子ども・子育て支援事業計画（対象年齢：0歳から概ね11歳）
子ども子育て支援法（第61条第1項）に基づき、本市における今後5年間の幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援についてのサービス需給について定める計画です。
市町村次世代育成支援行動計画（対象年齢：0歳から概ね11歳）
次世代育成支援対策推進法（第8条第1項）に基づく、子ども・子育て全般に係る施策の基本計画です。地域における子育て支援・親と子の健康の確保及び増進・親と子がともに学び育つ教育環境の整備・要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進・安心して子育てできる生活環境の整備などについて定めた計画です。
市町村子ども・若者計画（対象年齢：15歳～39歳）
子ども・若者育成支援推進法（第9条第2項）に基づき子ども・若者育成支援について定めた計画です。
市町村における子どもの貧困対策計画（対象年齢：0歳から概ね18歳）
こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（第10条第2項）に基づき、子どもの貧困対策について定める計画です。

図表 2 本計画に内包する計画と市他計画との関係

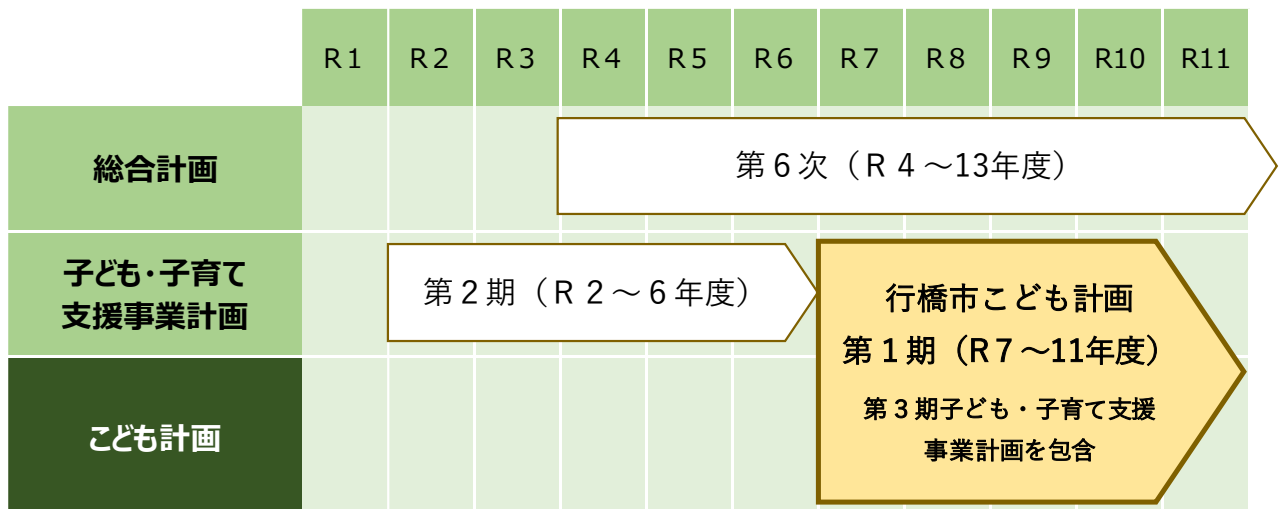


3. 計画の期間

本計画の期間は令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、本計画における施策が社会情勢の変化の中で、効果的に実現するように、毎年度、進捗状況を管理するとともに、社会情勢や市民ニーズの変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直し等を行います。

図表 3 計画の期間



4. 計画の策定体制

(1) 教育・保育ニーズに関するアンケート調査

本計画の策定にあたって、保育や子育て支援などについてのニーズを把握するため、市内の未就学児及び小学生児童の保護者を対象に「行橋市子ども・子育て支援事業に係るニーズ調査」を実施しました。

■行橋市子ども・子育て支援事業に係るニーズ調査の実施概要

調査対象	市内在住の未就学児及び小学生児童の保護者（全数調査）
調査方法	インターネットを通じたWEB調査
調査期間	未就学児保護者：令和6年6月17日～令和6年7月15日 小学生児童保護者：令和6年6月17日～令和6年7月7日

(2) こども・若者意識調査

本計画の策定にあたって、行橋市のこどもや若者が抱える不安・悩みや将来に関する考え、市に望むことなどを把握するため、市内在住の10～14歳及び15～39歳の方を対象にアンケート調査を実施しました。

■10～14歳アンケート調査の実施概要

調査対象	市内在住の10～14歳（全数調査）
調査方法	学校配布タブレット端末を用いたWEB調査
調査期間	令和6年6月17日～令和6年7月7日

■15～39歳アンケート調査の実施概要

調査対象	市内在住の15～39歳（全数調査）
調査方法	インターネットを通じたWEB調査
調査期間	令和6年6月17日～令和6年7月15日

(3) こども・若者からの意見聴取

本計画の策定にあたっては、こどもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえた実効性のある計画とするために、計画の対象となるこどもや若者、子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させることが必要です。

これにより、こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、社会に何らかの影響を与えたり変化をもたらしたりする機会となり、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながります。

行橋市のこどもや若者が抱える不安・悩みや将来に関する考え、市に望むことなどを把握するため、当事者からの意見聴取を実施しました。

■ こども・若者からの意見聴取の実施概要

調査対象	「行橋市子ども議会」に参加する子ども議員 16 人
調査方法	ヒアリングシートに基づくグループインタビュー形式
実施日	令和 6 年 7 月 26 日

(4) 行橋市子ども・子育て会議

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法の規定により市町村等の合議制機関として設置が努力義務化されている「地方版子ども・子育て会議」として、子育て中の保護者や幼児教育・保育施設等の関係者、学識経験者等で構成する「行橋市子ども・子育て会議（代表者会議・実務者会議）」を設置し、計画内容等について、当事者・関係者の意見を反映できるよう努めました。

(5) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたっては、市民の意見を広く聴取するため、令和 7 年 1 月 28 日～令和 7 年 2 月 10 日にパブリックコメントを実施しました。

第2章 統計からみる行橋市の現状

第2章 統計からみる行橋市の現状

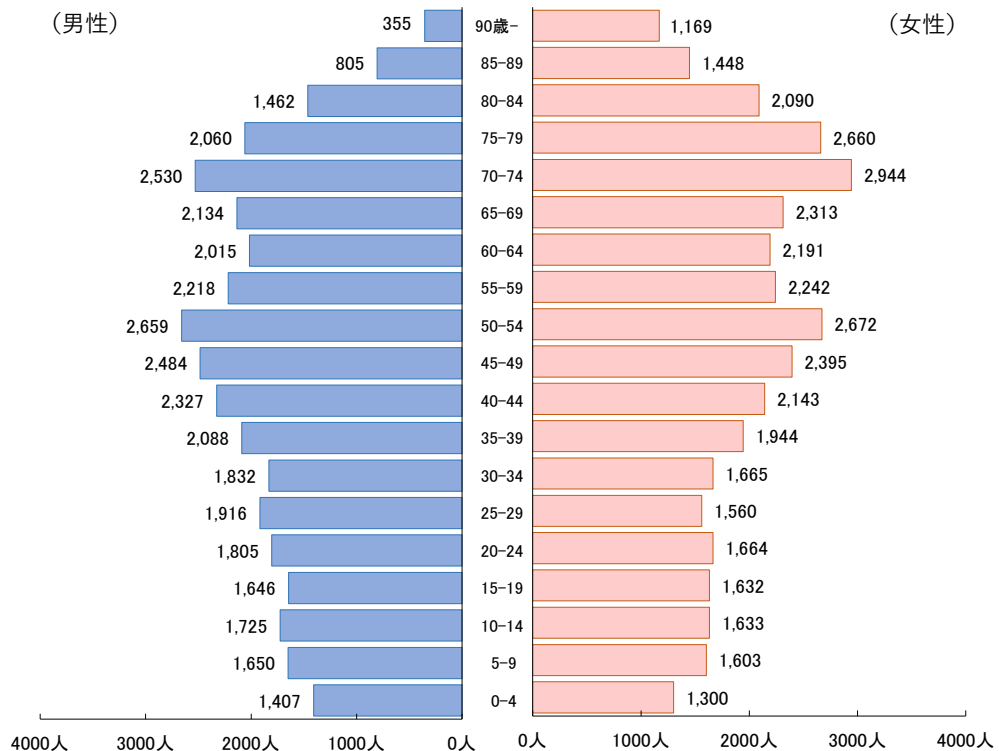
1. 人口の状況

(1) 人口ピラミッド

本市の年齢別人口構成をみると、男性は50歳～54歳、女性は70歳～74歳の人口が最も多くなっています。

年齢階層が低くなるに従って概ね人口は減少しており、いわゆる生産年齢人口（15歳～64歳まで）では、男女ともに20歳代後半から30代前半の人口が少なく、80歳未満の年齢階層の中では、男女ともに0歳から4歳の人口が最も少なくなっています。

図表4 人口ピラミッド

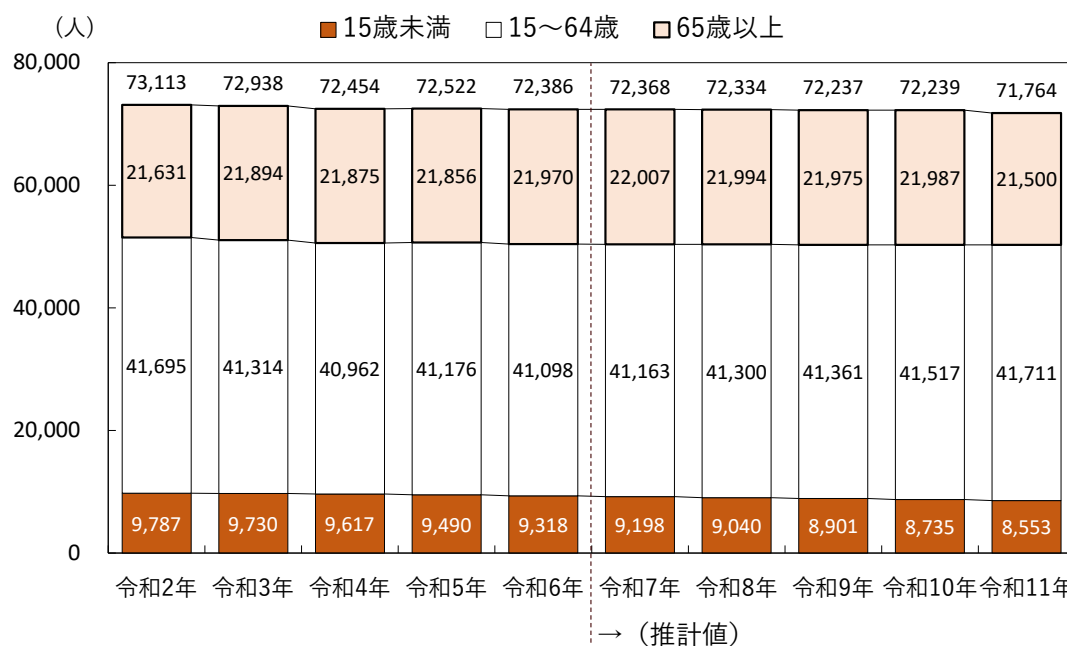


資料：住民基本台帳（令和6年4月1日時点）

(2) 年齢3区分人口の推移と推計

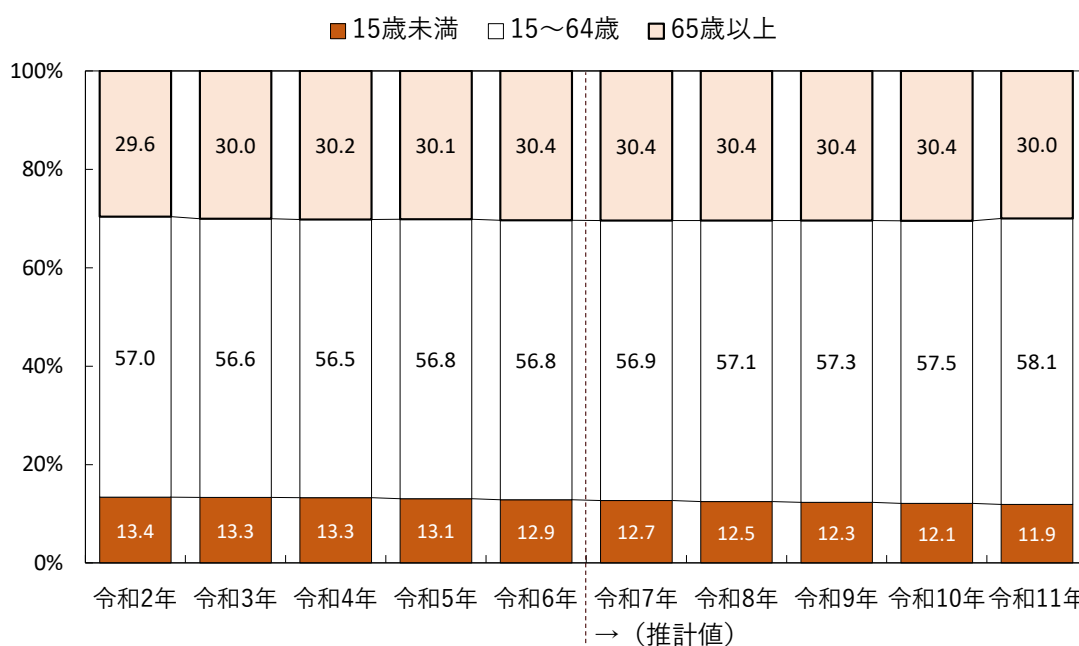
本市の人口は令和2年以降、微減傾向で推移しています。住民基本台帳の各歳・男女別人口データに基づき、コーホート変化率法※によって本市の人口推計を実施したところ、本計画期間中も人口減少傾向は継続していくことが見込まれています。

図表 5 年齢3区分人口の推移と推計



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）※令和7年以降はコーホート変化率法による推計値

図表 6 年齢3区分人口割合の推移と推計



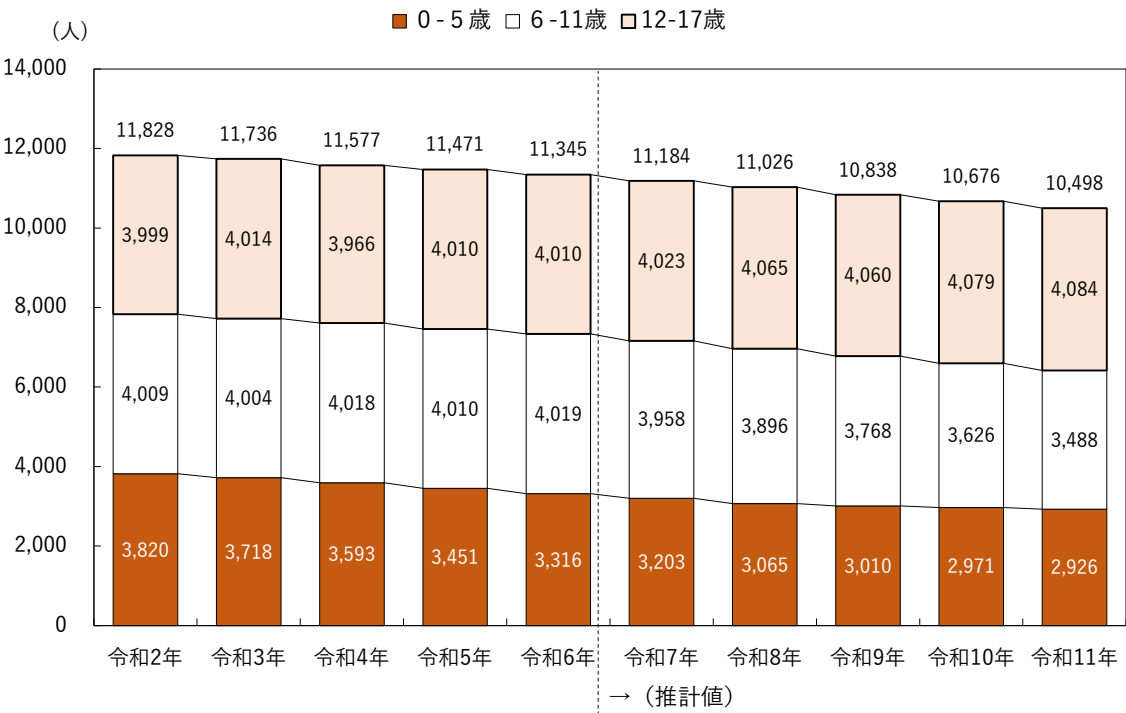
資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）※令和7年以降はコーホート変化率法による推計値

※用語の解説について、詳しくは「資料編 用語集」をご参照ください（125頁）。

(3) 18歳未満人口の推移と推計

18歳未満の人口は、出生数の減少に伴い、減少傾向にあることがわかります。本計画の年度中（令和7年度から令和11年度）も、18歳未満人口は継続して減少していくと予想されます。

図表 7 18歳未満人口の推移と推計



	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	→推計値	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	613	532	512	508	485	推計値	487	481	479	477	474
1歳	615	615	532	522	524	推計値	490	492	486	484	482
2歳	632	614	632	537	529	推計値	533	497	499	493	491
3歳	664	643	603	636	548	推計値	534	538	501	503	497
4歳	647	664	653	606	621	推計値	534	519	522	488	490
5歳	649	650	661	642	609	推計値	625	538	523	526	492
0歳～5歳計	3,820	3,718	3,593	3,451	3,316	推計値	3,203	3,065	3,010	2,971	2,926
6歳	694	658	663	660	641	推計値	606	622	536	521	524
7歳	665	693	663	663	663	推計値	642	607	623	537	522
8歳	650	676	685	668	667	推計値	666	645	610	626	540
9歳	664	653	674	690	673	推計値	672	671	650	615	631
10歳	657	670	656	677	695	推計値	675	674	673	652	617
11歳	679	654	677	652	680	推計値	697	677	676	675	654
6歳～11歳計	4,009	4,004	4,018	4,010	4,019	推計値	3,958	3,896	3,768	3,626	3,488
12歳	655	683	656	674	650	推計値	680	697	677	676	675
13歳	664	659	691	660	673	推計値	653	683	700	680	679
14歳	639	666	659	695	660	推計値	674	654	684	701	681
15歳	635	641	663	656	685	推計値	659	673	653	682	699
16歳	703	655	643	674	663	推計値	690	664	678	658	688
17歳	703	710	654	651	679	推計値	667	694	668	682	662
12～17歳計	3,999	4,014	3,966	4,010	4,010	推計値	4,023	4,065	4,060	4,079	4,084
合計	11,828	11,736	11,577	11,471	11,345	推計値	11,184	11,026	10,838	10,676	10,498

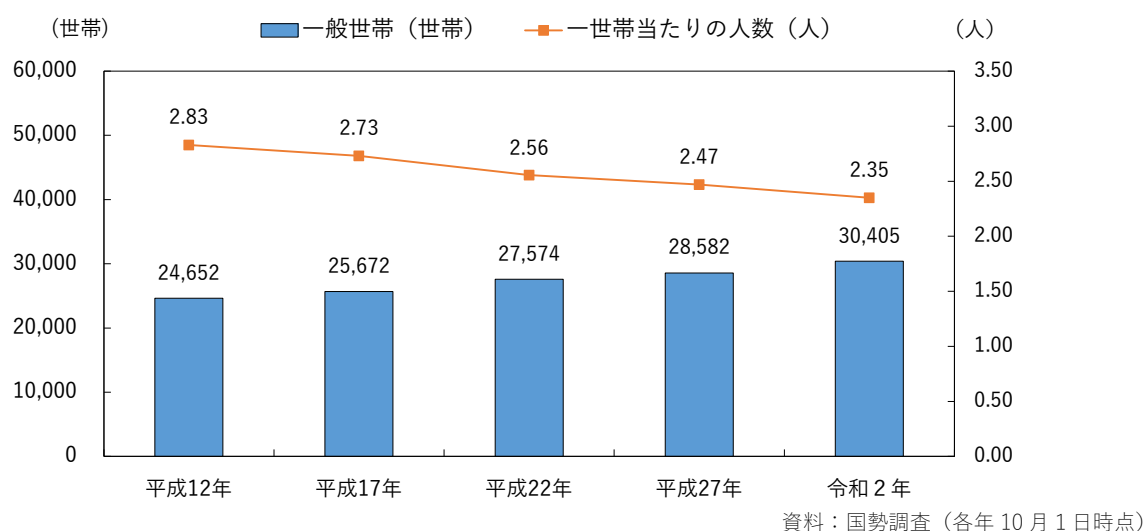
資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）※令和7年以降はコーホート変化率法による推計値

2. 世帯の状況

(1) 世帯数と世帯人員の推移

本市の世帯数は一貫して増加傾向にありますが、一世帯当たり人員数は一貫して減少傾向にあります。

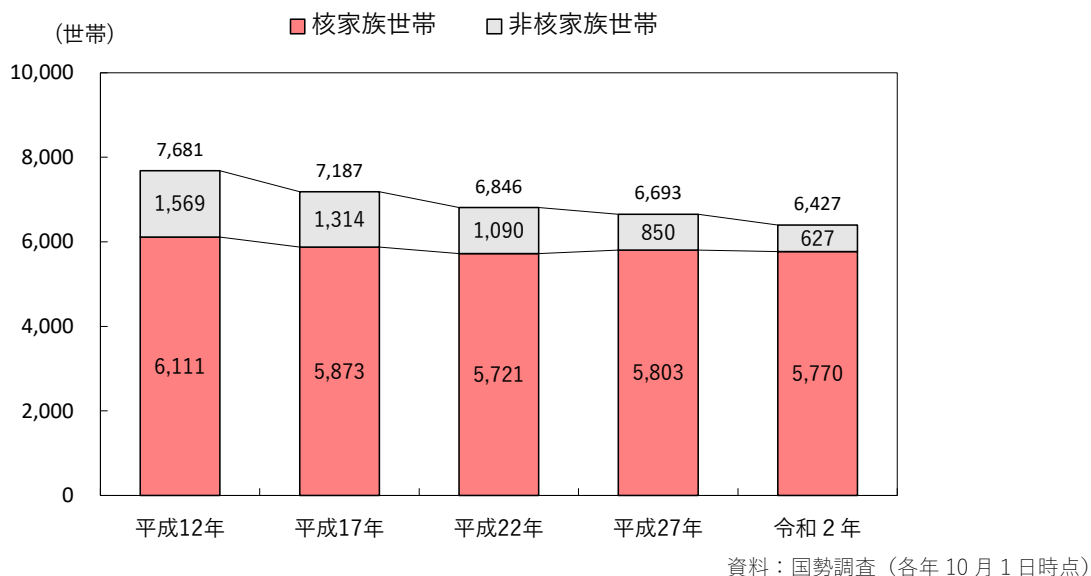
図表 8 世帯数と世帯人員の推移



(2) 核家族世帯※の推移

世帯類型別に世帯数の推移をみると、核家族世帯は平成 12 年と比較すると若干減少しているものの、おおむね横ばいで推移しています。一方、非核家族世帯は減少が続いており、平成 12 年と比較すると、令和 2 年時点で約 6 割減少しています。

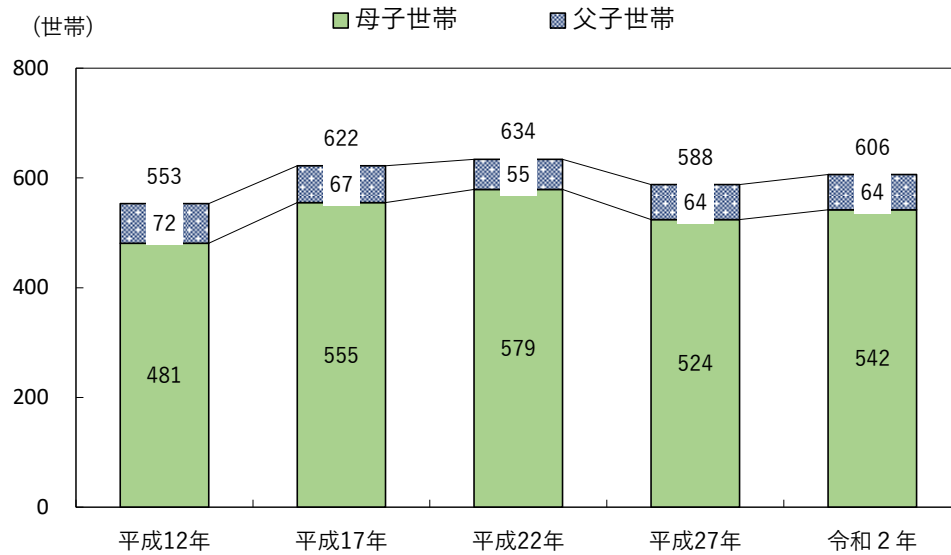
図表 9 核家族世帯と非核家族世帯の推移



(3) ひとり親世帯の推移

ひとり親世帯の推移をみると、令和2年時点の母子世帯の数は、平成12年と比較して約1.1倍となっています。

図表 10 ひとり親世帯の推移



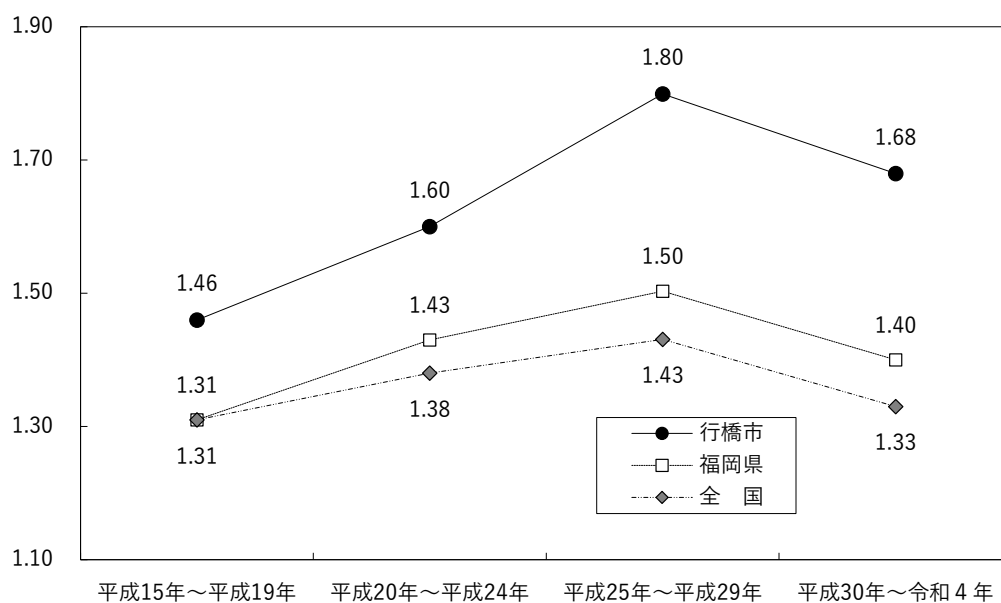
資料：国勢調査（各年10月1日時点）

3. 出生率の状況

合計特殊出生率とは、1人の女性が出産可能とされる15歳から49歳までに産む子どもの数の平均を指す指標です。本市の出生の状況を、ベイズ推定値※を用いて全国、福岡県と比較しました。

本市の合計特殊出生率は全国・県平均よりも高く推移していますが、人口置換水準（人口を維持するために必要な水準）である2.07を下回って推移しています。

図表 11 合計特殊出生率（ベイズ推定値）の推移



資料：厚生労働省「人口動態調査」

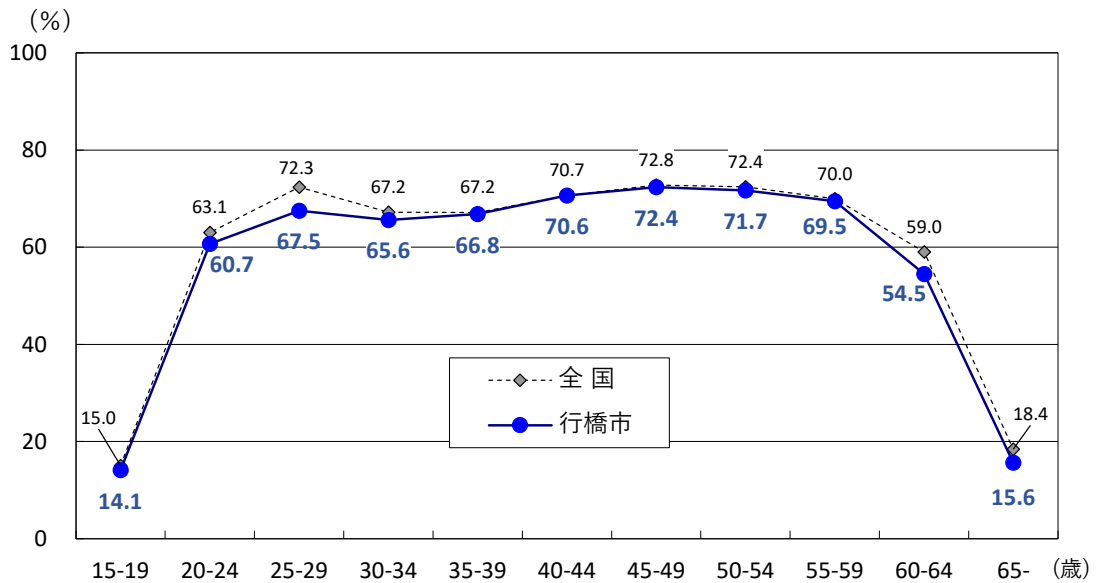
4. 女性の就労の状況

本市の女性の年齢階層別労働力人口（M字カーブ）をみると、すべての年齢階層で、おおむね全国平均と同程度の労働力率となっています。

共働き世帯数が増加傾向にある中、女性は男性に比べて非正規雇用の割合が高く、また、子育て期に就業を中断する女性が少なくありません。

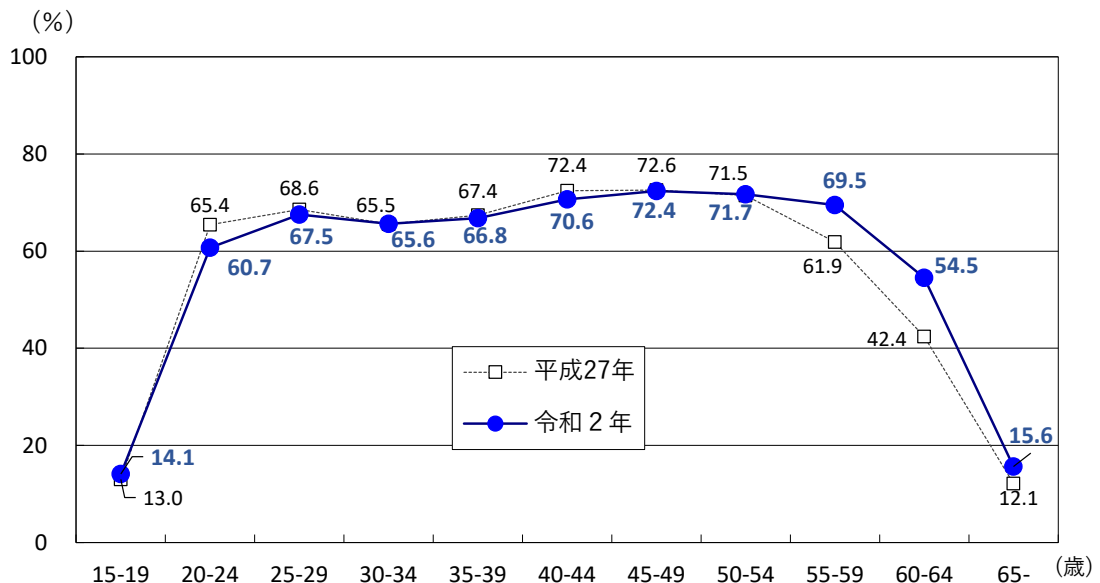
女性の年齢階層別労働力人口は増加し、いわゆるM字カーブは解消に向かっていると思われるものの、出産を契機に女性が非正規雇用化する状態の解消や男女間の賃金格差の是正が引き続き課題となっています。

図表 12 女性の就労状況（就業率）



資料：国勢調査（令和2年）

図表 13 行橋市の女性の就労状況（就業率）の推移



資料：国勢調査

5. アンケート調査結果の概要と本市の課題

子育て家庭の実態と子育て支援ニーズ等を把握することによって、今後の子ども・子育て支援施策の充実に活かすとともに、「行橋市こども計画」策定の基礎資料とするため、下記の通り各種調査を実施しました。

【こども・若者意識調査】

	こども・若者意識調査		子ども・子育て支援事業に係るニーズ調査	
	15～39 歳市民	10～14 歳市民	小学生の保護者	就学前児童の保護者
対象者	市内在住の 15～39 歳	市内在住の 10～14 歳	市内在住の 小学生児童の保護者	市内在住の 未就学児の保護者
回収方法	インターネットを通じた WEB 調査			
回収数	463 件	2,075 件	1,084 件	465 件
調査開始日	令和 6 年 6 月 17 日			
調査締切日	令和 6 年 7 月 15 日	令和 6 年 7 月 7 日	令和 6 年 7 月 7 日	令和 6 年 7 月 15 日

【調査結果の見方】

- 回答割合は、各質問の回答者数（計）を基数とした百分率（％）で示しています。小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、比率の合計が 100.0%にならない場合があります。
- 複数回答を可とした質問では、回答比率の合計が 100.0%を超えます。
- 回答があっても、小数点第 2 位を四捨五入して 0.1%に満たない場合は、グラフには「0.0」と表記しています。
- 設問や回答選択肢を簡略化して表記している場合があります。

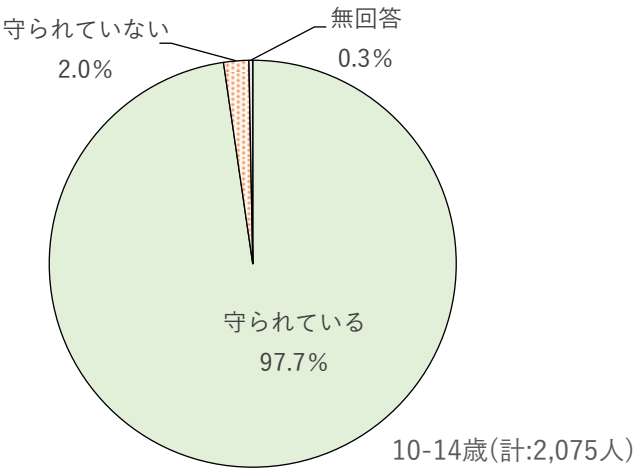
(1) こどもの権利についての認知度



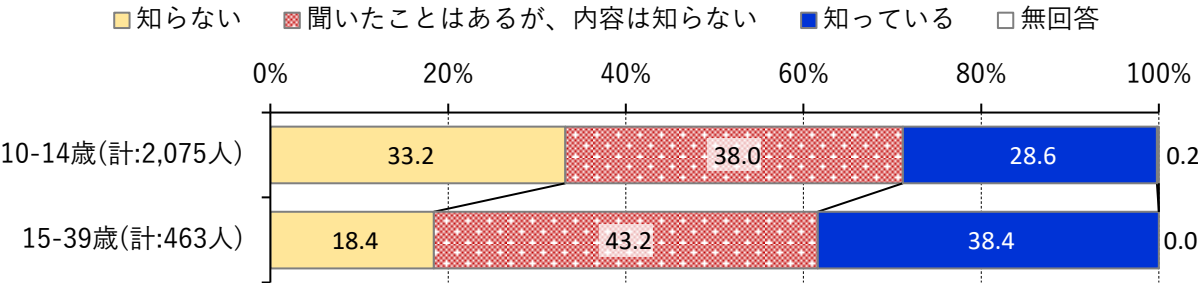
10～14 歳の市民向けに実施したこども・若者調査では、こどもの権利が守られていると思うかとの問いに対し、97.7%の児童生徒が「守られている」と回答しているものの、こどもの権利について聞いたことがありますかという問いに対しては、10～14 歳の 71.2%、15～39 歳の 61.6%が「知らない」「聞いたことはあるが、内容は知らない」と回答しており、認知度が低くなっています。

こどもの権利についての普及啓発に努め、こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有を図っていく必要があります。

図表 14 「こどもの権利」が守られていると思うか



図表 15 こどもの権利について聞いたことがありますか



(2) こどもの遊び場や体験機会の不足

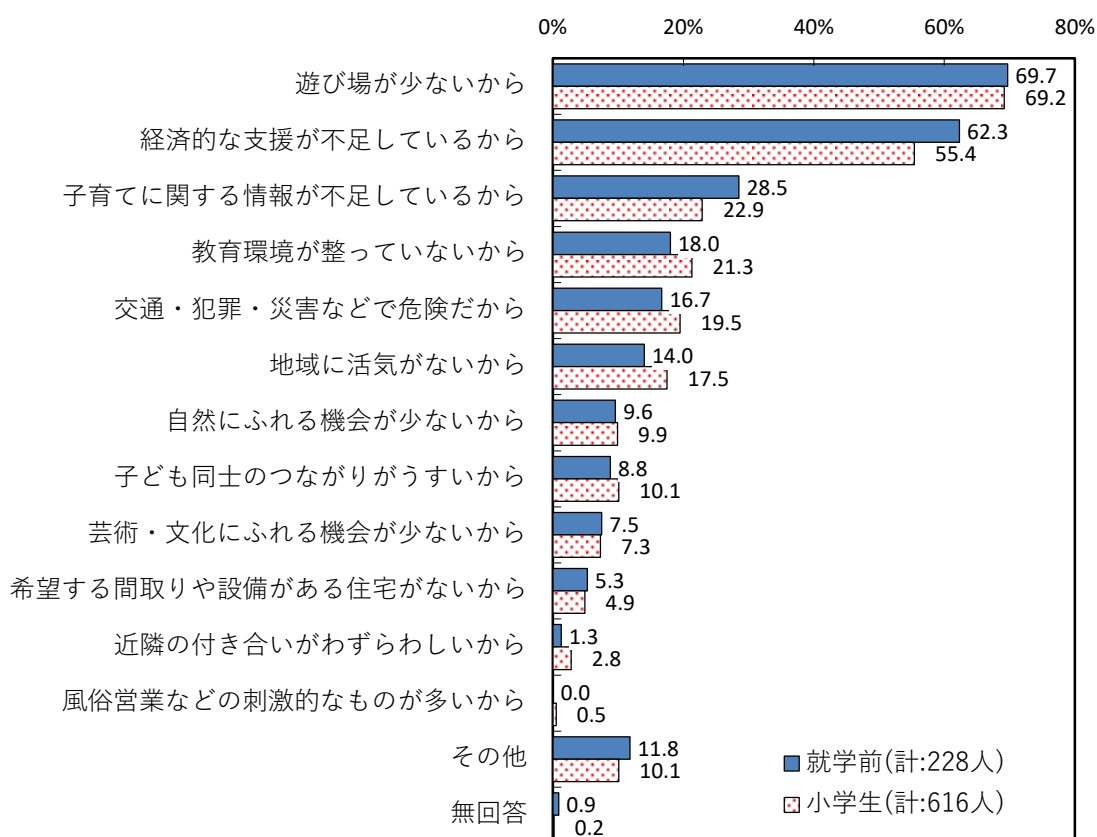


保護者の回答

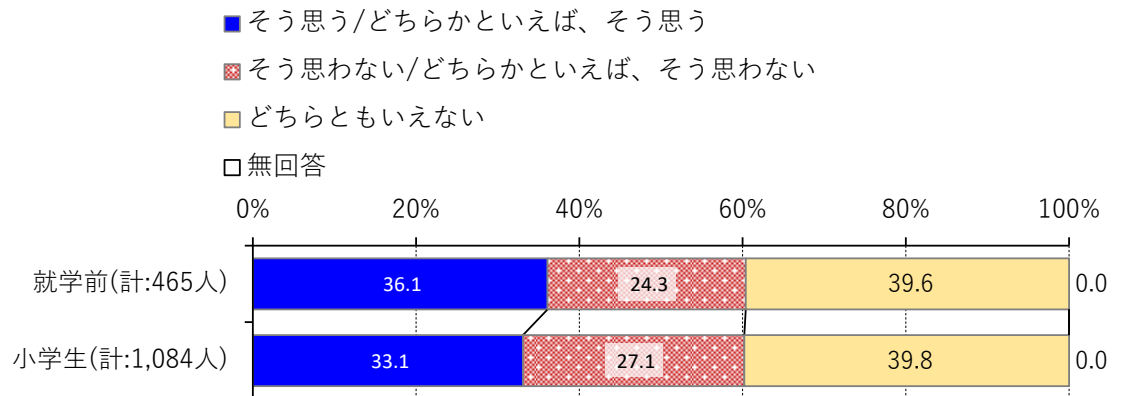
就学前、小学生保護者に対して実施したニーズ調査によると、市の子育て環境に対して不満に思うことの理由として、7割近くが「遊び場が少ないから」と回答しています（図表 16）。

また、幼稚園や小中学校等の教育環境が充実していると思うか、小中学生等が様々な体験ができる場・機会があると思うかについてたずねたところ、7割～8割の人が「そう思わない」「どちらかといえば、そう思わない」「どちらともいえない」と回答しており、遊び場や体験の機会が十分でないと感じている様子がうかがえます（図表 17・図表 18）。

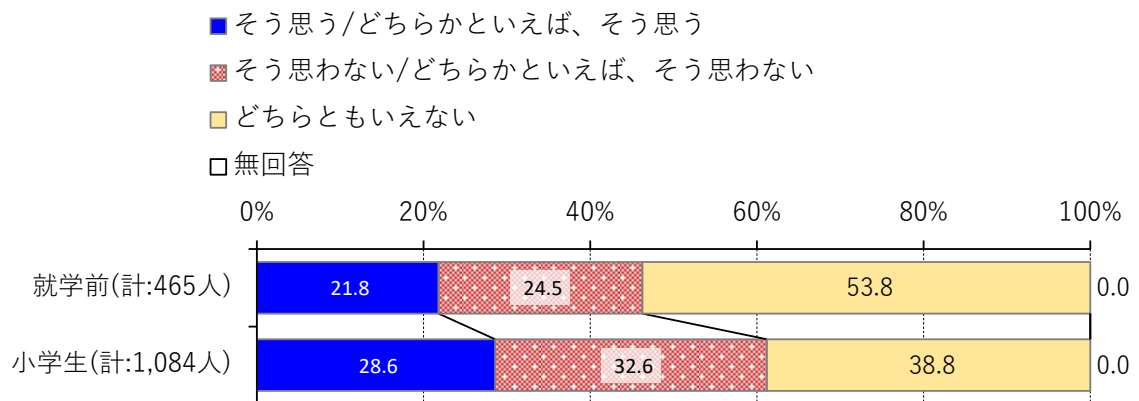
図表 16 市の子育て環境に対して不満に思っている理由



図表 17 幼稚園や小中学校等の教育環境が充実していると思うか



図表 18 小中学生等が様々な体験ができる場・機会があると思うか



(3) 夜間・緊急時の小児医療の充実



保護者の回答

ニーズ調査の自由回答をみると、夜間や救急の医療が不足しているという意見が多くありました。こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供のために、十分な支援体制の整備や関係機関との連携強化に努めていく必要があります。

【自由回答の意見】

- 救急の医療センターに小児科の先生が居ない時間が多く、結局市外の病院に行かなければならなくなる。(小学生保護者)
- 救急で子どもを診てくれる病院がほしい。近隣の救急対応の病院に小児を受け入れてもらえるようにしてほしい。(小学生保護者)

(4) 経済格差とこどもの将来の展望



保護者の回答

内閣府の実施した「令和3年 子供の生活状況調査の分析報告書」によると、こどもが将来どの段階まで進学すると思うかについて、収入の水準が低い世帯（等価世帯収入の水準が「中央値の2分の1未満」の、いわゆる相対的貧困世帯）では、「高校まで」の回答割合が他の世帯と比べて高くなる傾向にあることがわかります(図表 19)。

また、同調査によると、こどもの進学段階について「高校まで」と考える理由として、収入の水準が低い世帯では「家庭の経済的な状況から考えて」と回答した割合が高い傾向にあります(図表 20)。

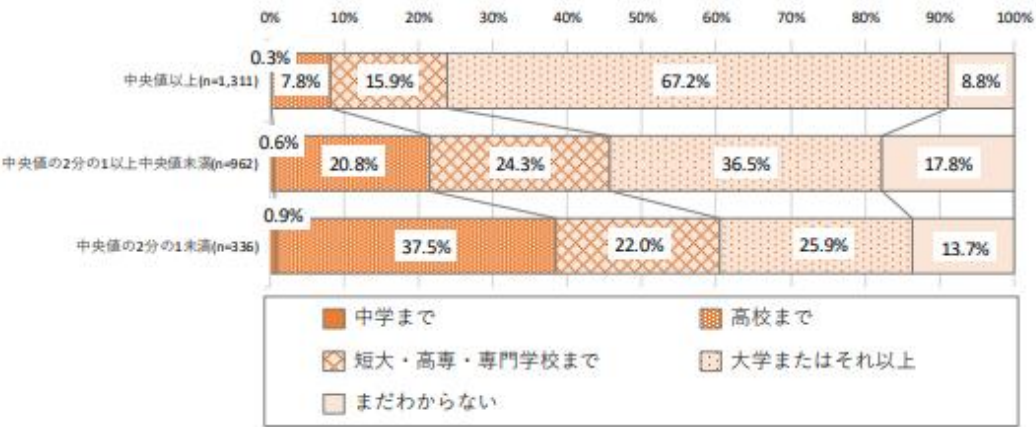
この結果から、家庭の経済状況が、こどもの進学の展望に少なからず影響を与えていることが分かります。

本市のニーズ調査の結果をみると、こどもの進学段階に関する希望・展望について、生活の状況が「苦しい/大変苦しい」と回答した層では、「ゆとりがある/大変ゆとりがある」と回答した層と比較して、「大学またはそれ以上」と回答した人の割合が低く、「高校まで」と回答した人の割合が高くなっています(図表 21)。

また、進学の見通しについてその理由をみると、進学の見通しが「高校まで」と回答した層では、「短大・高専・専門学校まで」「大学またはそれ以上」と回答した層と比較して「家庭の経済的な状況から考えて」と回答した人が多くなっています（図表 22）。

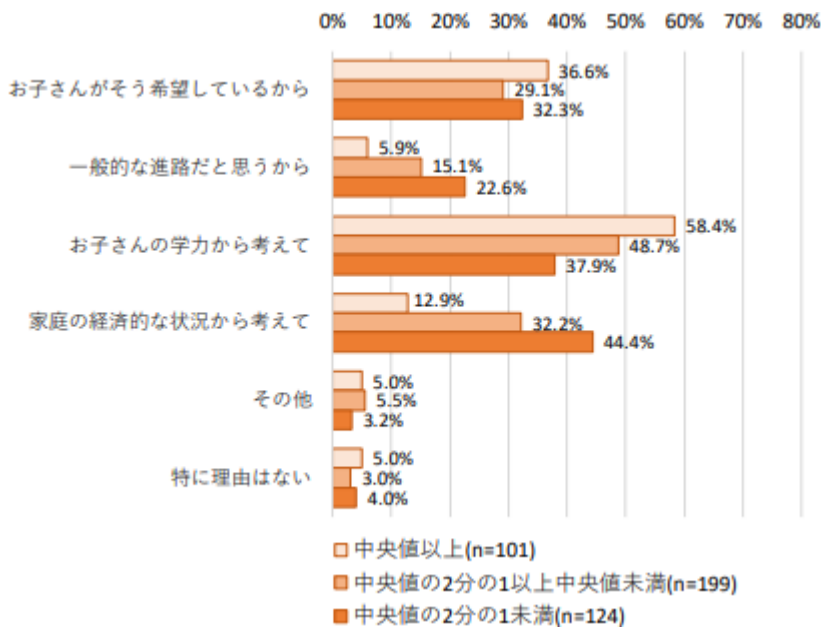
これらのことから、世帯の収入格差によって、こどもの進学が制限される可能性があることがわかります。

図表 19 等価世帯収入の水準別、子供の進学段階に関する希望・展望



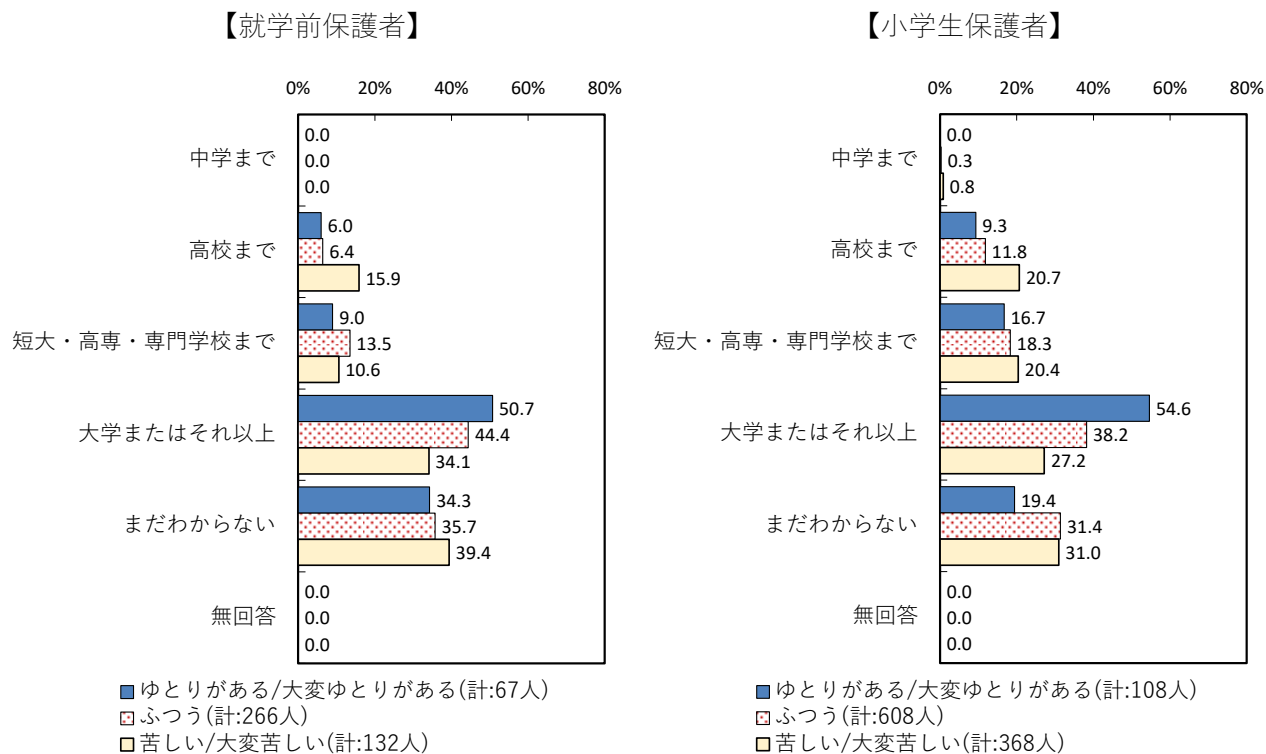
出典：内閣府「令和3年 子供の生活状況調査の分析 報告書」

図表 20 等価世帯収入の水準別、進学段階に関する希望・展望について「高校まで」と考える理由

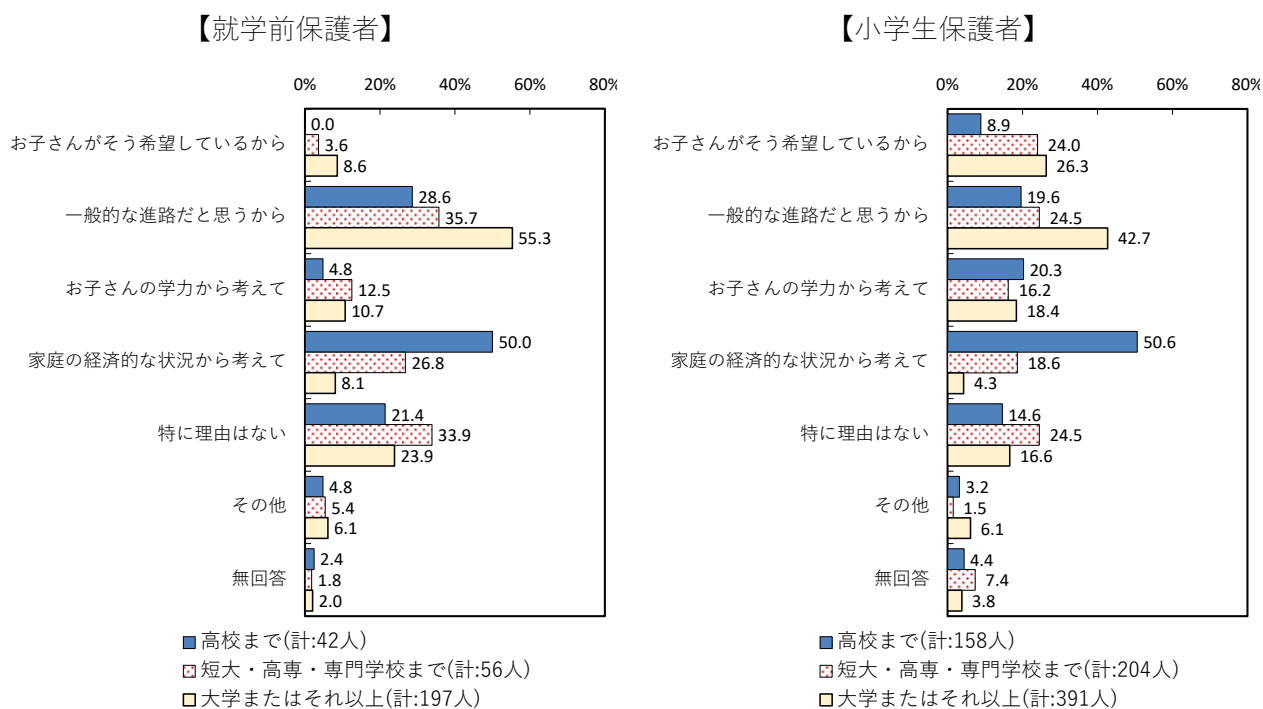


出典：内閣府「令和3年 子供の生活状況調査の分析 報告書」

図表 21 こどもの進学段階に関する希望・展望（生活の状況別）



図表 22 こどもの進学段階に関する希望・展望の理由（進学の見望別）



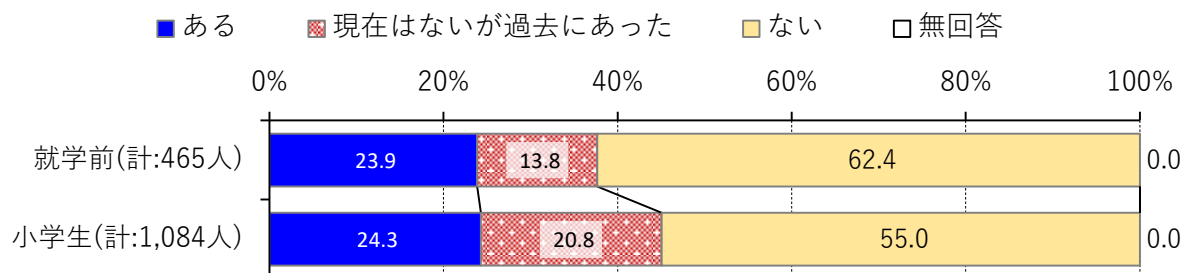
(5) こどもの発達に関する悩みへの支援の充実



保護者の回答

ニーズ調査において、こどもの発達についての悩みや心配なことがあるかをたずねたところ、就学前保護者の37.7%、小学生保護者の45.1%が「ある」「現在はないが過去にあった」と回答しており、4割程度の方が子育ての中でこどもの発達について不安を感じた経験があるという結果になりました（図表23）。

図表23 こどもの発達についての悩みや心配なことがあるか



(6) こどもや若者の居場所づくり



こども・若者の回答

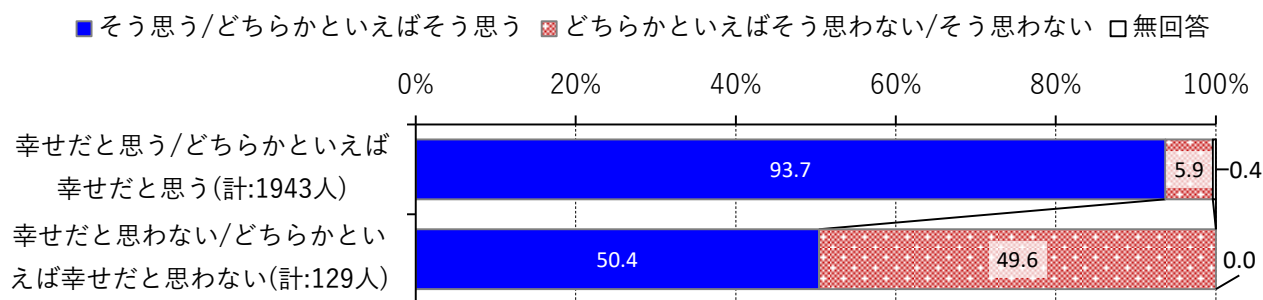
居場所を必要とするこどもや若者の背景には、不登校、家庭環境の問題、発達障がい、経済的な困難を抱えているなど、様々な要因があります。

家庭や学校に居場所がないと感じるこどもや若者は、孤独や疎外感を抱えやすく、心身の健康に悪影響を及ぼすリスクが高まります。

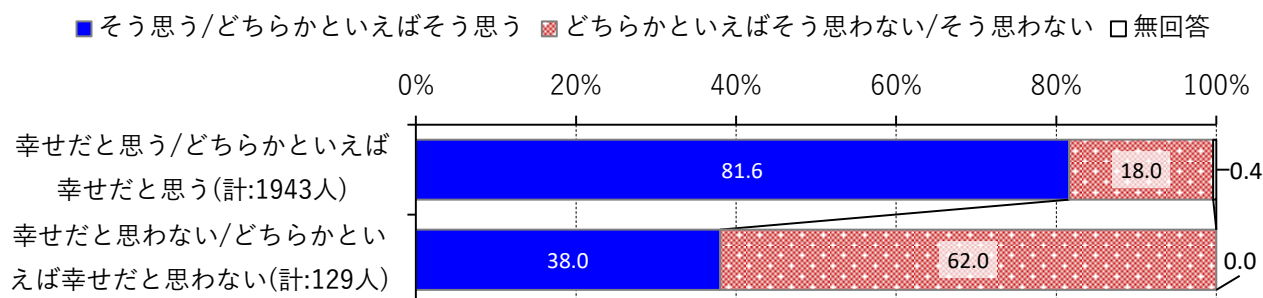
こども・若者調査の結果をみても、幸福度の低い層では、高い層と比較して家庭や学校に居場所がないと回答した人が多くなっています（図表24・図表25）。

地域社会においてこどもや若者が安心して過ごせる場を提供し、孤立を防ぐためのこどもや若者の居場所づくりの取り組みが重要です。

図表 24 家庭を居場所と感じるか（10～14 歳）



図表 25 学校を居場所と感じるか（10～14 歳）



（7）こども・若者の悩みや不安の相談に対する支援



こども・若者調査で 10～14 歳に今、自分が幸せだと思うかをたずねたところ、93.6%が「そう思う/どちらかといえばそう思う」と回答しています（図表 26）。

こども・若者の回答

幸福感が高い層（「幸せだと思う」「どちらかといえば幸せだと思う」）と幸福感が低い層（「幸せだと思わない」「どちらかといえば幸せだと思わない」）に分けて集計したところ、幸福感が低い層では、高い層と比較して悩んだり困ったりしていることがあると回答した人の割合が高くなっています（図表 27）。

また、何らかの悩みがあると回答した人に、相談に乗ってくれたり、話を聞いてくれたりする人がいるかをたずねたところ、幸福感の高い層では 77.7%が「相談相手や話を聞いてくれる人がいる」と回答している一方、幸福感の低い層では、高い層と比較して相談相手や話を聞いてくれる人がいると回答した人の割合が低く、「相談相手や話を聞いてくれる人がいない」「相談や話はしたくない」と回答した人の割合が高くなっています（図表 28）。

さらに、相談相手や話を聞いてくれる人がいると回答した人に、その相手についてたずねたところ、幸福度の高い層では「親」が47.6%で最も高くなっています（図表 29）。

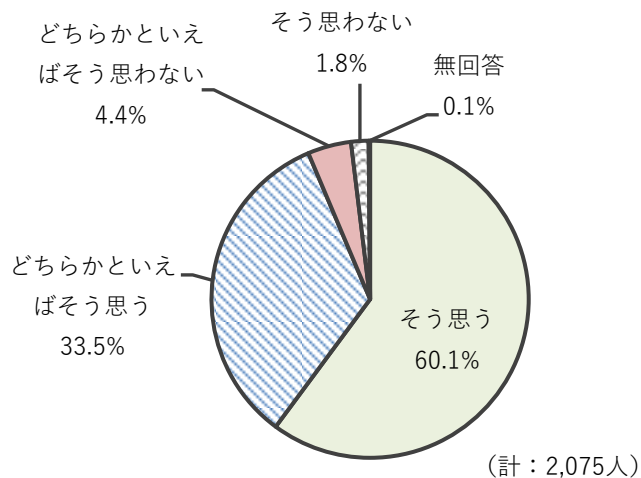
一方、幸福度が低い層では、「親」と回答した人の割合は19.4%と、幸福度が高い層と比較して低くなっています。

15～39歳の調査でも同様に、生活の満足度（0～10点の11段階評価）ごとに分析したところ、生活満足度が低い層ほど、悩みや困りごとについて相談・話ができる人がいないと回答しており、孤立による孤独感が、心身に影響している可能性が考えられます（図表 30）。

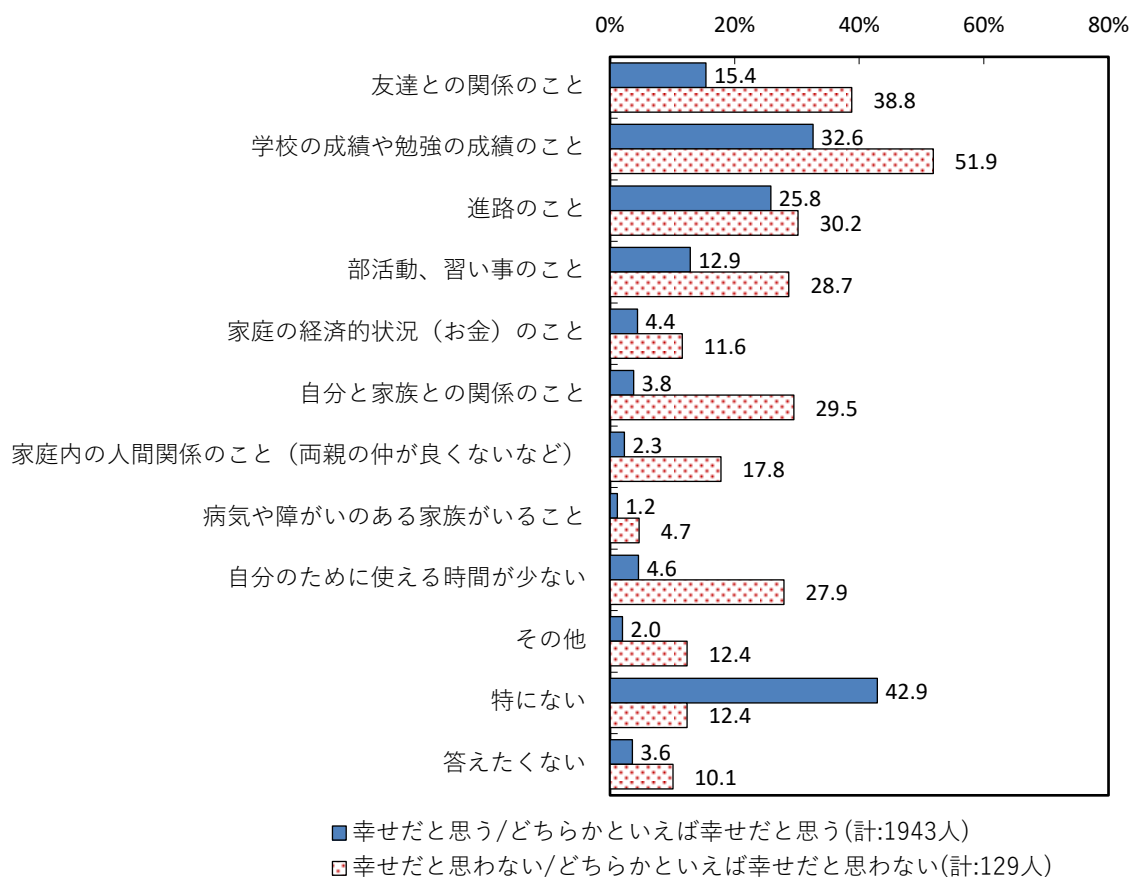
悩みや不安があっても、誰にも相談できずに抱え込んでしまう人が少なくない様子が見受けられますが、その背景には、相談できる場所や人が少ないことや、悩みを打ち明けることに抵抗を感じていることが考えられます。

相談することを恥ずかしいことや悪いことと感じないよう、学校や家庭での支援だけでなく、社会全体で相談しやすい環境整備を行う必要があります。

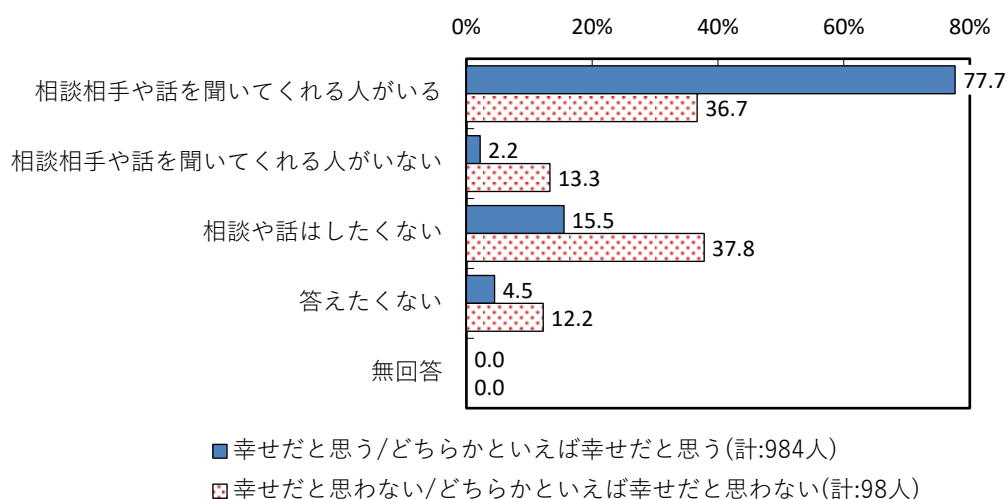
図表 26 現在の幸福感（10～14歳）



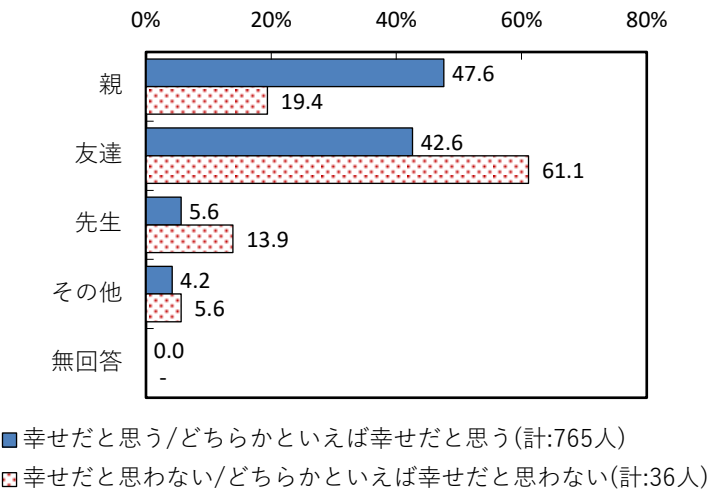
図表 27 現在、悩んだり困ったりしていること（10～14 歳）



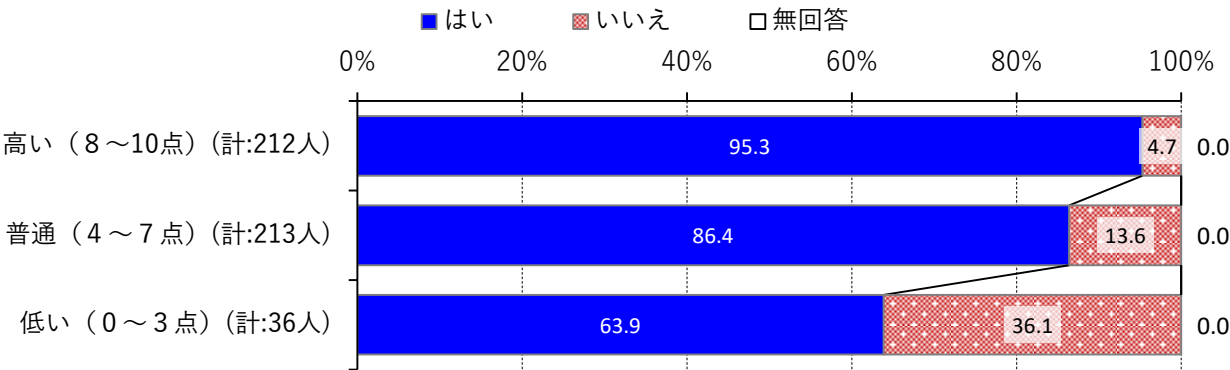
図表 28 悩みや困りごとについて相談・話ができる人があるか（10～14 歳）



図表 29 相談相手や話を聞いてくれる人（10～14 歳）



図表 30 悩みや困りごとについて相談・話ができる人がいるか（15～39 歳調査）



(8) 子育てに関する負担の偏り

ニーズ調査の結果をみると、調査の回答者について、「母親」の回答率が高く、就学前保護者で 89.0%、小学生保護者で 88.6%となっています（図表 31）。

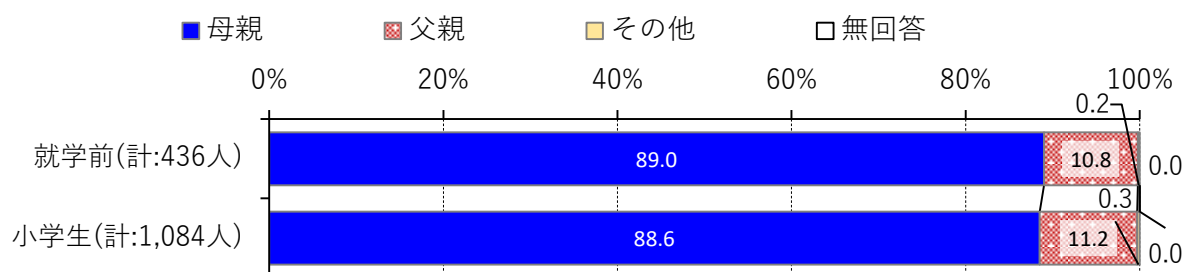


保護者の回答

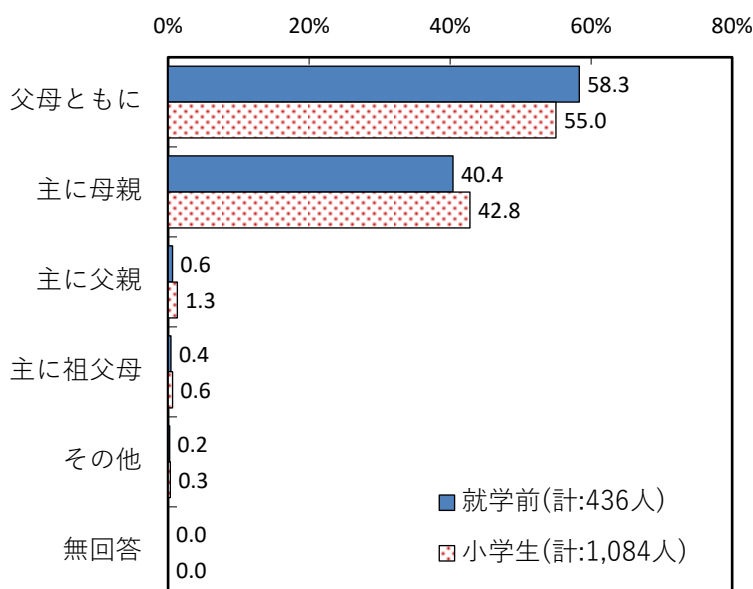
また、主に子育てを行っている人についてたずねたところ、就学前保護者、小学生保護者ともに「父母共に」の回答率が最も高く、次いで「主に母親」と続きます（図表 32）。

「父母共に」「主に母親」と比較して、「主に父親」の回答率は圧倒的に低くなっており、調査の回答者の多くが母親であったことから、育児の負担は母親へと偏りがちであり、父親が育児に積極的に参画していないケースが少なからず存在しているものと考えられます。

図表 31 調査の回答者



図表 32 子育て（教育を含む）を主に行っている人



(9) 育児休業の取得状況



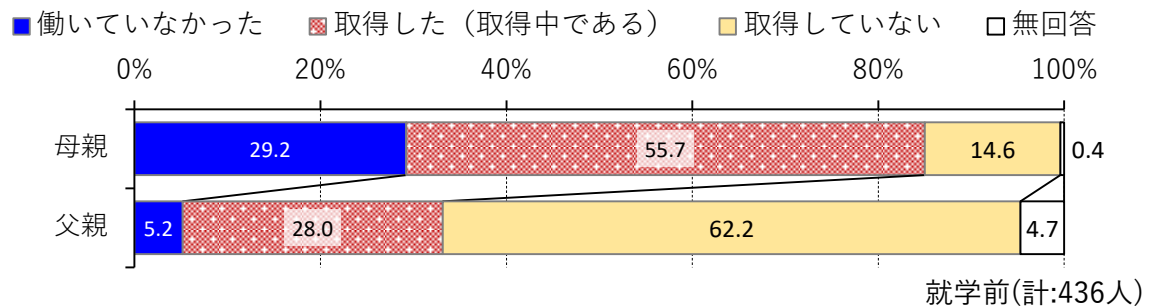
保護者の回答

育児休業の取得状況について就学前保護者にたずねたところ、「取得した（取得中である）」と回答した人の割合は、母親で 55.7%、父親で 28.0% となっています。

厚生労働省が令和 5 年に実施された「雇用均等基本調査」によると、日本人男性の育休取得率は 30.1% となっており、本市の男性の育休取得率はおおむね全国的平均と同程度となっています。

しかし、本市の男性の 6 割以上が「取得していない」と回答しており、依然として女性と比較して男性の育休取得率が低いのが現状です。

図表 33 育児休業の取得状況



(10) ひとり親家庭・生活困難者への経済的支援

ニーズ調査によると、ひとり親世帯では未就学の世帯で48.3%、小学生の世帯で55.6%が、現在の暮らしを「大変苦しい」「苦しい」と回答しており、全体の結果と比較して高くなっています（図表34）。

また、子ども・若者調査の結果をみると、15～39歳の30.1%が、現在の生活の経済的状況につて、「大変苦しい」「やや苦しい」と回答しており、子育て世帯に限らず、幅広い支援が必要です。

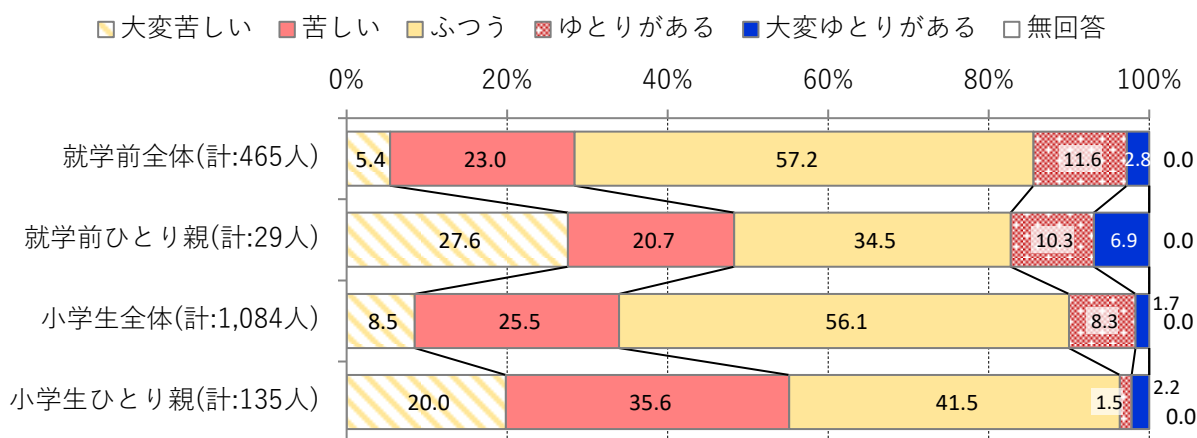


保護者の回答

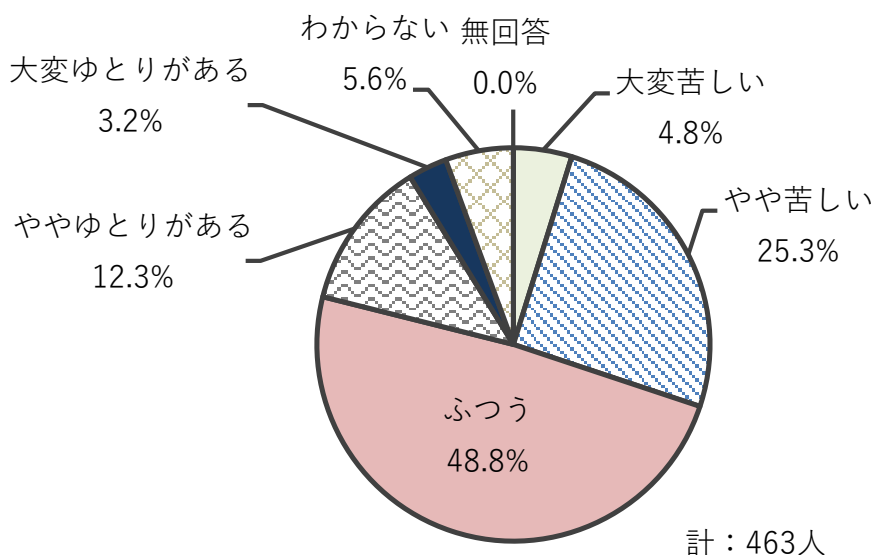


子ども・若者の回答

図表 34 現在の生活状況について（世帯類型別）



図表 35 生活の困難度（15～39歳調査）



第3章 第2期子ども・子育て支援事業計画 の評価

第3章 第2期子ども・子育て支援事業計画の評価

1. 第2期計画の実施状況と課題

(1) 幼児教育・保育

【1号認定（3～5歳）】 (人)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値（利用量）①	1,016	971	958	974	1,027
計画値（確保状況）②	1,305	1,305	1,305	1,305	1,305
利用率（①／②×100）（％）	77.9	74.4	73.4	74.6	78.7

【2号認定（3～5歳）】 (人)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値（利用量）①	944	991	972	987	966
計画値（確保状況）②	810	816	829	829	829
利用率（①／②×100）（％）	116.5	121.4	117.2	119.1	116.5

【3号認定（1・2歳）】 (人)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値（利用量）①	113	104	96	98	91
計画値（確保状況）②	134	155	155	155	155
利用率（①／②×100）（％）	84.3	67.1	61.9	63.2	58.7

【3号認定（0歳）】 (人)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値（利用量）①	619	651	660	613	641
計画値（確保状況）②	486	538	540	540	540
利用率（①／②×100）（％）	127.4	121.0	122.2	113.5	118.7

【評価と今後の方向性】

- 1号認定については、実績が計画値を下回り、実績と計画値の乖離が大きくなっていることから、量の見込みについて十分検討する必要があります。
- 2号認定、3号認定の0歳児で実績が計画値を上回っていますが、3号認定の1・2歳児も含め、年度末にかけてニーズが高まる傾向にあることから、年度途中以降の待機児童が発生しないよう、保育士の人員確保と合わせて、ニーズに対応できる量の確保について十分検討する必要があります。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

①時間外保育事業

(人)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値（利用量）①	586	531	588	562	—
計画値（確保状況）②	872	869	862	853	844
利用率（①／②×100）（％）	67.2	61.1	68.2	65.9	—

【評価と今後の方向性】

- 実績が計画値を下回り、おおむね6～7割程度の利用にとどまる結果となっています。ニーズが高まった場合でも十分対応できるよう、今後もサービスの提供体制の確保に努めます。

②放課後児童健全育成事業

(人)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値（利用量）①	1,098	1,022	970	1,035	—
1年生	336	296	292	314	—
2年生	278	288	248	277	—
3年生	241	200	218	211	—
4年生	128	138	122	143	—
5年生	78	62	55	67	—
6年生	37	38	24	23	—
計画値（確保状況）②	1,084	1,124	1,164	1,204	1,204
利用率（①／②×100）（％）	101.3	90.9	83.3	86.0	—

【評価と今後の方向性】

- 令和2年度の実績はおおむね計画値通りとなっていますが、令和3年度以降は実績が計画値を下回って推移しています。
- 小学校低学年の時期を中心に今後も継続した需要が見込まれることから、今後も需要の拡大に備えて受け皿を確保していくとともに、職員の確保や質の向上に努めていく必要があります。

③子育て短期支援事業（ショートステイ）

(人)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値（利用量）①	0	0	0	0	0
計画値（確保状況）②	—	—	—	—	—
利用率（①／②×100）（％）	—	—	—	—	—

【評価と今後の方向性】

- 現在、市内で子育て短期支援事業は実施していませんが、ニーズに対応できるよう、必要に応じて検討します。

④地域子育て支援拠点事業

(人日/年)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値（設置個所）①	5,328	3,312	6,468	6,120	—
計画値（確保状況）②	9,395	9,295	9,135	9,019	8,924
利用率（①／②×100）（％）	56.7	35.6	70.8	67.9	—

【評価と今後の方向性】

- 実績が計画値を下回る結果となっています。特に令和2年度、令和3年度の利用者が落ち込んでいることについて、新型コロナウイルス感染症による事業の休止や利用控え等が影響したことが考えられます。
- 令和4年度以降は実績が回復傾向にあることから、今後もサービスの提供体制の十分な確保に努めます。

⑤一時預かり事業

【幼稚園型】

(人日/年)					
年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値(利用量)①	66,166	61,625	56,666	62,467	—
計画値(確保状況)②	90,350	90,534	90,718	89,844	88,925
利用率(①/②×100)(%)	73.2	68.1	62.5	69.5	—

【その他(幼稚園型以外)】

(人日/年)					
年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値(利用量)①	364	247	146	462	—
計画値(確保状況)②	525	519	510	504	498
利用率(①/②×100)(%)	69.3	47.6	28.6	91.7	—

【評価と今後の方向性】

- 実績が計画値を下回る結果となっています。一時預かりのニーズは高いものの、保育士不足の影響で事業を実施する保育施設等の受け入れ体制が確保できない場合があります。
- ニーズが高まった場合でも十分対応できるよう、今後もサービスの提供体制の確保に努めるとともに、保育士等の人材を確保する必要があります。

⑥病児保育事業

(人/年)					
年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値(利用量)①	26	34	190	566	—
計画値(確保状況)②	991	987	980	969	959
利用率(①/②×100)(%)	2.6	3.4	19.4	58.4	—

【評価と今後の方向性】

- 実績が計画値を下回る結果となっています。
- 特に令和2年度、令和3年度の利用者が落ち込んでいることについて、新型コロナウイルス感染症による事業の休止や利用控え等が影響したことが考えられます。

⑦ファミリー・サポート・センター事業

(人日/年)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値（利用量）①	340	425	458	288	—
計画値（確保状況）②	83	84	84	83	83
利用率（①／②×100）（％）	409.6	506.0	545.2	347.0	—

【評価と今後の方向性】

- 令和2年度以降、実績が計画値を大きく上回って推移しています。
- 本市では、平成30年度からファミリー・サポート・センター事業を実施していますが、ファミリー・サポート・センターの認知度について、第2期計画策定時は就学前保護者で約4割強、小学生保護者で約3割強となっていました。本計画策定時に実施した調査では、就学前保護者で約6割、小学生保護者で約5割と、事業の認知度が上がったことが、利用につながった可能性が考えられます。
- ニーズの高まりに十分対応できるよう、今後もサービスの提供体制の十分な確保に努めます。

⑧利用者支援事業

(箇所)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値（利用量）①	2	2	2	2	2
計画値（確保状況）②	2	2	2	2	2

【評価と今後の方向性】

- 保育コンシェルジュの配置と子育て世代包括支援センターの運営を行っていました。子育て世代包括支援センターに代わる機関として、令和6年4月から市子ども支援課内に「行橋市こども家庭センター」を設置しました。児童福祉と母子保健の相談部門を一体化し、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもが気軽に相談できる身近な相談場所としての役割を担っています。
- 今後も保育コンシェルジュによる支援体制を提供しつつ質の向上等にも努めていくとともに、身近な相談の場としてこども家庭センターの周知啓発や機能強化を図ります。

⑨妊婦に対する健康診査

(人/年)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値（利用量）①	613	532	512	508	—
計画値（確保状況）②	600	585	581	577	566
利用率（①／②×100）（％）	102.2	90.9	88.1	88.0	—

【評価と今後の方向性】

- 母子健康手帳とあわせて妊婦健康診査受診券（14枚）を交付し、指定医療機関で指定検査項目を無料で受診できるようにしています。
- 0歳児の推計人口を出生数とみなし計画値を見込んでいましたが、令和3年度以降の出生数が想定を下回った影響で、実績も計画値を下回る結果となりました。
- 今後も妊婦に対する健康診査の実施によって、安全に妊娠期を過ごすために必要な支援を行っていきます。

⑩乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業

【乳児家庭全戸訪問事業】

(人/年)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値（利用量）①	613	532	512	508	—
計画値（確保状況）②	600	585	581	577	566
利用率（①／②×100）（％）	102.2	90.9	88.1	88.0	—

【養育支援訪問事業】

(人/年)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値（利用量）①	43	64	77	98	—
計画値（確保状況）②	30	29	29	29	28
利用率（①／②×100）（％）	143.3	220.7	265.5	337.9	—

【評価と今後の方向性】

- 乳児家庭全戸訪問事業について、0歳児の推計人口を出生数とみなし計画値を見込んでいましたが、令和3年度以降の出生数が想定を下回った影響で、実績も計画値を下回る結果となりました。
- 一方、乳児家庭全戸訪問事業等で把握した養育支援が特に必要な家庭に訪問し、養育に関する指導・助言等を行う養育支援訪問事業は、実績が計画値を上回っており、特に令和5年度の利用率は計画値に対して337.9%となっています。
- 引き続き乳幼児全戸訪問事業による支援を続けていくとともに、母子の健康状態と養育環境の確認や育児不安の軽減、児童虐待防止などの観点から、養育支援訪問事業による専門職からの支援を行いつつ、育児に対する不安感等を軽減するため取り組みを進めていく必要があります。

⑪実費徴収にかかる補足給付を行う事業

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、保育所や認定こども園に通う子どもの内、所得などの条件を満たす世帯の子どもに対して、副食費の徴収が免除となったことから、未移行幼稚園に通う子どもについて、保育所等と同条件のもと、この補足給付事業により、副食費に対して助成を行いました。その他の費用も含め、対象者数や事業効果等を勘案しながら、事業の実施について検討しました。

【評価と今後の方向性】

- 引き続き未移行幼稚園に通うこどもについて副食費の助成を実施し、効果的な事業の実施について検討を行います。

⑫多様な主体が参画することを促進するための事業

幼児教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した幼児教育・保育施設等の設置または運営を促進するため、今後の市内の企業主導型保育施設の設置の動向を注視しつつ、保育の質を担保するために、設置や運営に関して、市の関与の方法等を検討しました。

【評価と今後の方向性】

- 引き続き市内の企業主導型保育施設の設置に関して、保育の質の向上のための取り組みを推進していきます。

(3) 施策の評価

基本目標1 子どもが心身ともに健やかに育つ環境づくり

【取り組むこと】

子どもの成長においては、乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、心身の健全な発達を通じて、一人ひとりが個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが重要です。本目標では、次代の担い手である子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、幼児期の教育・保育の充実をはじめ、青少年健全育成に係る事業や支援が必要な子どもたちへの支援の充実を図ります。

また、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されたり、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、必要な環境整備と教育の機会均等を図っていきます。

【振り返りと今後の課題】

- 子どもが心身ともに健やかに育つ環境づくりのため、幼児期の教育・保育の充実、子どもの健全育成、支援が必要な子どもへの対策、子どもの貧困対策の推進に取り組みしました。
- 幼児期の教育・保育の充実については、年度末に向けた待機児童の解消と保護者のニーズに合ったサービスの提供体制の確保並びに、保育人材の確保に向けて取り組んでいく必要があります。
- 子どもの健全育成については、各種健診や相談会等を実施しました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、一部の事業について計画通りに実施できない年度もありましたが、おおむね計画に沿って事業を実施しました。
- 支援が必要な子どもへの対策では、訪問による支援等を行いました。障がい児支援について、利用者のニーズをくみ取ったうえで、ニーズに合った必要なサービスの提供に努めていく必要があります。
- 子どもの貧困対策の推進については、各種経済的支援や教育に関する支援等を行いました。困難を抱える子どもや家庭に対して必要な時に必要な支援を提供できるよう努めるとともに、各種制度の周知啓発を推進していきます。

基本目標2 安心して子どもを産み、子どもや子育てに喜びや生きがいを実感できる環境づくり

【取り組むこと】

子どもの健やかな育ちには、保護者が子育てに喜びや生きがいを感じながら、子の成長とともに保護者自身も成長を感じられるような、温かな家族がつくられることが大切です。

本目標では、子育ての基礎となる家族を支えるため、妊娠・出産期から切れ目なく子育て家庭をサポートするためのネットワークづくりや情報提供などを行うとともに、母子の健康確保、また、障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族への経済的支援等を推進します。

【振り返りと今後の課題】

- 安心して子どもを産み、子どもや子育てに喜びや生きがいを実感できる環境づくりのため、子育て相談・情報提供体制の充実、多様な子育て支援サービスの充実、子どもや母親の健康の確保、経済的支援の充実に取り組みました。
- 子育て相談・情報提供体制の充実として、市報や子育て情報ポータルサイト、子育てアプリを活用した情報提供体制の強化に努めました。
- 多様な子育て支援サービスの充実として、病児・病後児保育事業やファミリー・サポート・センター事業等の各種サービスを提供しています。今後もニーズに対応したサービスを提供していくために、人材の確保や保護者のニーズの把握に努めます。
- 子どもや母親の健康の確保として、妊産婦へ向けた各種健康診査や予防接種等を実施しました。今後も引き続き、妊娠から出産以降の健康を支える取り組みを実施していきます。
- 経済的支援の充実として、児童手当や医療費の自己負担額の一部支給などの事業を実施しています。必要な時に必要な支援を提供できるよう努めるとともに、各種制度の周知啓発を推進していきます。

基本目標3 子育てを地域全体で応援する環境づくり

【取り組むこと】

近年の都市化・核家族化といった社会環境の変化により、子育て環境が大きく変化し、地域との関係の希薄化や孤立化が進行しています。また、子育てに不安を抱えたり、自信を失ってしまう親が増え、家庭の養育機能が低下してきたため、子どもや子育てへの地域ぐるみでの支援が必要になってきました。

地域全体での相互援助のネットワークを構築するために、仕事と子育ての両立に関する広報・啓発や親子の交流の場の提供、子どもの事故防止や犯罪防止に関する取り組み等の強化を図ります。

【振り返りと今後の課題】

- 子育てを地域全体で応援する環境づくりのため、仕事と子育ての両立支援（ワーク・ライフ・バランス）、地域における子育て支援、安心・安全な環境の整備に取り組みました。
- 仕事と子育ての両立支援（ワーク・ライフ・バランス）については、育児休業等の取得に関する啓発、託児ボランティアの育成支援等に取り組みました。働き方や生活様式が変化している現在において、子育て家庭が仕事と家庭を両立していけるよう、今後も各種取り組みを推進していきます。
- 安心・安全な環境の整備について、安全な生活環境のための防犯対策事業や交通安全事業、公園等の整備に取り組みました。子どもを安全に楽しく遊ばせることができる交流拠点施設の整備の検討を行い、天候に関係なく遊ぶことができる室内型の遊び場を新たに整備することとなりました。今後も安心・安全なまちづくりを推進していきます。

第4章 計画の基本的な考え方

第4章 計画の基本的な考え方

1. こどもまんなか社会の実現

本計画は、「こども大綱」を勘案し、本市における施策や地域資源、こどもや子育て当事者等の意見を反映し作成するものです。地域が抱える課題やこども施策を取り巻く状況はさまざまであるため、本市の状況に応じた目的設定をすることが必要です。

こども大綱では「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。本市においても、こども大綱を勘案した計画を策定し、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指します。

こどもまんなか社会

全てのこども・若者が、「日本国憲法」、「こども基本法」及び「子どもの権利条約」の精神に則り、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、等しくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会

「こどもまんなか社会」とは、具体的には、全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら以下のことができることを指します。

2. こども大綱に沿った計画策定

こども大綱では、「日本国憲法」、「こども基本法」及び「子どもの権利条約」の精神に則り、以下の6本の柱を基本的な方針としています。

本計画においても、こども施策に関する基本的な方針としてこれらの6つの柱に基づき取り組みを推進します。

1. こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
2. こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
3. こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
4. 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
5. 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
6. 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

3. ライフステージを通したこども施策の推進

こども・若者に対する支援が、特定の年齢で途切れることなく、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで続くことが重要です。また、子育て当事者に対しても、こどもの誕生前から、乳幼児期、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまでを「子育て」と捉え、社会全体で支えていくことが重要です。こども大綱では「こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する」ことを方針に掲げており、すべてのライフステージに共通する事項として以下に挙げる施策に取り組むこととされていることから、本計画においてもそれらの内容を盛り込みます。

4. ライフステージ別の重要事項

施策を進めるにあたっては、それぞれのライフステージに特有の課題があり、それらが、こどもや若者、子育て当事者にとって、どのような意味を持ち、どのような点に留意すべきかを踏まえることが重要です。

こども大綱ではライフステージ別の重要事項として以下の施策に取り組むこととされていることから、本計画においてもライフステージ別の重要事項として取り組みを整理します。

5. 基本理念と基本的視点

「第1期行橋市子ども・子育て支援事業計画」並びに「第2期行橋市子ども・子育て支援事業計画」において、「すべての子どもが健やかに育つことができる環境づくり」の基本理念のもと、すべての子どもの最善の利益の実現を目指すとともに、行橋市が子育てしたくなるまちとして選ばれていくために、家庭や地域、企業や幼児教育・保育サービス事業者、行政等の各主体が連携・協働しながら、関連施策を推進してきました。

基本理念は、本市がこども・子育て支援等において最終的に目指す姿であることから、「第2期行橋市子ども・子育て支援事業計画」を引き継ぎ策定する本計画においても、この基本理念を継承することとします。

【基本理念】

すべてのこどもが健やかに育つことができる環境づくり

「こども」と「子ども」の表記について

子どもの権利条約では、18歳未満を「子ども」と定義しており、我が国においても、児童福祉法などで主に18歳までを「子ども」と定義し支援の対象としています。

一方、こども基本法では、年齢に区切りを置かず、「心身の発達の過程にある者」を「こども」と定義しています。

本計画は、心身の発達の過程にある方すべてが支援の対象であることから、法令に根拠がある語を用いる場合、固有名詞を用いる場合、他の語との関係で「こども」以外の表記を用いる必要がある場合を除き、「こども」と表記します。

【基本的視点】

① こどもの「最善の利益」の実現

本市のこども一人ひとりにとっての最善の利益が実現され、保護者とともに笑顔で健やかに育つことができるまちづくりに取り組みます。

② すべてのこども・子育て家庭に対する支援

保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつも、障がいや疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高いこどもやその家族を含めたすべてのこどもと子育て家庭を対象に、一人ひとりのこどもの健やかな育ちを等しく保障することを前提として取り組みます。このようなこども・子育て家庭の支援に際しては、地域、企業や幼児教育・保育サービス事業者、行政等の各主体が連携・協働しながら、社会全体で取り組みます。

③ 質の高い幼児教育・保育、子育て支援の提供

幼児教育・保育サービス事業者等と連携・協働しながら、こども・子育て家庭に対して、質の高いサービスが提供できるよう、基盤整備やサービスの質の向上に取り組みます。

④ 地域社会全体で子育てを支援

子育ての不安を解消し、安心してこどもを産み、育てることができる地域社会を目指し、子育て家庭の親子が身近な場所で交流したり、育児相談をすることができる地域子育て支援拠点施設など、多様な保育ニーズに合ったきめ細やかな保育サービスの充実を図ります。

6. 計画の体系

基本理念	すべてのこどもが健やかに育つことができる環境づくり	
基本的視点	こどもの「最善の利益」の実現	質の高い幼児教育・保育、子育て支援の提供
	すべてのこども・子育て家庭に対する支援	地域社会全体で子育てを支援

1. ライフステージを通じた重要事項

- (1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有
- (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- (3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- (4) こどもの貧困対策の推進
 - ①教育の支援
 - ②生活の安定に資するための支援
 - ③経済的支援の充実
- (5) 支援が必要なこどもへの対策
 - ①発達支援・障がい児支援・医療的ケア児等への支援
 - ②児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- (6) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取り組み

2. ライフステージ別の重要事項

- (1) こどもの誕生前から幼児期まで
 - ①妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保
 - ②こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
- (2) 学童期・思春期
 - ①こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の実施
 - ②居場所づくり
 - ③小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
 - ④成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
 - ⑤いじめ防止
 - ⑥不登校のこどもへの支援
 - ⑦校則の見直しと体罰や不適切な指導の防止
- (3) 青年期
 - ①就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取り組み
 - ②結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
 - ③悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

3. 子育て当事者への支援に関する重要事項

- (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- (2) 地域子育て支援、家庭教育支援
- (3) 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- (4) ひとり親家庭への支援

4. 子ども・子育て支援事業計画

- (1) 幼児教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計
- (2) 教育・保育提供区域の設定
- (3) 量の見込みの算出方法
- (4) 幼児教育・保育（1～3号）の量の見込みと確保の方策
- (5) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策
- (6) 学校教育・保育の一体的提供と体制の確保
- (7) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

第5章 こども施策に関する重要事項

第5章 こども施策に関する重要事項

本計画では、こども・若者と子育て当事者（保護者）、社会（地域）の視点から、各施策を整理しました。それぞれの視点での施策にあたるのかわかりやすくするため、各施策の横にアイコンをつけています。



こども・若者の視点



保護者の視点



地域の視点

1. ライフステージを通した重要事項

（1）こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有



こども・若者の視点



保護者の視点



地域の視点

【現状と課題】

こどもの権利は、生命・発達・保護・参加の基本的な権利に基づき、すべてのこどもが安全かつ平等に成長するために守られるべき権利です。我が国においても、「子どもの権利条約」に基づく様々な取り組みが実施されています。

本市においても、「子ども議会」を毎年8月に開催し、子ども議員自らが市民生活と行政の関わりや本市が直面する課題について考え、自由な視点や発想から市に対して提案を実施する場を設け、こどもの参画と意見表明の支援に取り組んでいます。

一方で、貧困や教育格差、虐待やいじめの問題、こどもの意見表明の実現の不十分さなど、こどもの権利に関する社会課題は、依然として多くあります。

アンケート調査では、「こどもの権利は守られていますか」との問いに対し、ほとんどの児童生徒が「守られている」と回答しているものの、こどもの権利について知っていると回答した人は2割から3割程度と認知度が低くなっています。

社会全体でこどもの権利を尊重し、安心して成長できる環境を整えていくためにも、こどもの権利についての普及啓発に努め、こども・若者が権利の主体であることについて社会全体での共有を図っていく必要があります。

【取り組むこと】

- こども基本法や子どもの権利条約に関する普及啓発を行います。
- 教職員等に対して、各種研修・会議等の機会を通じて、こどもの権利条約やこども基本法等について周知・啓発を行うなどして、こどもの権利を含む人権教育の一層の推進を図ります。

【実施する施策・事業】

施策・事業名	内容	担当課
子ども議会	未来を担うこどもたちが、市議会の模擬体験を通じて、権利や義務を正しく理解するきっかけとなること、また自分の夢や希望を提言することにより、行政や議会の仕組みを学び、市政・議会活動への関心を高めることを目的に、「子ども議会」を実施します。活動内容の周知に努めます。	教育総務課
こどもの権利に関する周知啓発	学校や地域での講座の開催、教材配布、メディアキャンペーン等を通じて、こども自身が自身の権利を理解し尊重されるよう促進するとともに、広くこどもの権利が認知されるよう、周知啓発に努めます。	教育総務課指導室 人権政策課
人権教育の推進	すべての人が尊重される社会を目指し、多様性理解や共生の重要性を学ぶ機会を提供し、差別や偏見のない社会の実現を促進します。	教育総務課指導室 人権政策課

(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり



こども・若者の視点



保護者の視点



地域の視点

【現状と課題】

遊びは、こどもの身体や情緒面の発達に影響を与えるだけでなく、社会性や道徳観、忍耐力をはぐくみ、脳の発達も促します。こどもが、生活の中で様々な能力を獲得し、健やかに成長していけるよう、その発達の段階に応じた遊びの機会を確保して必要があります。

また、社会経験などの欠如は、脳の発達や心身の発達に影響を与える可能性があり、社会生活上の困難を引き起こす場合があると言われています。体験を通じて多くの経験をし、様々な人と関わることで、創造性や生きる力を身につけていくことができるよう、多様な遊びや体験の場の提供に努める必要があります。

さらに、睡眠、食事、運動といった生活習慣は、成長期における健康の基盤を築き、心身の健全な発達に必要不可欠です。生活習慣が整うことで規則正しい生活リズムが生まれ、集中力や体力が向上し、学習や社会性の発達に良い影響を与えることから、こどもの適切な生活習慣の形成・定着、食育の推進にも取り組んでいく必要があります。

【取り組むこと】

- 年齢や発達の程度に応じた、自然体験、職業体験、文化芸術体験などの多様な「遊びと体験」を推進します。また、様々な遊びや交流の機会と場所、アクセスの確保に努めます。
- こどもや子育て世帯間、また地域住民との交流機会を生み出す場の確保に努めます。
- 体験活動の重要性の理解を深める普及や啓発を行うとともに、多様な関係者との連携した体制整備等を行います。
- 言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものとするため、こども読書活動の推進に取り組み、こどもの基本的な生活習慣のあり方について普及啓発に取り組みます。
- 「早寝早起き朝ごはん」運動や「健やか親子21」の推進により、適切な生活習慣の形成・定着を促します。また、食育の推進による食育への理解促進を図るとともに、こどもに対して地域の関係者等が連携して取り組む食育活動を推進します。

【実施する施策・事業】

施策・事業名	内容	担当課
校区公民館子ども講座	各校区公民館において、こどもたちが体験学習等を通して、自分で判断する力や創意工夫する力を身に付けるとともに、講師をはじめとした地域の人たちとふれあうことで、多世代交流の機会を提供します。受講者のニーズに沿った多様な講座が展開できるよう、今後も検討に努めます。	生涯学習課

施策・事業名	内容	担当課
行橋市子ども会育成連合会	行橋市子ども会育成連合会を支援し、次代を担うこどもたちの健やかな成長を図ります。	生涯学習課
子育て交流拠点施設の検討	こどもを安全に楽しく遊ばせることができ、子育て世代が集える子育て交流拠点施設の整備を検討します。	子ども支援課
公園整備事業	こどもが自然とのふれあいや遊びを通して成長できるよう、公園の整備充実に努めます。	都市政策課
ブックスタート事業	平成23年6月からブックスタートボランティアによる4ヶ月児健診でのブックスタートが始まりました。絵本を介して親子のふれあいの時間を持ってもらうため、ブックスタートセットを渡しています。今後も、図書館利用の促進と共にブックスタートを推進していきます。	生涯学習課 子ども支援課
適切な生活習慣の形成・定着の促進	乳児期からの生活リズムが健康に与える影響や規則正しい生活の大切さについて、乳幼児健診や育児相談等、個別の訪問時に啓発し、適切な生活習慣の形成・定着の促進を促進します。	子ども支援課
食育活動の推進	健康で安全な学校給食の確立と地元産農産物の利用促進、食材の栽培や調理の過程における食育について、学校と家庭が連携して推進していくよう努めます。	防災食育センター
室内型子どもの遊び場の設置	かねてより本市の子育て世帯からのニーズの高かった、室内型子どもの遊び場について、市民のニーズを踏まえて新たに市内に設置します。 こどもの健やかな成長が保障されるような環境づくりを行うため、季節や天候に関わらずこどもたちが集い、思い切り体を動かして遊ぶことができる室内型子どもの遊び場を整備し、こどもの成長に必要な「遊び」と「学び」を提供します。	子ども支援課 地域福祉課

(3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供



こども・若者の視点



保護者の視点

【現状と課題】

こどもや若者が生涯にわたって健康的な生活を送るためには、それぞれのライフステージに応じた支援はもちろん、生涯を通じた切れ目のない保健・医療を提供していく必要があります。

こどもや若者が直面する問題には、家庭環境や経済的背景、社会的な孤立などの福祉的な側面も多く関わってきます。しかし、医療と福祉の連携が十分に行われていないケースがあり、こどもや若者が複雑な問題を抱えている場合、包括的な支援が提供されにくい状況があります。

誕生前から乳幼児期、青年期、そして妊娠・出産を経て子育ての当事者となるライフステージに至るまでの切れ目のない支援に努め、定期的な健診の機会や保健・健康等に関する教育の機会を設けることで、健やかな心身の成長を支援していくことが重要です。

【取り組むこと】

- こどもや若者、成育過程にある人やその保護者、妊産婦に対し、必要な成育医療等を切れ目なく提供します。
- プレコンセプションケア※の取り組みの推進、妊娠・出産、不妊、産後ケア等のライフイベントや女性特有の健康課題への支援を行います。
- こどもの成長や発達に関して、子育て当事者である親や身近な養育者、学校や企業等も含めた社会全体が正しい知識を持ち、かつ、親やこどもの多様性を尊重し、見守り、子育てに協力していくことができるよう、普及啓発を促進します。
- 慢性疾病や難病を抱えるこども・若者について、切れ目のない支援が提供できるよう、指定難病の要件を満たす小児慢性特定疾病等について、日常生活用具を給付します。また、自立を支援するための相談支援や就労支援等を推進します。

【実施する施策・事業】

施策・事業名	内容	担当課
子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期までの支援について、ワンストップの拠点として、切れ目のない支援体制の充実を図ります。特に、要支援・特定妊婦に対しては、必要な関係機関と密に連携し支援を行います。	子ども支援課

施策・事業名	内容	担当課
妊婦健康診査	安心した出産を迎えるため、妊婦の健康診査に対する補助を実施します。妊婦に対して母子健康手帳とあわせて妊婦健康診査受診券（14回分）を交付し、指定医療機関で指定検査項目を無料で受診することができます。母子手帳交付時に妊婦健康診査受診券を発行し、定期的な受診の必要性について丁寧に説明し、健康診査を促すよう努めます。さらに、多胎妊婦については健康診査の回数が多くなるため、5回分の受診券を追加で発行し、安心して出産できるよう支援します。	子ども支援課
妊婦歯科健康診査	妊婦は重度の歯周病により、早産・低出生体重児出産の頻度が高まる可能性も報告されています。妊娠中に歯科健康診査を受けることで、妊婦自身の歯と口の健康づくり、また胎児の健全な育成、出生後のこどもの歯の健康の保持増進を図ります。	子ども支援課
産後ケア事業 (宿泊型・訪問型・通所型)	産後の母親の不安や悩み、授乳方法等について、市が委託する産婦人科等のショートステイやアウトリーチ※、デイサービスにて相談や指導を実施し、育児不安の解消に努めます。また、産後ケア事業のさらなる周知を図り、支援が必要な保護者の利用促進に努めます。	子ども支援課
母乳相談 (ハグルーム)	助産師が、母乳に関する相談等を行うとともに、こどもの健やかな発育・発達を支援し、育児不安の解消に努めています。引き続き、母乳相談を通じた育児相談等による母親の不安軽減に努めます。	子ども支援課
乳児家庭全戸訪問事業	生後4ヶ月までの乳児がいる家庭を対象に、母子の状況に応じて保健師または助産師、保育士等が訪問し、育児に関する相談支援、育児情報の提供等を行います。100%の訪問を目標にし、引き続き訪問により、保護者の育児不安の軽減に努めます。	子ども支援課
予防接種事業	「予防接種法」に基づき、小児の肺炎球菌、五種混合（ジフテリア・百日咳・破傷風・不活化ポリオ・Hib）、水痘、子宮頸がん、二種混合（ジフテリア・破傷風）、麻しん、風しん、日本脳炎、MR（麻しん風しん混合ワクチン）、BCG、B型肝炎、ロタウィルス等の各種予防接種を実施しています。接種率を随時把握し、対象を絞った個人通知を行うなど接種率向上と予防接種の内容の周知に努めます。	子ども支援課

施策・事業名	内容	担当課
休日夜間急患センター（小児）	行橋京都休日・夜間急患センターにおいて、休日・夜間の小児科診療を実施し、子育てに関する医療の充実を図ります。今後も医師会の協力のもと、地域の小児医療体制の確保に努めます。	地域福祉課
産婦健康診査	産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等）の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。	子ども支援課
乳幼児健康診査	各健診を通してこどもの成長発達の確認・保健指導、言語・運動等の専門職からのアドバイス等を行います。健診により疾病等を早期に発見し、早期治療・早期療育など必要な機関へ適切につなぐことで、安心して子育てができるように支援します。未受診児には訪問や相談等を通して健診の必要性を説明し健診受診を促します。診察や歯科健診の受診率の向上に努めます。	子ども支援課
離乳食教室（もぐもぐ教室）	こどもの月齢・発育にあった離乳食のすすめ方を知ることにより、保護者の育児不安の軽減を図ります。	子ども支援課
プレコンセプションケアの取り組みの推進	プレコンセプションケア（PCC）とは、妊娠前の健康管理や生活習慣の改善を通じて、妊娠や出産の安全性を高め、こどもの健やかな発達を促進する取り組みで、親や将来のこどもたちの健康リスクの低減が期待されます。次世代を担うこどもの健康につなげるため、妊娠前からの体や心などの相談を受けた場合、悩みを傾聴するとともに、より専門的な機関である福岡県プレコンセプションケアセンターを紹介するなどし、相談者が自分の健康に意識が向けられるように支援します。	子ども支援課

(4) こどもの貧困対策の推進



こども・若者の視点



保護者の視点



地域の視点

貧困とは、住む家がない、食べるものがないなどの必要最低限の生活水準が満たされないほどに経済的に困窮している状態だけを指すものではありません。教育や体験など、あらゆる選択肢や機会が奪われた状態も「貧困」の状態であるといえます。一般的に、前者は「絶対的貧困」、後者は「相対的貧困」と言われます。

こどもの貧困は、経済的な困窮にとどまらず、学習面や生活面、心理面など様々な面において、こどものその後の人生に影響を及ぼします。

内閣府の実施した「子供の生活状況調査の分析報告書」では、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯の人数の平方根で割ったもの）が中央値の半分に満たない世帯を「貧困層」と定義しており、「令和3年度 子供の生活状況調査の分析報告書」では、12.9%が貧困層に該当するということが分かりました。

同調査では、もっとも収入の水準が低い等価可処分所得が中央値の半分に満たない世帯やひとり親世帯では、現在の暮らしの状況について「苦しい」、「大変苦しい」と回答した割合が全体の2倍程度に及ぶ結果となっています。こうした状況を踏まえ、本市においても、生活困窮世帯やひとり親家庭に対する支援を行っていく必要があると言えます。

①教育の支援

【現状と課題】

我が国は、授業料の無償化や就学支援などが進められていますが、教科書や教材費、制服費、給食費、修学旅行費など、教育に関連する様々な費用が家庭の負担となっています。特に中学・高校・大学進学にかかる費用は大きく、進学をあきらめざるを得ないこどももいます。

また、家庭の収入によって塾や家庭教師といった学外教育の機会に差が生じるため、学習の遅れが顕著になるケースもあります。経済的に余裕がある家庭のこどもは進学の選択肢が広がる一方で、高校や大学進学が難しいという貧困家庭のこどもも少なくありません。

さらに、貧困は、多くの場合、教育や健康、就労機会などの複合的な要因によって引き起こされます。家庭の経済状況がこどもの生活環境、教育機会、そして健康に大きく影響することが多く、親が経済的な困難を抱えている場合、こどもは成長に必要な経験や機会を得にくくなり、その結果、次世代にわたって貧困が連鎖するリスクが高まります。

こどもの将来は、生まれ育った環境によって左右されることがあってはなりません。また、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、対策を図っていく必要があります。

【取り組むこと】

- こどもの貧困は家庭の自己責任ではなく社会全体で受け止めて取り組むべき課題であり、地域や社会全体で課題を解決するという認識の下、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労の支援、経済的支援を推進します。
- 全てのこども・若者が、家庭の経済状況にかかわらず、質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばして、それぞれの夢に挑戦できるよう努めます。
- 学校、地域、団体、スクールソーシャルワーカーなどが連携し、経済的に困難な状況にあるこどもや若者の早期発見・支援に努めます。

【実施する施策・事業】

施策・事業名	内容	担当課
就学援助	経済的な理由で、児童を小・中学校に通わせることが困難な家庭に対し、義務教育の費用の一部(学校用品費・給食費など)を援助します。今後も引き続き、就学援助制度の周知徹底に努めます。	学校管理課
奨学資金	就学上の経済的負担の軽減を図り、次代を担う人材を育成するため、経済的理由により就学困難な者に学資を貸与します。奨学金貸与について更なる周知に努めます。	学校管理課
生きる力を育む学校教育の推進	ＩＣＴ機器の効果的な活用や外国語指導員の小中学校配置などによるグローバル教育の推進など、今日的課題に応じた教育の推進を図ります。	教育総務課 (ICT・英語教育推進係)
組織的な教育相談体制づくりの推進	児童生徒及び保護者の学校生活・養育等における不安や悩みの解消を図るために、児童生徒相談センターを中核とし、適応指導教室、特別支援教育アドバイザー、スクールソーシャルワーカーの配置等、教育相談体制の充実を図ります。	教育総務課指導室

②生活の安定に資するための支援

【現状と課題】

生活が困難な状態にある世帯に対しては、職業訓練による技能、知識の習得など、生活の安定に向けたきめ細かい支援をしていく必要があります。

ニーズ調査によると、就学前と小学生の子育て世帯の約3割が、現在の暮らしを「大変苦しい」「苦しい」と感じると回答していることから、子育て世帯への経済的支援が必要です。

保護者の就労機会を確保するだけでなく、家庭の事情を踏まえた働き方を選択し、仕事と両立しながら安心してこどもを育てることができるよう、また、家族がゆとりを持って接する時間が少しでも多く持てるよう、適正な労働環境の整備が求められます。

また、15～39歳のこども・若者調査でも、約3割が「生活が苦しい」と回答しており、若者が生活を安定させ、将来にわたって健全に成長できるようにするための経済的・社会的な支援も充実させていく必要があります。

【取り組むこと】

- こどもの貧困の背景には様々な社会的な要因があることを周知し、こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困の解消に向けて取り組みます。
- こどもの貧困は家庭の自己責任ではなく社会全体で受け止めて取り組むべき課題かつ地域や社会全体で課題を解決するという認識の下、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労の支援、経済的支援を推進します。
- 貧困の状況にあるこども・若者や子育て当事者が社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実や居場所づくりなど、生活の安定に資するための支援を推進します。

【実施する施策・事業】

施策・事業名	内容	担当課
生活困窮者自立相談支援事業	ゆくはし生活相談センターにおいて、生活困窮者の様々な課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供や助言等の支援を一体的に行うことで、生活困窮者の社会的・経済的な自立を促進します。	生活支援課
生活困窮者家計改善支援事業	相談者が家計の状況を具体的に認識し、相談者自らが家計を管理する力を高めていくという極めて生活の基本となる支援を中心に、家計に関する問題の背景にある根本的な課題を把握して、生活再生の見通しを立てながら、減免制度等の利用や貸付のあっせん等の支援につなげます。引き続き、制度の適正な運営に努めます。	生活支援課

施策・事業名	内容	担当課
生活困窮者就労準備支援事業	生活リズムや人との関わり、体調などに不安を抱え、直ちに就労することが難しい状態にある方に対して、それぞれの状況に応じた就労準備支援メニューにより、一般就労に向けた基礎能力を養いながら、自立をサポートします。引き続き、制度の適正な運営に努めます。	生活支援課
高等職業訓練促進給付金	母子家庭の母及び父子家庭の父が就職に有利な資格を取得するため、養成機関で6か月以上のカリキュラムを修業している場合に、毎月訓練促進給付金を、卒業後に修了支援給付金を支給します。ひとり親家庭の自立支援に向けて、積極的に制度周知を行います。	子ども支援課
自立支援教育訓練給付金	母子家庭の母及び父子家庭の父が就職につながる能力開発のために受講した教育訓練講座の入学料及び受講料の一部を支給します。ひとり親家庭の自立支援に向けて、積極的に制度周知を行います。	子ども支援課
児童扶養手当	父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、18歳に達する日以降最初の3月末までの児童（障がい児は20歳未満）を養育しているひとり親家庭の父または母等に手当を支給します。引き続き、適正な処理・支給に努めます。	子ども支援課
母子父子寡婦福祉資金	ひとり親家庭や寡婦の経済的自立や生活意欲の助長、こどもの福祉の増進を図るため、各種資金の貸付を行います。引き続き、制度の適正な運営に努めます。	子ども支援課
ひとり親家庭等医療	母子家庭の母や父子家庭の父等の心身の健康の向上に寄与し、福祉の増進を図るため、18歳に達する日以降最初の3月末までの児童を養育する母子家庭の母、父子家庭の父等に医療費の自己負担分の一部を支給します。	子ども支援課

③経済的支援の充実

【現状と課題】

保護者の健康状態や就労状況にかかわらず、家庭での生活を安定したものとするためには、各種手当や貸付けなど複数の支援制度により、こどものいる世帯の生活を下支えしていく必要があります。

子育て世帯に対する経済的支援は、児童手当、保育料補助、育児休業給付金など多岐にわたりますが、依然として支援が十分でないと感じる世帯も多く、子育てに関するニーズ調査の結果でも、市の子育て施策に望むこととして経済的支援の充実と回答した人が多くなっています。

近年では、物価の上昇や生活費の高騰などの影響により、子育て世帯に限らず、経済的に困難を感じている世帯も多くあります。各種制度の見直しや適切な利用促進により、すべてのこどもが安心して生活を送ることができるよう支援していくことが重要です。

【取り組むこと】

- こどもの貧困の背景には様々な社会的な要因があることを周知し、こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困の解消に向けて取り組みます。
- こどもの貧困は家庭の自己責任ではなく社会全体で受け止めて取り組むべき課題かつ地域や社会全体で課題を解決するという認識の下、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労の支援、経済的支援を推進します。
- 貧困の状況にあるこども・若者や子育て当事者が社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実や居場所づくりなど、生活の安定に資するための支援を推進します。

【実施する施策・事業】

施策・事業名	内容	担当課
児童手当	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童を養育している方に18歳になる年の年度末まで手当を支給します。オンラインで手続きができるよう、環境の整備に努めます。	子ども支援課
特別児童扶養手当	心身の障がいや疾病により、日常生活に著しい制限を受けるこどもの福祉の増進を図るため、20歳未満の障がいを持ったこどもを養育している方に支給します。引き続き、制度の適正な運営に努めます。	子ども支援課

施策・事業名	内容	担当課
子ども医療	こどもの医療費の一部を支給することにより、その疾病の早期発見と治療を促進し、こどもの保健の向上と福祉の増進を図るため、18歳に達する日以降最初の3月末までの児童を養育している方に医療費の自己負担分の一部を支給します。引き続き、制度の適正な運営に努めます。	子ども支援課
未熟児養育医療	未熟児の健康増進を図るため、指定養育医療機関において入院加療を必要とする未熟児（身体の発育が未熟なまま出生した乳児（1歳未満））に対して、医療費の自己負担分の一部を支給します。引き続き、制度の適正な運営に努めます。	子ども支援課
福祉タクシー助成券	在宅の重度障がい者（①身体障害者手帳の交付を受けている方で、障がいの程度が1級及び2級の方②療育手帳の交付を受けている方で、障がいの程度がAの方③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、障がいの程度が1級の方）に対し、タクシーの基本料金の控除を受けられることができる利用券を交付します。引き続き、制度の適正な運営に努めるとともに、交付対象、利用方法などの周知徹底を図ります。	地域福祉課 障がい者支援室

(5) 支援が必要なこどもへの対策



こども・若者の視点



保護者の視点



地域の視点

①発達支援・障がい児支援・医療的ケア児等への支援

【現状と課題】

心身の障がいによって、日常生活や社会生活で活動の制限や制約を受けているこどもに対して、家庭はもちろん、地域で安心して暮らすことのできる環境をつくる必要があります。また、身体的障がいのように目に見えるもののほか、内部機能障がいや知的障がいといった目に見えないもの、難病、自閉症スペクトラム障がい（ASD）や注意欠陥・多動性障がい（ADHD）、学習障がい（LD）といった発達に関する問題などもあります。

発達の問題や障がいや難病のあるこどもの支援には、行政からの公的サービスや支援のほかに、本人や家族に対する周囲の配慮が自然に行き届くような雰囲気をつくることも重要です。そのためには、生活環境の整備や市民への啓発はもちろんのこと、教育の場において、障がいに対する正しい知識を啓発し、理解を深めるための取り組みを行うことも必要です。

また、病院で診断が出ない、いわゆる「気になる」段階の子どもの保護者は、周囲の理解を得にくい、相談する先がわからずに孤立しがちであるなど、支援が行き届きにくいケースも多くあります。行政、家庭、地域、保育、教育が連携しながら、障がいに対しての理解を深めるとともに、支援を必要とするこどもを適切な支援へと結び付けるための取り組みや、障がい児や家族が孤立しないよう、相談先や支援体制を周知することが重要です。

【取り組むこと】

- 児童発達支援センターとの連携強化や保育所等への巡回支援の充実を図るなど、地域における障がい児の支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョン※を推進します。
- 医療的ケア児、聴覚障がい児など、専門的支援が必要なこどもや若者とその家族への対応は、地域における理解と受入施設等の充実が必要であり、関係機関と連携して支援していきます。
- 障がいや発達の特性を早期に発見・把握し、適切な支援・サービスにつなげていくとともに、乳幼児期・学童期・思春期の支援から一般就労や障がい者施策への円滑な接続・移行に向けた準備を、保健、医療、福祉、保育、教育、労働など関係機関の連携の下で早い段階から行っていきます。
- 特別支援教育については、障がいの有無に関わらず、可能な限りとともに安全・安心に過ごすための条件や環境整備に取り組み、一人一人の教育ニーズに応じた学びの場の整備・充実を両輪として、インクルーシブ教育※システムの実現に向けた取り組みを一層進めるとともに、障がいや病気の有無等に関わらず全てのこどもや若者の生涯にわたる学習機会の充実を図ります。
- こどもや若者本人のみならず、保護者やきょうだいの支援も進めます。

【実施する施策・事業】

施策・事業名	内容	担当課
あそびの教室	発達や育児において気になるこどもや支援が必要なこどもに対し、集団でのふれあい遊び・手先を使った遊び・親子あそび等を通じて、発達の経過観察と保護者への情報提供やアドバイスを行います。今後も継続して支援を行い、保護者の不安の軽減に努めます。	子ども支援課
乳幼児健康診査 【再掲】	各健診を通してこどもの成長発達の確認・保健指導、言語・運動等の専門職からのアドバイス等を行います。健診により疾病等を早期に発見し、早期治療・早期療育など必要な機関へ適切につなぐことで、安心して子育てができるように支援します。未受診児には訪問や相談等を通して健診の必要性を説明し健診受診を促します。診察や歯科検診の受診率の向上に努めます。	子ども支援課
発達相談	こどもの発達等について、個別に、運動・言語・心理等の専門職が相談を受け、アドバイス等を行い必要に応じて適切な機関を紹介します。引き続き、適切な時期に発達の相談支援を行います。	子ども支援課
行橋京都児童発達相談センター（ポルト）	行橋市、苅田町、みやこ町のいずれかに住所を有する児童（0～18歳）とその家族等を対象に、専門的知識を有する職員がこどもやその家族等の相談を受け、個別に助言や指導を行います。また、必要に応じて専門医の診察や専門機関の紹介も行います。保護者の相談に応じ、発達支援を必要とするこどもと保護者が必要な時に相談でき、その特性に適した専門機関につなげられるよう努めます。	子ども支援課
こども家庭センター	「こども家庭センター」において、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行います。福祉サービス等の知識を高め、適切な相談対応ができるよう努めます。	子ども支援課
障がい児相談支援	障がい児及びその家族から障がい通所支援サービスの利用に関する意向等を聞き取り、サービスを利用するための計画を作成します。また、定期的にサービスの利用状況を確認し、適切な支援を受けられるよう支援を行います。	地域福祉課 障がい者支援室
障がい児保育事業	集団保育が可能で心身に障がいがあるこどもを、保護者が家庭で保育することができないときに保育を実施します。一人ひとりの障がいの状況に応じた適切な幼児教育・保育が誰でも無理なく受けられるよう、受け入れ体制の整備・拡充等を推進し、保育施設や保健師等との連携に努めます。	子ども支援課

施策・事業名	内容	担当課
障がい児通所支援	行橋市障がい児福祉計画に基づき、障がい児通所支援として、以下の4つの事業を推進します。 ① 児童発達支援：児童発達支援施設において、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援を行います。 ② 放課後等デイサービス：授業の終了後または休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行います。 ③ 保育所等訪問支援：保育所等を訪問し、障がい児が集団生活へ適応できるよう専門的な支援などを行います。 ④ 居宅訪問型児童発達支援：外出することが著しく困難な重度の障がい児等に対して、居宅を訪問して発達支援を行います。 モニタリング内容について、ヒアリング等を行うことにより、利用者の状況を把握し、適切な支給量の決定を目指します。また、関係機関と連携し、利用者側が誤った認識をしないように情報伝達に努めます。	地域福祉課 障がい者支援室

②児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

【現状と課題】

児童虐待の認知件数は、残念ながら年々増加傾向にあります。

虐待は、こどもの命にかかわる重大な違法行為です。周囲の人や行政は、親やこどもが孤立しないように支援するほか、家庭内の事情をできる限り把握し、虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制を整えておく必要があります。

【取り組むこと】

- 訪問家事支援等の家庭支援、こどもや親子の居場所支援の推進等を行うとともに、こども家庭センターが、要保護児童対策地域協議会と一体となって継続的に支え、虐待予防の取り組みを強化します。
- 関係機関が連携を行い、虐待の早期発見、迅速に対応するとともに、家庭内や地域で子育てする人が孤立しないように相談体制の充実を図ります。
- 孤立した環境の中で予期せぬ妊娠に悩む若年女性等に対する相談・日常生活の支援や関係機関との調整等の支援の強化に取り組むとともに、相談窓口の周知などに取り組みます。
- こどもの権利擁護を推進するとともに、虐待等により家庭から孤立した状態のこどもや若者がそのニーズに合わせて必要な支援を受けられるよう取り組みます。
- 家庭での養育が困難又は適当でない場合は、関係機関と連携し、こどもが児童養護施設等への入所及び「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう支援します。施設や里親等の下で育った社会的養護経験者に対しては、多職種・関係機関の連携による自立支援を進めるとともに、地域社会とのつながりをもてるよう支援します。
- 母子家庭等の母等に支援が必要な場合や DV 等により一時的に生活の支援が必要な場合は、母子生活支援施設への入所を検討します。
- ヤングケアラーの問題は、教育現場と児童福祉部局、また、医療、介護等の関係機関が情報を共有し連携して、早期発見と実態把握を行い、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていきます。
- 家族の世話などに係る負担を軽減又は解消するため、家庭における様々な要望を適切にくみ取り、世帯全体を支援する視点を持った対策を推進します。

【実施する施策・事業】

施策・事業名	内容	担当課
養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業で養育に関する支援が必要と思われる家庭に、保健師・助産師等による専門的支援またはヘルパー派遣による家事支援を行い、健やかな育児を支援します。引き続き、支援の必要な家庭には早期に訪問し支援を行います。	子ども支援課

施策・事業名	内容	担当課
要保護児童対策地域協議会事業	要保護児童対策地域協議会において、要保護児童等の早期発見及び早期対応やその適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行っています。今後も関係機関との連携強化に努めます。	子ども支援課
こども家庭センター 【再掲】	「こども家庭センター」において、全ての妊産婦、子育て世帯、こども・若者に対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行います。福祉サービス等の知識を高め、適切な相談対応ができるよう努めます。	子ども支援課
ヤングケアラーの実態把握、支援体制の構築及び社会的認知度向上のための広報啓発	こども家庭センターが、教育、医療、福祉等の各分野の関係機関と連携し、ヤングケアラーの実態を把握し、支援できる機関につなぎます。 また、教育現場等でヤングケアラーに関する情報及び相談窓口である「こども家庭センター」について周知啓発を行います。	子ども支援課

(6) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取り組み



【現状と課題】

我が国の自殺者数は長年減少傾向にあるものの、こども・若者の自殺は依然として社会問題となっており、特に10代における死因の1位は自殺です。その背景には、いじめ、学業や将来の不安、家族関係の悩みなどがあります。また、SNSの発展により、ネット上でのいじめや詐欺など、従来の対策だけでは対応が難しい新たな問題も生じています。

こども・若者の自殺対策には、学校や地域社会における「心の健康教育」の充実や、相談窓口の設置、SNS相談など、様々な支援が提供されています。また、犯罪から守るためには警察や自治体、地域ボランティアが連携し、不審者情報の共有や防犯教室の開催、SNSでの注意喚起を行っています。さらに、こどもや保護者が安心して相談できる電話相談やチャットサービスも広がっています。

しかし、こどもや若者が抱える悩みは多様化しており、特にプライバシーの問題から家族や学校関係者に話せないケースが少なくありません。

さらに、相談員の人数不足や対応の質の向上も求められており、こどもや若者が「本当に安心できる」相談体制の整備が急務となっています。

【取り組むこと】

- こどもや若者の自殺対策として、自殺の要因分析や、自殺予防教育、電話・SNS等を活用した相談体制の整備による自殺リスクの早期発見と予防、こどもや若者の自殺が増加する傾向にある長期休暇前後の集中的な啓発活動など、体制強化を図りながら、国の自殺総合対策大綱及び国のこどもの自殺対策緊急強化プランに基づく総合的な取り組みを進めていきます。
- こどもが主体的にインターネットを利用できる能力や情報リテラシー※を習得するための支援、こどもや保護者等に対する啓発、フィルタリング※の利用促進、ペアレンタルコントロール※による対応の推進など、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備に取り組めます。
- 生命を大切にし、こどもを性暴力・性犯罪の加害者、被害者、傍観者にさせないため、教育現場等における生命（いのち）の安全教育を進めます。
- 相談窓口の一層の周知やこどもや若者が相談しやすいSNS等の活用を促進するとともに、地域ぐるみで犯罪を撲滅する環境の充実や継続的な啓発活動の実施を推進します。
- こどもの生命と安全を守るため、有害環境対策、防犯・交通安全対策、製品事故防止、防災対策等の強化促進に努めます。
- こどもや若者が、犯罪、事故、災害等から自らと他者の安全を守ることができるよう、体験的な学びを含め、発達程度に応じて、体系的な安全教育を推進するとともに、こどもの安全に関する保護者に対する周知啓発に努めます。

- こどもや若者の非行・犯罪防止や、非行・犯罪に及んだこどもや若者とその家族への相談支援、自立支援を推進するとともに、社会全体として非行や犯罪に及んだこどもや若者に対する理解を深め、育ちを見守る社会気運の向上を図ります。
- 学校や警察等の地域の関係機関・団体の連携を図り、また、保護観察の対象となったこどもや若者に対する処遇の強化を図るとともに、保護司などとの連携の強化や体制の充実を図ります。

【実施する施策・事業】

施策・事業名	内容	担当課
行橋市青少年育成市民会議	青少年育成市民会議を核に関係団体との連携を図り、啓発活動や街頭補導、夜間補導活動を実施し、非行防止に努めます。	生涯学習課
交通安全事業	こども等の交通弱者はもとより、すべての市民が安心・安全に通行することができるよう、歩道の整備を行うとともに、街路灯、ガードレール等の交通安全施設の点検・整備に努めています。引き続き交通安全施設の整備について実施していくとともに、既設の施設についても点検パトロールを行っていきます。	土木課
防犯対策	犯罪のない安全で安心な社会を実現するため、地域住民が一体となって犯罪の発生を減らす取り組みを推進します。関係機関、地域住民と連携した防犯活動の実施に努めます。	総合窓口課 市民相談室
防犯灯整備	地域からの要望内容を検討し、防犯灯等の設置について必要に応じて順次対応します。また、通学路を中心にLED防犯灯を整備することで、児童生徒の安全を確保します。	総合窓口課 市民相談室
登下校指導	こどもの交通安全教育や通学路での交通指導を推進するために、学校安全指導員を配置し、学校で行う各種の交通安全に係る取り組みを支援します。引き続き、こどもたちの安全確保に努めます。	教育総務課指導室
インターネットリテラシー教育の推進	インターネットや電子メディア機器使用に伴う悪影響からこどもや若者を守るため、学校・家庭が連携してインターネット利用について考え、啓発活動を実施するなど、インターネットリテラシーの向上に向けた取り組みに努めます。	教育総務課 (ICT・英語教育推進係)

施策・事業名	内容	担当課
個人情報やプライバシー意識の促進	個人情報やプライバシー意識を高めるため、インターネット上での個人情報の取り扱いや、SNS でのプライバシー設定の重要性について啓発に努めます。	教育総務課 (ICT・英語教育推進係)
こどもの自殺予防・自殺対策に関する広報啓発	自殺予防に関する啓発に取り組み、こどもや保護者に向けて自殺のリスクや予防策に関する情報を広めます。また、メンタルヘルスやストレス管理についての教育を実施し、「SOSの出し方に関する教育」を含めたこども・若者の自殺予防に取り組みます。	教育総務課指導室

2. ライフステージ別の重要事項

(1) こどもの誕生前から幼児期まで



こども・若者の視点



保護者の視点



地域の視点

【現状と課題】

妊娠中の母体および胎児の健康を確保し、安全に出産を行うためには、正しい知識や情報に基づいた妊娠初期からの健康管理と家族、職場、地域の理解と協力によるサポート体制が必要です。こどもの誕生前から幼児期までの生活に向けた必要な支援の提供に努める必要があります。

本市においても、妊婦健診、産後ケア、育児支援等を実施しており、出産に伴う経済的負担の軽減や、育児休業取得の推進に努めています。また、子育て支援センターや乳幼児健診も、親子の健康や成長発達の確認、育児の悩みを相談できる場として機能しています。

しかし、家族形態や生活様式の変化などにより産後うつや育児の孤立感を抱える人は少なくありません。特に、親族が近くにいない核家族世帯では、地域で孤立し支援が行き届かないことがあります。子育てについて相談しやすい環境づくりや、産後ケアのさらなる充実が求められています。

また、本市では、子育てや生活に関する各種相談窓口を設置していますが、アンケート結果で公的な相談窓口を頼ると回答した人が少なかったことから、気軽に相談できる体制が十分であるとは言えません。こどもの発達に関する悩みや親のメンタルヘルスを早期に支えるためのサポート体制も必要です。

さらに、共働き家庭やひとり親家庭が増加する中、保育の待機児童問題や長時間労働の影響で、サービスの利用が難しい家庭もあることから、世帯の生活の状況に応じた柔軟なサポートが必要です。

①妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保

【取り組むこと】

- 地域の周産期医療体制を確保し、医療、保健、福祉の関係者との連携を強化します。
- 産前産後の支援を強化し、養育者のメンタルヘルスにも取り組みます。
- 産前産後から子育て期にかけて、切れ目のない支援体制を構築します。
- 乳児院や母子生活支援施設、NPO と連携し、若年妊婦への支援を強化します。
- 健康の維持や疾病予防の観点から、新生児マスキング※や乳幼児健診を推進します。
- 先天性代謝異常や聴覚障がい等の早期発見に向けた検査の拡充を進め、妊娠・出産に関する環境を整え、母子の健康を守ることを目指します。

【実施する施策・事業】

施策・事業名	内容	担当課
こども家庭センター	こども家庭センターにおいて、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援を提供できる体制を構築します。	子ども支援課
若年妊婦への支援強化	予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等が必要な支援を受けられるよう、乳児院や母子生活支援施設、NPOなどの民間団体とも連携しながら、支援に取り組めます。	子ども支援課
新生児聴覚検査	聴覚障害は早期に発見され適切な支援を行うことで、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられます。このため、全ての新生児を対象として新生児聴覚検査を実施し、聴覚障害の早期発見・早期療育を図ります。	子ども支援課

②こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

【取り組むこと】

- 家庭、幼稚園、保育所、認定こども園、地域の関係機関を含む、こどもの育ちを支える場を大切に、社会全体で共有することについて周知啓発します。
- 待機児童対策に取り組むとともに、認定こども園や保育所、地域の子育て支援拠点を通じた支援を充実させます。また、幼稚園や保育所に通っていないこどもに必要な教育や保育サービスの環境整備を進め、利用へつなげます。病児保育の充実も図ります。
- 幼児期の教育・保育は人格形成の基礎を培う重要なものであることから、全ての教育・保育施設において、安全で安心な環境を確保するとともに、質の向上を目指します。特に、障がいのあるこどもや外国籍のこどもなど、特別な配慮を必要とするこどもの健やかな成長を支えていきます。
- 全てのこどもが質の高い学びを受けることができるよう、幼保小の関係者が連携し、遊びを通じた質の高い幼児教育・保育を保障します。また、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の改善にも取り組めます。
- こどもの育ちと密接に関わる保護者・養育者支援を重視し、保育士や教諭の人材育成、処遇改善、現場の負担軽減を進めます。

【実施する施策・事業】

施策・事業名	内容	担当課
待機児童の解消に向けた取り組み	待機児童・入所保留児童解消のための対策に取り組み、保育を必要とする児童の世帯に必要なサービスにつなげられるよう、保育環境の充実を図ります。	子ども支援課

第5章 こども施策に関する重要事項

施策・事業名	内容	担当課
支援を要するこどもの受け入れ態勢の確保	障がいのあるこどもや医療的ケア児、外国籍のこどもをはじめ様々な文化を背景にもつこどもなど特別な配慮を必要とするこどもの受入体制を関係機関と連携して支援していきます。	子ども支援課
保幼小連携事業	子どもに対して連続性・一貫性のある幼児教育・保育を提供するために、就学前の幼児教育・保育施設と小学校などの関係機関との連携が不可欠です。保幼・小・(中)連携研修会を開催し、異校種間の情報共有とさらなる行動連携を推進します。	教育総務課指導室 子ども支援課
保育士確保対策事業	保育士資格を持っている、保育士として働いていない潜在保育士を活用するために、再就職支援や再就職に関する情報提供など、保育士の確保に向けた取り組みを推進するとともに、現在、働いている保育士の離職防止を図ります。	子ども支援課

(2) 学童期・思春期



こども・若者の視点



保護者の視点



地域の視点

【現状と課題】

学童期は、こどもの社会性の発達において大変重要となる時期です。家庭で過ごす時間が減り、学校や同年代のこどもたちと過ごす時間が多くなるなど、周囲の環境が大きく変化します。このような幼児期から学童期への環境の変化により、いわゆる「小1プロブレム※」のような問題が顕在化するケースもあります。また、学童期後期では、多くのこどもに第二次性徴が現れ、身体的な変化とあわせて精神面にも様々な変化が訪れるなど、心身ともに不安定になりやすい時期です。

思春期は、こどもから大人へと成長していく時期です。家庭や学校、友人関係を通じて家庭の中から社会の中へと成長していく中で、自己の確立が進む時期でもあり、心身の発達と環境の変化により、不安定な状態になりやすくなります。飲酒や喫煙などの問題行動をはじめ、引きこもりや不登校など、思春期における問題は深刻かつ多様化していますが、社会的な孤立がこのような問題を引き起こすきっかけにもなりかねません。

学童期・思春期のこどもたちは、身体的な成長だけでなく、社会的・精神的な変化にも直面しています。学力格差やいじめ、メンタルヘルスの問題など、様々な課題が発生しやすい時期でもあり、それぞれの現状に対応した支援が求められます。特に、メンタルヘルスの支援や学校での指導、インターネットの適切な利用指導、居場所づくりなど、こどもたちの成長過程を見守るための包括的な支援体制が必要です。

近年ではSNSやインターネットの普及により、こどもや若者がオンライン上での人間関係や情報に触れる機会が多くなりました。しかし、過度なネット利用やSNSでのいじめ、誹謗中傷など、思春期の若者がオンラインでのトラブルに巻き込まれるケースも増えています。オンラインでの人間関係がこどもの自己評価に大きく影響し、時に深刻なトラブルに発展することもあることから、これらの課題に対する適切な対応や予防も必要です。

①こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の実施

【取り組むこと】

- こどもにとって学校は、学ぶ場だけでなく、安全に安心して過ごし、他者と関わりながら成長する大切な居場所です。こどもの最善の利益を実現し、格差を縮小しすべての人が社会の一員として受け入れられ、平等に学ぶ機会を得ることができるよう、学校教育の更なる充実に努めます。

- 全てのこどもが自分の良さや可能性を認識し、他者を尊重し、多様な人々と協力して社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開けるよう、個別最適な学びと協働的な学びを充実させます。
- 学校における働き方改革や処遇改善を進め、教職員が本来の役割を発揮できるようにします。インクルーシブ教育システムを推進し、特別支援教育を充実させます。
- コミュニティ・スクールや地域学校協働活動を進め、地域全体でこどもを育む学校づくりを推進します。また、地域のスポーツ・文化芸術環境を整備し、こども・若者がこれらに親しむ機会を確保します。
- 体育の授業を充実させ、こどもの体力向上に向けた取り組みを推進します。養護教諭の支援体制を強化し、健康診断や薬物乱用防止教育など学校保健を進めます。学校給食の普及や食育の取り組みを推進し、学校給食無償化についての課題も整理します。

【実施する施策・事業】

施策・事業名	内容	担当課
学校教育の充実と質の向上	義務教育学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進に取り組みます。	教育総務課指導室
人権教育の推進 【再掲】	すべての人が尊重される社会を目指し、多様性理解や共生の重要性を学ぶ機会を提供し、差別や偏見のない社会の実現を促進します。	教育総務課指導室 人権政策課
学校教育現場の環境の改善と教員の資質向上	学校教育の質の向上のため、学校・教師が担う業務の適正化に取り組みます。学校における働き方改革と教育の質の向上に努めます。	教育総務課指導室
インクルーシブ教育の推進	インクルーシブ教育システム（障がいのあるこどもと障がいのないこどもが共に学ぶ教育の仕組み）を推進し特別支援教育の充実を図ります。	教育総務課指導室
地域と連携した教育活動の推進	部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた地域のスポーツ・文化芸術環境の整備、道徳教育や情報モラル教育、学校や地域におけるこどもの体力の向上のための取組を推進します。	教育総務課指導室
学校保健指導の推進	養護教諭の支援体制の推進や健康診断等の保健管理、薬物乱用防止教育など、学校保健指導の推進に努めます。	教育総務課指導室
学校給食と食育の推進	学校給食の普及・充実や、栄養教諭を中核とした、家庭、学校、地域等が連携した食育の取り組みを推進し、学校給食無償化の課題の整理等を行います。	防災食育センター
生きる力を育む学校教育の推進【再掲】	I C T機器の効果的な活用や外国語指導員の小中学校配置などによるグローバル教育の推進など、今日的課題に応じた教育の推進を図ります。	教育総務課 (ICT・英語教育推進係)

施策・事業名	内容	担当課
組織的な教育相談体制づくりの推進【再掲】	児童生徒及び保護者の学校生活・養育等における不安や悩みの解消を図るために、児童生徒相談センターを中核とし、適応指導教室、特別支援教育アドバイザー、スクールソーシャルワーカーの配置等、教育相談体制の充実を図ります。	教育総務課 教育総務課指導室
支援を要するこどもの受け入れ態勢の確保【再掲】	障がいのあるこどもや医療的ケア児、外国籍のこどもをはじめ様々な文化を背景にもつこどもなど特別な配慮を必要とするこどもの受入体制を関係機関と連携して支援していきます。	教育総務課指導室 学校管理課

②居場所づくり

【取り組むこと】

- こども・若者の必要とする新たな居場所をつくることに加え、子ども会、こども食堂、学習支援の場など、地域にある既存の居場所をより良いものにする取り組みも進めます。こども・若者の視点に立ち、誰一人取り残さない多様な居場所づくりを推進するため、こどもの居場所づくりに関する指針に基づいて、こども・若者の声を聴きながら進めます。
- 全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験ができるよう、放課後児童クラブの受け皿整備に努めます。放課後児童クラブの安定的な運営を確保し、待機児童の早期解消を図ります。

【実施する施策・事業】

施策・事業名	内容	担当課
こどもの居場所となる地域資源の活用	こどもの居場所の整備と併せて、こども食堂や、学習支援の場である公民館や図書館といった社会教育施設などの多様な場が、こどもや若者にとってよりよい居場所となるよう取り組みます。	教育総務課指導室 生涯学習課 子ども支援課
こどもの意見を取り入れた居場所づくり	誰一人取り残さず、こどもや若者の視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、国のこどもの居場所づくりに関する指針に基づき、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを推進します。	子ども支援課 教育総務課指導室
放課後児童健全育成事業	保護者が就労等で昼間家庭にいない小学生児童を預かり、児童の健全育成を図ります。長期休暇中の支援ニーズに応じた受け入れができるよう、事業者と連携を図ります。また、待機児童の早期解消に向けて人員や受け皿の確保に努めます。	学校管理課
こども食堂の支援	こどもの貧困解消や見守り強化を図るため、こども食堂を実施する団体等への支援について検討します。	子ども支援課

③小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実

【取り組むこと】

- 小児医療の関係者と、成育過程にある者に対する医療、保健、福祉、教育の関係者との連携体制を構築し、医療的ケア児やその家族も含めた支援体制を確保することで、地域のこどもの健やかな成育を推進します。
- こども・若者が自らの発達に応じて心身の健康や性に関する正しい知識を得て、SOSを出したりセルフケアを行ったりできるように、教育委員会と保健部局が連携し、学校や保健所で性に関する科学的知識や人間関係の大切さを教える教育や普及啓発、相談支援を進めます。また、予期せぬ妊娠や性感染症に対する適切な相談支援も行います。

【実施する施策・事業】

施策・事業名	内容	担当課
小児医療環境の充実	こどもが地域において、いつでも安心して医療サービスが受けられる小児医療環境を検討します。	子ども支援課
性に関する正しい知識の普及啓発と性教育の推進	こどもや若者に対し、学校や保健所等において、医療関係者等の協力を得ながら、性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援を進めるとともに、予期せぬ妊娠、性感染症等の相談窓口の充実と周知啓発、また適切な支援体制の拡充を進めます。	教育総務課指導室

④成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

【取り組むこと】

- こども・若者が社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら地域の課題解決に主体的に取り組む力を身につけられるよう、主権者教育を推進します。また、こども・若者が消費者の権利と責任を理解し、主体的に判断して行動できるように、教育機関や関係団体との連携による消費者教育を進めます。
- 金融経済教育の機会を提供するための体制を整え、金融リテラシー※の向上に取り組みます。さらに、様々な仕事やロールモデル※に触れる機会や社会人との交流の場、乳幼児との触れ合いの機会を創出し、こども・若者が自らのライフデザインを描けるように意識啓発や情報提供を行います。
- 学ぶことと将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に必要な資質・能力を身につけるための取り組みを進め、職場体験やインターンシップなどの体験的な学習を活用します。また、高校等での労働関係法令の教育を支援し、こども・若者の自己実現につながる働き方の選択を促します。
- 社会保障の意義や仕組みを理解し、必要な制度を活用できるようにするとともに、変化する社会における社会保障について当事者意識を持てるよう、社会保障教育の取り組みを一層推進します。

【実施する施策・事業】

施策・事業名	内容	担当課
お金に関する教育の推進	消費者教育の推進を図るとともに、金融経済教育を通じ、こどもや若者の金融リテラシーの向上に取り組みます。	教育総務課指導室
交流活動・職業教育の推進	社会人との交流の場、乳幼児や高齢者等の異世代と触れ合う機会などを創出し、様々な仕事や価値観に触れることでこどもや若者が自らのライフデザインを描けるよう、意識啓発や情報提供に取り組みます。	教育総務課指導室 子ども支援課
社会保障教育の推進	職場体験・インターンシップ等の体験的な学習活動の活用、高校等における労働関係法令の教育の支援、社会保障教育の取組を推進します。	教育総務課指導室
次代の親の育成	乳幼児とのふれあい等を通じて、命の大切さやこどもの尊さに触れ、将来、親になることを前向きにとらえるきっかけにするための意識を醸成します。	子ども支援課

⑤いじめ防止

【取り組むこと】

- 教育委員会と連携し、全ての学校で「いじめ防止対策推進法」に基づく対策を徹底します。道徳科や学級活動を通じて、こども主体のいじめ防止活動を進め、いじめの早期発見と対応を強化します。
- インターネット上でのいじめにも対応できるよう、対策を強化します。
- いじめ加害者が被害者である場合や虐待や経済的困難が背景にある場合も多いため、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーを交えて、多面的な支援を行います。
- 地域におけるいじめ防止体制を構築し、警察など外部の専門機関とも連携して対策を進めます。

【実施する施策・事業】

施策・事業名	内容	担当課
いじめ防止の取り組みの推進	道徳教育等の学校を通じたいじめ防止に資する啓発の取り組みの実施に取り組みます。	教育総務課指導室
いじめの防止及び早期発見・早期対応のための体制の強化	いじめの積極的な認知と早期の組織的対応、相談先の確保、関係機関等との連携の推進など、いじめ防止対策を強化します。	教育総務課指導室
ネット上での誹謗中傷・いじめに対する啓発	ネット上での誹謗中傷やいじめは、重大な人権侵害であり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解してもらうため、啓発活動に取り組みます。	教育総務課指導室 教育総務課 (ICT・英語教育推進係)
いじめを起こさないための未然防止教育の推進	全てのこどもが自分を大切に思う気持ちと、他の人の存在を認め大切に思う気持ちを育むことができるよう働きかけるなど、いじめの未然防止教育を推進します。	教育総務課指導室
いじめの対応に向けた体制の整備	いじめの実態や背景の把握、解決に向けた対応にあたり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを交えた多面的な見立てと横断的かつ縦断的な手立てや支援を講じます。	教育総務課指導室

⑥不登校のこどもへの支援

【取り組むこと】

- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーにいつでも相談できる環境を整えます。また、ICTを活用した学習支援や、NPOやフリースクールなどとの連携を強化し、不登校のこどもへの支援体制を整備します。
- 不登校傾向を含めたこどもの増加について、原因を分析するとともに、不登校のこどもの意見も尊重しながら対策を進めます。

【実施する施策・事業】

施策・事業名	内容	担当課
学習機会の確保	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどの専門家にいつでも相談できる環境の整備、ICT等を活用した学習支援、NPOやフリースクール等との連携など、不登校のこどもへの支援体制を整備し、アウトリーチを強化します。	教育総務課指導室 教育総務課 (ICT・英語教育推進係)
不登校児の居場所づくりの推進	不登校のこどもの意見に耳を傾け、また、不登校傾向を含めた不登校のこどもの数の増加に係る要因分析を行い、その結果を踏まえて、多様な学びの場の確保に努めます。	教育総務課指導室
相談機関や民間施設の情報提供	行橋市ホームページに、「諸事情により学校に登校できない児童生徒への支援」として相談窓口、民間施設等の情報を掲載し、情報提供を行います。文部科学省の「不登校に関する地元の相談窓口」及び、福岡県の「福岡県不登校児童生徒支援リーフレット」からもリンクし、閲覧することができるようにします。	教育総務課指導室

⑦校則の見直しと体罰や不適切な指導の防止

【取り組むこと】

- 校則は各学校がそれぞれの教育目標に応じて合理的に定めるものです。見直しを行う際には、こどもや保護者などの意見を聴取し、それに基づいて決定します。
- 体罰は学校教育法で禁止されており、いかなる場合でも許されません。体罰や不適切な指導の根絶に向けた取り組みを強化します。

【実施する施策・事業】

施策・事業名	内容	担当課
適切な校則に関する啓発	校則の見直しを行う場合にはその過程でこどもや保護者等の関係者からの意見を聴取した上で決めていくことについて、学校現場に意識の共有を図ります。	教育総務課指導室
体罰や不適切な指導の根絶	生徒指導提要では、教職員による体罰や不適切な指導は部活動を含む学校教育全体で許されないと明示されています。この方針を各学校に周知し、体罰や不適切な指導の根絶に向けて取り組みます。	教育総務課指導室

(3) 青年期



こども・若者の視点



保護者の視点



地域の視点

【現状と課題】

青年期は、身体の成長に加えて、心理的な変化が大きく、青年期前期に訪れる思春期特有の悩みやストレスに対するケアが重要であり、学校や地域に相談窓口を設置するなど、様々な支援が提供されています。

保健・医療の分野では、特に思春期から青年期にかけての移行期に、保健医療サービスの連続性が途切れることがあります。小児科から成人医療へと移行する過程で、思春期や青年期特有の精神的な問題や性に関する問題などの健康問題に対する支援が十分でない場合があります、特にメンタルヘルスケアに関しては、青年期の支援が十分に整っているとは言い難いのが現状です。

多くのこどもや若者は、悩みを打ち明けることに抵抗を感じたり、他人に弱みを見せたくないと考えたりすることがあります。また、「相談することで周りに迷惑をかける」「自分の悩みは小さなこと」と感じる人も少なくありません。

学校や地域での相談体制が整備されてはいるものの、専門医療にアクセスしにくい、または支援を受けること自体にためらいを感じる若者も多くいます。

医療と福祉、教育の各分野が連携し、こどもや若者が成長する過程で途切れのない支援を受けられる体制づくりが求められます。

①就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取り組み

【現状と課題】

現在の雇用情勢は以前と比較すると好転しているものの、若者の中には就職先が見つからず、非正規や短期契約で働きながら転職活動を続けるなど、経済的に不安定な状況に置かれている人も少なくありません。そういった若者たちは、正社員としての採用の機会が限られることで、生活やキャリアプランが安定せず、生活困難に陥りやすくなります。

また、就職した若者が職場で十分なキャリア支援を受けられないことも多く、スキルアップの機会やキャリア形成のための教育が不十分な場合があります。特に中小企業では、若年層が長期的に成長できる環境が整っていない点も課題となっています。若者の就労と生活の安定に向けて取り組んでいく必要があります。

【取り組むこと】

- 離職した若者が早期に再就職できるよう、キャリア自律に向けた支援を行い、ハローワークや地域若者サポートステーションと協力し若者への就職支援に取り組みます。
- リ・スキリング※による能力向上支援、職務給の導入、成長分野への労働移動の円滑化を進め、労働者が主体的に職業選択できる環境を整えます。

【実施する施策・事業】

施策・事業名	内容	担当課
若者のキャリア開発に向けた支援	離職する若者が早期に再就職し、その持てる能力を発揮できるよう、キャリア自立に向けた、ハローワーク等による若者への就職支援の取り組みを周知します。	企業立地課
若者の早期退職を防ぐための支援	就職後のミスマッチによる早期退職を防ぐため、合同就職説明会でマッチングの向上等を図ることで、不本意な早期離職を抑制します。	企業立地課

②結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

【現状と課題】

近年では、婚活イベントやマッチングアプリの普及により、出会いの機会は増えていますが、経済状況や生活環境の変化などへの不安により、結婚に対して積極的になれないという人も少なくありません。

また、結婚に伴う生活費の増加、住宅の確保、子育てに対する不安感など、結婚後の生活に対する様々な不安も、結婚をためらわせる要因となっています。結婚を希望する人が将来に希望を持てるよう支援していく必要があります。

【取り組むこと】

- 出会いの機会・場の創出支援を、より効果的に推進します。
- 結婚後の新生活をスムーズに始められるよう、各種支援を推進します。

【実施する施策・事業】

施策・事業名	内容	担当課
出会いの機会・場の創出	少子化や人口減少への対策として、婚活パーティーやマッチングイベント、各種交流イベント等を実施し、結婚や出会いの機会の提供に取り組みます。	総合政策課

③悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

【現状と課題】

若者向けの相談窓口として、オンライン相談サービス、電話相談など多様な取り組みを実施していますが、多くの若者やその家族は、どこに相談窓口があるのか、またどのように利用できるのかを知らないことが多く、利用したくてもアクセスできないケースが少なくありません。また、相談内容が外部に漏れることへの懸念や、学校や職場に相談したことが知られてしまうのではという不安から、相談をためらう若者もいます。若者本人だけでなく家族も心理的なサポートが必要ですが、親子関係の悩みや家庭内の問題について十分に支援を受けられない場合があります。

若者のメンタルヘルスや社会的サポートの充実が図られ、孤立を防ぐ取り組みを進めていくために、相談窓口の周知啓発や家族への支援の充実等が必要です。

【取り組むこと】

- 関係機関と連携し、相談体制の充実に努めます。
- 人間関係について悩みや不安を抱えた時、こころの健康や病気、相談支援やサービスに関する情報を周知し、ストレスを感じた際の対処方法を伝えます。
- 相談機関等を周知します。

【実施する施策・事業】

施策・事業名	内容	担当課
心の悩みや不安に対する相談	心の悩みや不安を持った本人および家族の個別支援を行うとともに、関係機関と連携し対応し、必要に応じ相談機関を紹介します。	地域福祉課
相談窓口の周知啓発	「こころの相談カード（仮）」を作成して公共施設に設置するなど相談窓口の周知啓発に努めます。また、身近な人の悩みや不安に早期に気づき、相談支援やサポートにつなげることの大切さを周知します。	地域福祉課

3. 子育て当事者への支援に関する重要事項

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減



こども・若者の視点



保護者の視点

【現状と課題】

子育て支援金や教育資金の給付、幼児教育・保育の無償化により、子育てに関する保護者の経済的負担はある程度軽減されています。子育て支援サービスや教育プログラムの充実に積極的に取り組んでいる地方自治体も増加しており、地域によっては非常に充実した支援が提供されています。

一方で、教育にかかる費用、特に私立学校の学費や塾代などは依然として高く、経済的に厳しい家庭にとって大きな負担となっています。また、子育て支援や教育資源の充実度には地域差があり、都市部と地方では支援の内容や質が異なるため、平等な教育機会が保障されていない状況です。さらに、育児休業制度の利用率は上昇しているものの、特に男性の取得率が低く、家庭の育児負担が女性に偏る傾向が続いています。これにより、子育てと仕事の両立が難しくなり、経済的負担が増える要因の一つとなっています。

経済状況の変化や教育政策の不確実性により、子育ての当事者は将来的な経済的困難に対する不安を抱えています。このような不安は、子育てをためらう要因にもなり得ます。これらの現状と課題を踏まえ、より一層の支援の充実や制度の見直しが求められています。

【取り組むこと】

- 幼児教育・保育の無償化や高等教育段階の修学支援を通じて、幼児期から高等教育までの負担軽減に努めます。

【実施する施策・事業】

施策・事業名	内容	担当課
児童手当【再掲】	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童を養育している方に18歳になる年の年度末まで手当を支給します。オンラインで手続きができるよう、環境の整備に努めます。	子ども支援課
特別児童扶養手当【再掲】	心身の障がいや疾病により、日常生活に著しい制限を受ける子どもの福祉の増進を図るため、20歳未満の障がいを持った子どもを養育している方に支給します。引き続き、制度の適正な運営に努めます。	子ども支援課

施策・事業名	内容	担当課
子ども医療 【再掲】	こどもの医療費の一部を支給することにより、その疾病の早期発見と治療を促進し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図るため、18歳に達する日以降最初の3月末までの児童を養育している方に医療費の自己負担分の一部を支給します。引き続き、制度の適正な運営に努めます。	子ども支援課
未熟児養育医療 【再掲】	未熟児の健康増進を図るため、指定養育医療機関において入院加療を必要とする未熟児（身体の発育が未熟なまま出生した乳児（1歳未満））に対して、医療費の自己負担分の一部を支給します。引き続き、制度の適正な運営に努めます。	子ども支援課
福祉タクシー助成券 【再掲】	在宅の重度障がい者（①身体障害者手帳の交付を受けている方で、障がいの程度が1級及び2級の方②療育手帳の交付を受けている方で、障がいの程度がAの方③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、障がいの程度が1級の方）に対し、タクシーの基本料金の控除を受けられる利用券を交付します。引き続き、制度の適正な運営に努めるとともに、交付対象、利用方法などの周知徹底を図ります。	地域福祉課 障がい者支援室

（2）地域子育て支援、家庭教育支援



こども・若者の視点



保護者の視点



地域の視点

【現状と課題】

最近では、インターネットやSNSを通じて、家庭教育に関する情報が容易に入手できるようになっています。自治体のホームページやオンライン講座、子育て支援アプリなども普及し、親が自宅から手軽に情報を得られる環境が整いつつあります。本市においても、家庭教育の推進の一環として、保護者に対する研修会などの各種取り組みを実施しています。

しかし、家庭によって教育に対する意識や姿勢が異なるため、家庭教育支援の効果が均等に行き渡らないという課題があります。例えば、教育に対する関心が低い家庭や、経済的・社会的に困難を抱える家庭では、これらの各種支援サービスの利用が進まない場合があり、こうした家庭に対する支援の方法は限られているのが現状です。

また、地域での子育て支援サービスは、親が安心して子育てできる環境を整えるために重要な役割を果たしています。本市では、市内に地域子育て支援センターを設置し、親子が気軽に集まり、子育てに関する悩みや質問について情報交換や相談ができる場を提供していま

す。こども同士が遊びを通じて交流する場としても機能しており、親子双方の社会的つながりを強める役割を果たしています。しかし、地域や家庭ごとにニーズが異なり、提供される支援の質やアクセスに差があることが課題となっています。

【取り組むこと】

- 地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含め、すべてのこどもと家庭を対象とした様々な子育て支援を推進します。虐待予防の観点からも地域のニーズに応じた支援を行います。
- オンラインを活用した相談支援等の充実を図ります。
- こどもとの親としての関わり工夫や体罰がこどもに与える悪影響について親に伝え、体罰によらない子育てに関する啓発を進めます。
- 一時預かり、ファミリー・サポート・センターに関する取り組みを推進します。
- 保護者が家庭でこどもの基本的な生活習慣や自立心を育む教育を行うため、保護者が学べる機会や相談相手が身近にいない状況を解消するため、訪問型を含めた家庭教育支援チームの普及を図り、保護者に寄り添う家庭教育支援を推進します。

【実施する施策・事業】

施策・事業名	内容	担当課
保護者に寄り添う家庭教育支援の推進	一時預かり、ファミリー・サポート・センターに関する取組を推進するとともに、訪問型を含めた家庭教育支援の普及を図るなど、保護者に寄り添う家庭教育支援を推進します。	子ども支援課
家庭教育の推進	家庭の教育力向上に向けて、以下の取り組みを推進します。 ①メディアコントロールデー※及び「弁当の日」の取り組み等を通して、親子ふれあいの時間をつくります。 ②家庭学習ナビの活用等、保護者の意識を高め、家庭学習の習慣化・充実を図ります。 ③保護者等を対象とした家庭教育研修会を開催します。研修会の内容の充実を図り、学校と家庭との連携に努めます。	教育総務課指導室
通常保育事業	保護者の就労・疾病等の理由により、保育を必要とする場合に、保護者の申込により認可保育所等で保育を実施します。年度途中の待機児童の解消に向けて、保育士や受け皿の確保に努めます。	子ども支援課
延長保育事業	保護者の就労形態の多様化、就労時間の長時間化に対応するため延長保育を実施します。保護者のニーズに応じた延長保育事業の実施に努めます。	子ども支援課

施策・事業名	内容	担当課
障がい児保育事業 【再掲】	集団保育が可能で心身に障がいがあるこどもを、保護者が家庭で保育することができないときに保育を実施します。一人ひとりの障がいの状況に応じた適切な幼児教育・保育が誰でも無理なく受けられるよう、受け入れ体制の整備・拡充等を推進し、保育施設や保健師等との連携に努めます。	子ども支援課
一時預かり事業	小学校就学前の児童を、普段は家庭で保育している保護者の急病時の対応やリフレッシュ等のため、一時的に認可保育所等で預かります。保護者のニーズに応じた実施に努めるとともに、事業の周知を行い利用促進に取り組みます。	子ども支援課
広域保育事業	児童の住所地以外の市町村の認可保育所等に入所を希望する場合、市町村間で受委託を行うことで希望する保育施設への入所を行います。	子ども支援課
保育所等整備事業 (老朽園舎更新)	安心・安全な保育を実施するため、老朽化した園舎の更新を進めます。行橋市保育施設等整備計画に基づき、引き続き必要な老朽園舎の建替え等を行います。	子ども支援課
保育士確保対策事業 【再掲】	保育士資格を持っているが、保育士として働いていない潜在保育士を活用するために、再就職支援や再就職に関する情報提供など、保育士の確保に向けた取り組みを推進するとともに、現在、働いている保育士の離職防止を図ります。	子ども支援課
私立幼稚園運営 補助事業	私立幼稚園の健全な運営を図るため、就園する児童がより充実した教育環境のもと、安全に幼児教育を受けられるよう、市内に幼稚園を開設している学校法人に対して補助金を交付し、幼稚園教育の充実と2歳児の受入を行い待機児童対策に努めます。	子ども支援課
保幼小連携事業 【再掲】	こどもに対して連続性・一貫性のある幼児教育・保育を提供するために、就学前の幼児教育・保育施設と小学校などの関係機関との連携が不可欠です。保幼・小・(中)連携研修会を開催し、異校種間の情報共有とさらなる行動連携を推進します。	教育総務課指導室 子ども支援課
放課後児童健全育成 事業	保護者が就労等で昼間家庭にいない小学生児童を預かり、児童の健全育成を図ります。長期休暇中の支援ニーズに応じた受け入れができるよう、事業者と連携を図ります。また、待機児童の早期解消に向けて人員や受け皿の確保に努めます。	学校管理課

施策・事業名	内容	担当課
こども家庭センター 【再掲】	「こども家庭センター」において、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行います。福祉サービス等の知識を高め、適切な相談対応ができるよう努めます。	子ども支援課
保育コンシェルジュ事業	保育コンシェルジュは、保育サービスの専門相談員として、保護者の様々なニーズや就労状況にあった施設の案内、保育サービスの情報を提供します。今後もコンシェルジュ事業を推進し、保育サービスの充実に努めます。	子ども支援課
市報	市報を利用して、子育てに関する情報を積極的に提供します。今後も分かりやすい情報発信に努めます。	子ども支援課
子育て情報ポータルサイト	子育て情報ポータルサイト「すくすくゆくはし」を活用して、子育てに関する情報を積極的に発信し、子育て世代が安心して子育てできるように支援します。引き続き、迅速かつ分かりやすい情報の発信に努めます。	子ども支援課
子育てアプリ	母子手帳アプリ「すくすく」を活用して、子育てに関する情報を積極的に発信し、子育て世代が安心して子育てできるように支援します。引き続き、アプリの周知を行い、保護者に必要な情報の提供に努めます。	子ども支援課
地域子育て支援センター事業	乳幼児と保護者同士の交流の場や育児相談などの場を提供し、地域の子育て支援の充実を図ります。育児講座等を開催して、子どもと親がふれあい、コミュニケーションを図る大切さを啓発します。引き続き、地域の子育て支援の場として事業を推進していきます。	子ども支援課
育児講演会	育児に関する様々な講演会を実施し、子育てに関する知識の提供を行うとともに、親子や保護者同士の交流の場を提供し、保護者の育児に係る不安や負担の解消を図ります。保護者のニーズに合った子育てに関する講演会の企画に努めます。	子ども支援課
病児・病後児保育事業	行橋市・苅田町・みやこ町の共同運営により、行橋京都病児病後児保育室「アンファン」において事業を実施します。1市2町在住で、疾病により、保育所等での集団生活が困難であり、かつ保護者が勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童を預かります。広報活動に努め、登録者数の増加を目指します。	子ども支援課
ファミリー・サポート・センター事業	子育ての支援を受けたい人と、子育ての支援を行いたい人が会員登録し、相互援助活動（有料）を行います。チラシや広報活動を通じて、より多くの会員数を増やしていくよう活動を推進していきます。	子ども支援課

施策・事業名	内容	担当課
アレルギー児保育事業	近年増加傾向にある食物アレルギー児に対し、安全な保育を提供します。今後も、園との情報交換を密にし、安全な保育の提供に努めます。	子ども支援課

(3) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大



【現状と課題】

我が国の共働き世帯は増加していますが、育児や家事の負担が女性に偏っている現状は、女性のキャリア形成に大きな影響を及ぼしているのも事実です。

若い世代を中心に、男性が家事や育児に参加することへの意識は少しずつ高まっており、厚生労働省の「雇用均等基本調査」によると、令和5年度の日本の男性育児休業取得率は30.1%と、前年度調査の17.1%から大幅に上昇しました。しかし、依然として男性の育休取得率は女性と比較して大幅に低いのが現状です。また、育児や家事に参加する男性の多くが「補助的な役割」に留まっており、女性が主に担う家事や育児をサポートするにとどまるケースが多いことも課題となっています。

一部では依然として「男は仕事、女は家事・育児」といった性別による無意識の役割分担の考え方が根強く残っており、男性が家事や育児に積極的に関わることに對して、職場や家庭内での期待や理解が十分でない場合も多くあります。

さらに、男性が育児休業を取得する権利は法的に保障されていますが、職場の雰囲気や昇進への影響を懸念して取得しない人が依然として多いのも現状です。育児休業を取得しやすい職場環境の整備、取得後にキャリアが阻害されない体制づくりが急務です。

【取り組むこと】

- 家庭内で育児負担が女性に集中している現状を変え、夫婦が相互に協力しながら子育てを行い、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、共働き・共育てを推進します。
- 職場の文化や雰囲気を抜本的に変え、男性、女性ともに希望どおりに気兼ねなく育児休業制度を利用できるよう、組織のトップや管理職に対する啓発に努め、仕事と子育てを両立できる環境づくりを支援します。
- 長時間労働の是正や働き方改革を進め、男性の家事・子育てへの参画を促進し、企業の福利厚生の充実を図ることで、女性に一方的に負担が偏る状況を解消し、女性と男性がともにキャリアアップと子育てを両立できるよう環境整備を進めます。

- 各家庭の事情やニーズに応じて育児休暇等の制度を活用できるようにし、男性の家事・子育てに参画したいという希望を叶えるとともに、その主体的な参画を社会全体で後押ししていきます。

【実施する施策・事業】

施策・事業名	内容	担当課
仕事と子育てを両立できる社会環境の醸成	男性、女性ともに、希望どおり、気兼ねなく育児休業制度を使えるよう、職場の慣習や雰囲気を見直し、組織のトップや管理職の意識変革も含め、仕事と子育てを両立できる社会環境の醸成を促進します。	総合政策課 (男女共同参画センター)
仕事・家庭と地域活動の両立支援	仕事・家庭生活・地域活動において、性別にとらわれることなく、一人ひとりがやりがいを持って参画し、互いに支え合う社会づくりを目指し、各種講座の開催や広報・啓発を行います。男女共同参画社会の実現に向けて取り組みます。	総合政策課 (男女共同参画センター) 生涯学習課
働き方の見直しの推進	すべての人が仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとりやすい、多様な働き方を選択できるよう、介護・看護・育児休暇や育児休業制度の取得促進や、働き方の見直しのための取り組みを進めます。今後もワーク・ライフ・バランスに関する情報発信に努めます。	総合政策課 (男女共同参画センター) 企業立地課
託児ボランティアの育成支援・活用	託児環境の充実を目指し、託児ボランティアの育成支援を行います。また、市民の学習機会の確保のため、市の主催講座などの開催時に託児ボランティアの配置を図ります。託児ボランティア活動ができる人材の育成について検討します。	子ども支援課 総合政策課 (男女共同参画センター)

(4) ひとり親家庭への支援



こども・若者の視点



保護者の視点



地域の視点

【現状と課題】

ひとり親世帯は、子育てと生計の維持を一人で担わざるを得ないことも多く、特に母子家庭では、こどもの育児や家事のために親の雇用形態がパートタイムなどの非正規である人が多いなど、経済的にも精神的にも不安定な状況に置かれがちです。

ひとり親世帯に対しても、生活の安定のための様々な支援を行っていく必要があります。

【取り組むこと】

- ひとり親家庭の子育てを支援し、経済的自立を支援します。
- ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援に加え、生活支援、子育て支援、就労支援などが適切に行われるよう取り組みます。また、こどもに届く生活・学習支援を進めることにも注力します。
- 必要な支援につなげるための相談支援体制を強化し、当事者の声を取り入れ、ひとり親家庭に対する偏見や差別のない、当事者に寄り添った相談支援を実施します。
- こどもに不利益が生じないよう、こどもの最善の利益を考慮しながら、安全・安心な親子の交流を推進します。

【実施する施策・事業】

施策・事業名	内容	担当課
相談支援体制の強化	様々な課題にワンストップで必要な支援につなげることができる相談支援体制を強化します。	子ども支援課
高等職業訓練促進給付金【再掲】	母子家庭の母及び父子家庭の父が就職に有利な資格を取得するため、養成機関で6か月以上のカリキュラムを修業している場合に、毎月訓練促進給付金を、卒業後に修了支援給付金を支給します。ひとり親家庭の自立支援に向けて、積極的に制度周知を行います。	子ども支援課

施策・事業名	内容	担当課
自立支援教育訓練給付金【再掲】	母子家庭の母及び父子家庭の父が就職につながる能力開発のために受講した教育訓練講座の入学料及び受講料の一部を支給します。ひとり親家庭の自立支援に向けて、積極的に制度周知を行います。	子ども支援課
児童扶養手当【再掲】	父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、18歳に達する日以降最初の3月末までの児童（障がい児は20歳未満）を養育しているひとり親家庭の父または母等に手当を支給します。引き続き、適正な処理・支給に努めます。	子ども支援課
母子父子寡婦福祉資金【再掲】	ひとり親家庭や寡婦の経済的自立や生活意欲の助長、子どもの福祉の増進を図るため、各種資金の貸付を行います。引き続き、制度の適正な運営に努めます。	子ども支援課
ひとり親家庭等医療【再掲】	母子家庭の母や父子家庭の父等の心身の健康の向上に寄与し、福祉の増進を図るため、18歳に達する日以降最初の3月末までの児童を養育する母子家庭の母、父子家庭の父等に医療費の自己負担分の一部を支給します。	子ども支援課

4. 子ども・子育て支援事業計画

(1) 幼児教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計

幼児教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の推計にあたって、本市の児童の推計値や保護者を対象としたアンケート調査の結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」に沿って、本市の地域特性との整合性等を検証しながら、算出しました。

(2) 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、量の見込みとその確保方策を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を設定し、区域ごとの量の見込みや確保の方策を定めることとされています。

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅から容易に移動することが可能である地理的な範囲のことであり、社会的条件（人口、交通、地理等）や教育・保育の整備状況等を総合的に勘案して設定します。

本市においては、子育て中の保護者が、居住地区に関わらず、市内の関連施設を広域的に利用している状況にあるため、すべての事業について市全域を提供区域として設定し、事業を実施します。

図表 36 本市における地域子ども・子育て支援事業の提供区域

区分 / 施設・施策・事業名		区 域
幼児教育・保育（1～3号認定）		市全域
地域子ども・子育て支援事業	時間外保育事業	市全域
	放課後児童健全育成事業	
	子育て短期支援事業（ショートステイ）	
	地域子育て支援拠点事業	
	一時預かり事業	
	病児保育事業	
	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	
	利用者支援事業	
	妊婦に対する健康診査	
	乳児家庭全戸訪問事業	
	養育支援訪問事業	
	子育て世帯訪問支援事業	
	児童育成支援拠点事業	
	親子関係形成支援事業	
	妊婦等包括相談支援事業	
	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	
	産後ケア事業	
	実費徴収にかかる補足給付を行う事業	
	多様な主体が参画することを促進するための事業	

(3) 量の見込みの算出方法

①「量の見込み」とは

子ども・子育て支援法において、市町村は、国が示す基本指針に即して、5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を策定することとされており、計画の中で、各年度の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みとそれに対応する提供体制の確保の内容を定めることとなっています。

②「量の見込み」の考え方

量の見込みの算出にあたっては、国が示す手引きに従い、保護者に対する利用希望把握調査等（以下、ニーズ調査）の結果から、就労状況や希望等を踏まえた“潜在的”な「家庭類型」に分類し、推計児童数に乗じて家庭類型別児童数を算出したうえで、各家庭類型におけるサービス利用意向率を乗じて算出します。

$$\boxed{\text{推計児童数}} \times \boxed{\text{潜在的家庭類型割合}} \times \boxed{\text{利用意向率}} = \boxed{\text{量の見込み}}$$

③家庭類型について

保護者の就労状況等により、タイプAからタイプFまで8つの潜在的家庭類型に分類します。潜在的家庭類型とは、今後の就労意向（現在、就労していない母親が、すぐにでも、もしくは1年以内に就労したいと思っている等）を反映させたものです。分類する類型は次頁のとおりです。

図表 37 家庭類型

家庭類型	就労状況等	類型基準
タイプA	ひとり親家庭	「配偶者はいない」と回答した人
タイプB	フルタイム×フルタイム	父親、母親ともフルタイムで就労（産休・育休・介護休業中を含む） ※パートタイム・無業からフルタイムへの転換希望者を加える
タイプC	フルタイム×パートタイム （保育の必要性が高い）	父親、母親のいずれかがフルタイム、いずれかがパートタイムで就労（産休・育休・介護休業中を含む） ※3-5歳で、現在幼稚園を利用して、今後、保育園または認定こども園の利用意向がない人、及び0-2歳で、現在、保育園、認定こども園等を利用しておらず、今後も利用意向がない人は除く ※無業からパートタイムに1年以内に就労したい人を加える

家庭類型	就労状況等	類型基準
タイプC'	フルタイム×パートタイム (保育の必要性が低い + 幼稚園を利用希望)	父親、母親のいずれかがフルタイム、いずれかがパートタイムで就労（産休・育休・介護休業中を含む）のうち、3-5歳で、現在幼稚園を利用して、今後、保育園または認定こども園の利用意向がない人、及び0-2歳で、現在、保育園、認定こども園等を利用しておらず、今後も利用意向がない人
タイプD	専業主婦（夫）	父親もしくは母親のいずれかが無業の人 ※1年以内にフルタイムもしくはパートタイムで就労したい人は除く ※今後、パートをやめて子育てに専念したい人を加える
タイプE	パートタイム×パートタイム (保育の必要性が高い)	父親および母親のいずれもパートタイム等で就労している人 ※無業からパートタイムに1年以内に就労したい人を加える
タイプE'	パートタイム×パートタイム (保育の必要性が低い + 幼稚園を利用希望)	父親、母親ともパートタイム等で就労している人 ※3-5歳で、現在幼稚園を利用して、今後、保育園または認定こども園の利用意向がない人、及び0-2歳で、現在、保育園、認定こども園等を利用しておらず、今後も利用意向がない人は除く ※無業からパートタイムに1年以内に就労したい人を加える
タイプF	無業×無業	父親、母親とも無業の人 ※今後、パートをやめて子育てに専念したい人を加える

④利用意向率について

利用意向率とは、各家庭類型に分類された人のうち、当該事業を利用したいと回答した人の割合（無回答を除く）です。

例えば、ニーズ調査において「タイプC」に分類された人が103人いたとして、「できれば病児・病後児保育施設を利用したいか」との設問に対し、10人が「利用したい」と回答し、3人が無回答だった場合、タイプCの病児・病後児保育に対する利用意向率は、 $10 \div (103 - 3) \times 100 = 10\%$ となります。利用意向率は、潜在的家庭類型ごとに算出します。

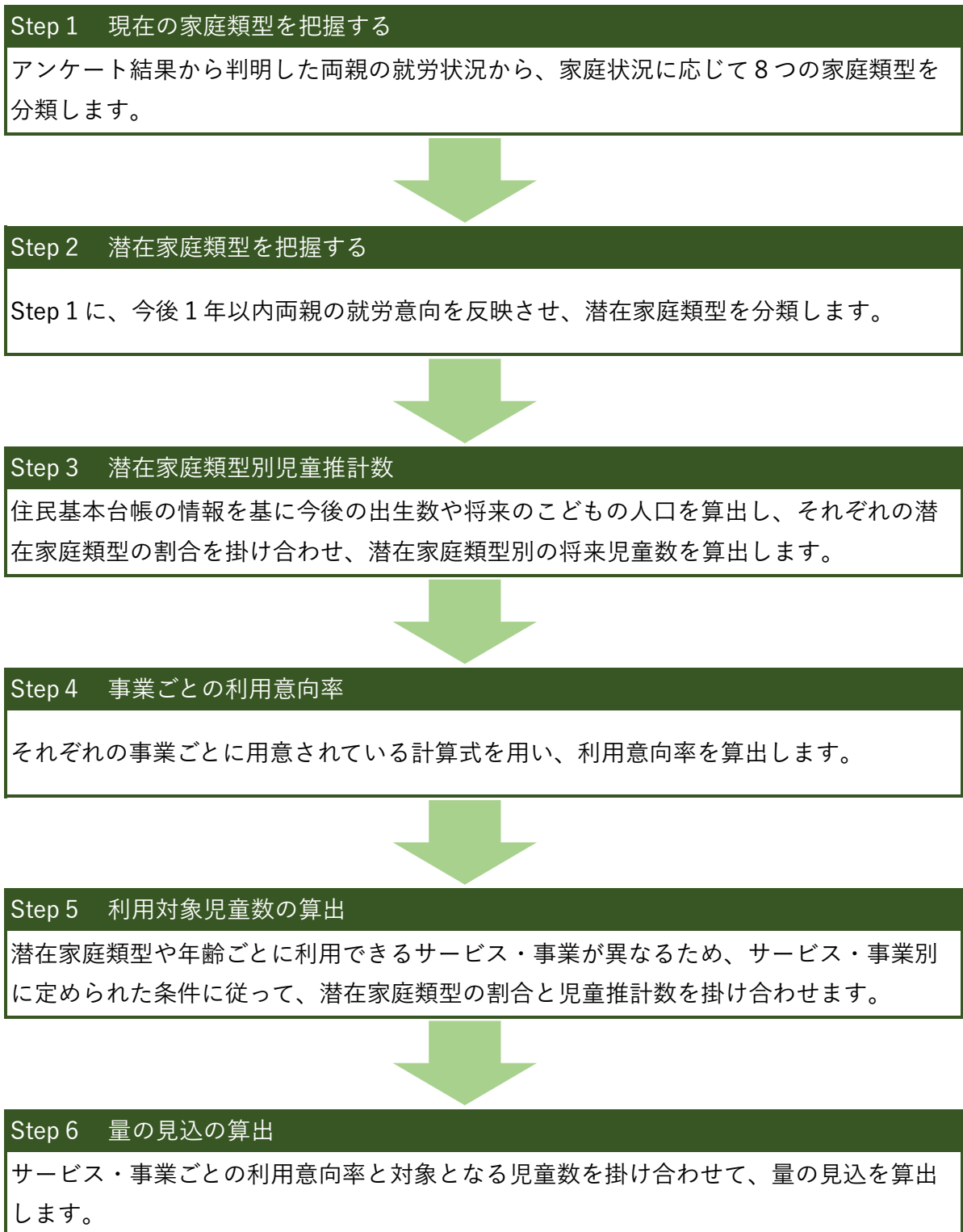
図表 38 病児・病後児保育の利用意向率（例）

家庭類型	類型人数	「利用したい」	無回答	計算式	利用意向率
タイプA	20人	5人	0人	$5 \div (20 - 0) \times 100$	25%
タイプB	52人	10人	2人	$10 \div (52 - 2) \times 100$	20%
タイプC	103人	10人	3人	$10 \div (103 - 3) \times 100$	10%
タイプE	11人	3人	1人	$3 \div (11 - 1) \times 100$	30%

⑤量の見込みの計算手順

量の見込みは幼稚園、保育所、保育認定などの項目ごとに、アンケート結果からそれぞれの利用意向率を算出し、将来の子どもの人口推計（推計児童数）を掛け合わせて計算を行います。

図表 39 見込み量の計算手順



(4) 幼児教育・保育（1～3号）の量の見込みと確保の方策

子ども・子育て支援法では、こども及びその保護者が教育・保育給付を受ける場合は、こどもの年齢や保育の必要性に応じた認定（法第19条）を受けることが必要となっています。一方、市町村は、保護者の申請を受け、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給することとされています。

認定区分の類型は大きく3つに分かれ、それぞれに利用できる施設や事業が異なります。

図表 40 保育認定の区分

区分	要件
1号認定	満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望する児童
2号認定	満3歳以上で、保育の必要性があり、保育所等での保育を希望する児童
3号認定	満3歳未満で、保育の必要性があり、保育所等での保育を希望する児童

幼児教育・保育の見込については、1～3号の認定ごとに、さらに2号認定は教育の利用希望の有無で、3号認定は0歳と1歳、2歳にそれぞれ区分して整理することとされています。

① 1号認定

1号認定は満3歳から5歳までの未就学のこどもが該当します。「保育の必要な事由」に該当しない児童が対象となり、幼稚園・認定こども園を利用することができます。

【量の見込みの算出方法】

対象年齢	3～5歳
対象潜在家庭類型	C'、D、E'、F
アンケート結果	今後、幼稚園または認定こども園を利用したいと回答した人

【ニーズ量】

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	909	856	830	815	794
②供給可能な量	1,089	1,102	1,109	1,113	1,118
特定教育・保育施設	600	600	600	600	600
(確認を受けない幼稚園)	489	502	509	513	518
過不足(②-①)	180	246	279	298	324

【確保の方策】

- ニーズ調査から量を見込んでいます。
- 1号認定については受け皿を十分確保できている状態です。

② 2号認定

3歳から5歳のこどもで、「保育の必要な事由」に該当する児童が対象となります。保育所・認定こども園が利用できます。

【量の見込みの算出方法】

対象年齢	3～5歳
対象潜在家庭類型	A、B、C、E
アンケート結果	今後、幼稚園・保育園・認定こども園を利用したいと回答した人

【ニーズ量】

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
調査からの量の見込み	1,116	1,010	988	988	969
幼児期学校教育利用希望強	277	215	210	210	206
上記以外	839	795	778	778	763

(人)

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	886	835	809	794	774
幼児期学校教育利用希望強	226	213	207	203	198
上記以外	660	622	602	591	576
②供給可能な量	1,041	1,033	1,029	1,027	1,024
特定教育・保育施設	900	900	900	900	900
届出保育施設	0	0	0	0	0
幼稚園及び預かり保育	141	133	129	127	124
過不足 (②－①)	155	198	220	233	250

(人)

【確保の方策】

- 令和2年度から令和6年度までの利用実績をもとに推計値を補正しました。
- 令和2年度から令和6年度までの利用実績を利用対象者の人口実績で除した一人あたり利用率の平均を、各年度の推計人口に乗じました。
- さらに、ニーズの高まりによる利用率の伸びを勘案して、令和2年度から令和6年度までの一人あたり利用率の伸びの平均を乗じて推計を行いました。

③3号認定

0歳から2歳のこどもで、「保育の必要な事由」に該当する児童が対象となります。保育所・認定こども園、小規模保育施設が利用できます。

【量の見込みの算出方法】

対象年齢	0～2歳
対象潜在家庭類型	A、B、C、E
アンケート結果	今後、幼稚園・保育園・認定こども園を利用したいと回答した人

【ニーズ量】

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
調査からの量の見込み	1,133	1,115	1,111	1,089	1,088
0歳	337	321	320	320	320
1歳	386	404	383	382	382
2歳	410	390	408	387	386

●0歳

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	197	194	194	193	192
②供給可能な量	174	174	194	194	194
特定教育・保育施設	151	151	171	171	171
特定地域型保育	23	23	23	23	23
一時預かり事業	0	0	0	0	0
過不足（②－①）	▲23	▲20	0	1	2

●1歳

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	285	286	282	281	280
② 供給可能な量	305	305	305	305	305
特定教育・保育施設	265	265	265	265	265
特定地域型保育	29	29	29	29	29
一時預かり事業	11	11	11	11	11
過不足（②－①）	20	19	23	24	25

● 2歳

(人)					
年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	314	293	294	291	290
②供給可能な量	330	330	330	330	330
特定教育・保育施設	289	289	289	289	289
特定地域型保育	36	36	36	36	36
一時預かり事業	5	5	5	5	5
過不足 (②－①)	16	37	36	39	40

【確保の方策】

- 令和2年度から令和6年度までの利用実績をもとに推計値を補正しました。
- 0歳児については年度末に向けてニーズが高まる傾向にあるため、年度末時点（3月）の利用率を用いて推計を行っています。
- 令和2年度から令和6年度までの利用実績を利用対象者の人口実績で除した一人あたり利用率の平均を、各年度の推計人口に乘じました。
- さらに、ニーズの高まりによる利用率の伸びを勘案して、令和2年度から令和6年度までの一人あたり利用率の伸びの平均を乘じて推計を行いました。
- 0歳のニーズの高まりに合わせ、利用定員の調整や新たな施設の開所等受け入れ体制の確保に向けて進めていきます。

(5) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

①時間外保育事業

保育認定を受けたこどもについて、保育所や認定こども園等が、通常の開所時間を超えて保育を行う事業です。

【量の見込みの算出方法】

対象年齢	0～5歳
対象潜在家庭類型	A、B、C、E
アンケート結果	今後、「幼稚園」以外を利用したいと回答し、かつ、希望利用時間に18時以降と回答した人

【ニーズ量】

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
調査からの量の見込み	2,461	2,418	2,408	2,363	2,361

(人/月)

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	511	489	480	474	466
② 供給可能な量	511	489	480	474	466
実施施設数（か所）	16	16	16	16	16
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

(人/月)

【確保の方策】

- 令和2年度以降の利用実績と利用率の伸びをもとに推計値を補正しました。
- 令和2年度から令和5年度までの利用実績を利用対象者の人口実績で除した一人あたり利用率の平均を、各年度の推計人口に乘じました。
- さらに、ニーズの高まりによる利用率の伸びを勘案して、令和2年度から令和5年度までの一人あたり利用率の伸びの平均を乘じて推計を行いました。

②放課後児童健全育成事業

保護者が就労、疾病その他の理由により、昼間家庭において適切な育成を受けられない児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図る事業です。

【量の見込みの算出方法】

対象年齢	6～11歳
対象潜在家庭類型	A、B、C、E
アンケート結果	低学年・高学年の放課後の過ごさせ方で「放課後児童クラブ」と回答した人

【ニーズ量】

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
調査からの量の見込み	1,141	1,121	1,078	1,036	993
1年生	236	240	211	205	205
2年生	251	237	241	211	205
3年生	259	252	238	243	212
4年生	130	130	126	119	122
5年生	131	131	131	127	122
6年生	134	131	131	131	127

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,000	984	951	917	880
1年生	153	157	135	132	132
2年生	162	153	157	136	132
3年生	168	163	154	158	136
4年生	170	170	164	155	159
5年生	171	170	170	165	156
6年生	176	171	171	171	165
②供給可能な量	1,102	1,102	1,102	1,102	1,102
過不足(②-①)	102	118	150	186	221

【確保の方策】

- 令和2年度以降の利用実績と利用率の伸びをもとに推計値を補正しました。
- 令和2年度から令和5年度までの利用実績を利用対象者の人口実績で除した一人あたり利用率の平均を、各年度の推計人口に乘じました。
- さらに、ニーズの高まりによる利用率の伸びを勘案して、令和2年度から令和5年度までの一人あたり利用率の伸びの平均を乗じて推計を行いました。

③子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

【事業の対象者】

対象年齢	0～5歳
対象潜在家庭類型	全ての家庭類型

【今後の方針】

- 現在、本市では事業を実施していませんが、ニーズ調査では子育て短期支援事業（ショートステイ）について、未就学児保護者の11.6%、小学生保護者の12.0%が利用したいと回答しています。ニーズに対応できるよう、事業の実施について検討します。

④地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所、公民館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

【量の見込みの算出方法】

対象年齢	0～2歳
対象潜在家庭類型	全ての家庭類型
アンケート結果	現在「地域子育て支援拠点事業」を利用している人および今後「地域子育て支援拠点事業」を利用したい人および現在「地域子育て支援拠点事業」を利用しており、今後利用回数を増やしたい人

【ニーズ量】

(人日/月)

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
調査からの量の見込み	2,461	2,418	2,408	2,363	2,361

(人日/月)

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	803	782	779	773	770
②供給可能な量	803	782	779	773	770
実施個所数	6	6	6	6	6
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【確保の方策】

- 令和2年度以降の利用実績と利用率の伸びをもとに推計値を補正しました。
- 令和3年度の利用実績が例年と比較して落ち込んでいたため、令和4年度以降の実績を用いて推計を行いました。
- 令和4年度と令和5年度の利用実績を利用対象者の人口実績で除した一人あたり利用率の平均を、各年度の推計人口に乘じました。さらに、ニーズの高まりによる利用率の伸びを勘案して、令和4年度から令和5年度の一人あたり利用率の伸びを乘じて推計を行いました。

⑤一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。「幼稚園児を対象とした一時預かり（預かり保育）」と「それ以外（保育所での一時預かり等）」に分けて量の見込みを算出します。

i 幼稚園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

幼稚園の在園児を対象として、保護者の仕事や事情により、通常の開園日や時間外に児童を預けることができる事業です。

【量の見込みの算出方法】

● 1号認定による利用（幼稚園の在園児を対象とした一時預かり）

対象年齢	3～5歳
対象潜在家庭類型	C'、D、E'、F
アンケート結果	今後、「幼稚園」、「認定こども園」を利用したいと回答した人で、「一時預かり」、「預かり保育」を利用していると回答した人

● 2号認定による利用（幼稚園の在園児を対象とした定期的な利用）

対象年齢	3～5歳
対象潜在家庭類型	A、B、C、E
アンケート結果	現在、「幼稚園」を利用していると回答した人

【二一ズ量】

(人日)

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
調査からの量の見込み	66,724	63,225	61,848	61,848	60,708

(人日)

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	60,751	57,234	55,476	54,436	53,072
1号認定による利用	11,685	11,015	10,686	10,466	10,193
2号認定による利用	49,066	46,219	44,791	43,969	42,879
②供給可能な量	60,751	57,234	55,476	54,436	53,072
1号認定による利用	11,685	11,015	10,686	10,466	10,193
2号認定による利用	49,066	46,219	44,791	43,969	42,879
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【確保の方策】

- 令和2年度以降の利用実績と利用率の伸びをもとに推計値を補正しました。
- 令和2年度から令和5年度までの利用実績を利用対象者の人口実績で除した一人あたり利用率の平均を、各年度の推計人口に乘じました。
- 令和2年度以降、一人あたり利用率は年々低下傾向にあるものの、令和4年度から令和5年度にかけて一人あたり利用率の伸びが大きいことから、需要が拡大している可能性が考えられます。したがって、一人あたり利用率については令和2年度から令和5年度までの平均を用い、一人あたり利用率の伸びについては需要の拡大を見越して令和4年度から令和5年度の平均を用いて推計を行いました。

ii 一時預かり事業（その他）

就学前児童のうち未就園児を対象とした認可保育所等での一時預かり事業です。

【量の見込みの算出方法】

対象年齢	0～5歳
対象潜在家庭類型	全ての家庭類型
アンケート結果	不定期事業を「利用したい」と回答した人

【ニーズ量】

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
調査からの量の見込み	18,904	18,395	18,237	17,984	17,888

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	452	432	425	419	413
②供給可能な量	452	432	425	419	413
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

【確保の方策】

- 利用実績と利用率の伸びをもとに推計値を補正しました。
- 年度によって一人あたり利用率が上下していたため、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して令和4年度と令和5年度の利用実績を利用対象者の人口実績で除した一人あたり利用率の平均を、各年度の推計人口に乘じました。
- さらに、需要回復による変動を考慮して、令和2年度から令和5年度までの一人あたり利用率の伸びの平均を乘じて推計を行いました。

⑥病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育する事業です。

【量の見込みの算出方法】

対象年齢	0～5歳
対象潜在家庭類型	A、B、C、E
アンケート結果	こどもの病気やケガにより「病児・病後児保育を利用した」、「ファミリー・サポート・センターを利用した」、「留守番させた」と回答した人および「父親が休んだ」、「母親が休んだ」と回答した人で、病児・病後児保育施設を「利用したい」と回答した人

【ニーズ量】

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
調査からの量の見込み	2,294	2,212	2,183	2,163	2,142

(人日)

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,077	1,031	1,012	999	984
②供給可能な量	2,450	2,450	2,450	2,450	2,450
過不足(②-①)	1,373	1,419	1,438	1,451	1,466

(人日)

【確保の方策】

- 令和2年度以降の利用実績と利用率の伸びをもとに推計値を補正しました。
- 令和2年度から令和5年度までの利用実績を利用対象者の人口実績で除した一人あたり利用率の平均を、各年度の推計人口に乘じました。
- 令和4年度から令和5年度にかけて利用実績が大きく増加していたことから、令和4年度から令和5年度までの一人あたり利用率の伸びを乗じて推計を行いました。

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【量の見込みの算出方法】

対象年齢	5歳
対象潜在家庭類型	全ての家庭類型
アンケート結果	低学年・高学年の放課後の過ごさせ方について「ファミリー・サポート・センター」と回答した人

【二重量】

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
調査からの量の見込み	417	411	398	384	370

(人日)

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	362	357	345	332	319
②供給可能な量	362	357	345	332	319
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

(人日)

【確保の方策】

- 令和2年度以降の利用実績と利用率の伸びをもとに推計値を補正しました。
- 令和4年度から令和5年度にかけて利用実績が下がっていることから、この傾向を踏まえ令和4年度と令和5年度の利用実績を利用対象者の人口実績で除した一人あたり利用率の平均を、各年度の推計人口に乘じました。
- 利用率については、令和2年度から令和4年度まで継続して伸びていることから、令和2年度から令和5年度までの一人あたり利用率の伸びの平均を乗じて推計を行いました。

⑧利用者支援事業

こども又はこどもの保護者からの相談に応じ、子育てや教育・保育の利用に必要な情報の提供、助言などを含めた支援を行う事業です。

【ニーズ量】

(箇所)					
年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2	2	2	2	2
基本・特定型	1	1	1	1	1
母子保健型	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
地域子育て相談機関	0	0	0	0	0
②供給可能な量	2	2	2	2	2
過不足 (②－①)	0	0	0	0	0

【確保の方策】

- 保育コンシェルジュを配置し、保護者の就労状況やニーズに対応した保育施設の案内を行っています。また、令和6年4月から、こども家庭センターを設置しました。
- 今後も地域の子育てに関する相談機関としての機能の強化に努めます。

⑨妊婦に対する健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【ニーズ量】

(人)					
年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	487	481	479	477	474
②供給可能な量	487	481	479	477	474
過不足 (②－①)	0	0	0	0	0

【確保の方策】

- 推計の0歳人口を出生数とみなし、量を見込んでいます。

⑩乳児家庭全戸訪問事業

生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【ニーズ量】

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	487	481	479	477	474
②供給可能な量	487	481	479	477	474
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

(人)

【確保の方策】

- 推計の0歳人口を出生数とみなし、量を見込んでいます。

⑪養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等で把握した養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【ニーズ量】

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	92	91	91	90	90
②供給可能な量	92	91	91	90	90
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

(人)

【確保の方策】

- 令和2年度以降の利用実績と利用率の伸びをもとに推計値を補正しました。
- 令和2年度から令和5年度までの0歳推計人口における利用率と伸びを勘案しました。
- 利用実績を人口実績で除した一人あたり利用率の平均を算出し、推計人口に一人あたり利用率を乗じ、さらに一人あたり利用率の伸びを乗じて見込んでいます。

⑫子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等が
いる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・
子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未
然に防ぐことを目的とする事業です。

【ニーズ量】

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	387	377	364	353	341
②供給可能な量	387	377	364	353	341
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

(人)

【確保の方策】

- 国の手引きに従い、0歳～17歳までの推計児童人口(A)に、対象世帯数(C)を0歳～17歳までの全児童推計人口(B)で除したものを乗じ、さらに平均利用日数(D)を乗じて算出しています($A \times (C/B) \times D$)。

⑬児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。

【ニーズ量】

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	24	24	23	23	23
②供給可能な量	15	15	15	15	15
過不足(②-①)	▲9	▲9	▲8	▲8	▲8

(人)

【確保の方策】

- 国の手引きに従い、6歳～17歳までの推計児童人口(A)に、対象児童数(C)を6歳～17歳までの全児童推計人口(B)で除したものを乗じて算出しています($A \times (C/B)$)
- 市直営の専用施設で、小・中学生を対象に不登校等児童生徒の主体的な社会的自立に向けた力を育成することを目的とし、学校復帰等個に応じた支援を行います。
- ニーズに応じて関係機関と調整を行い、過不足の充足について検討します。

⑭親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

【ニーズ量】

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	23	22	22	22	21
②供給可能な量	0	0	0	0	0
過不足(②-①)	▲23	▲22	▲22	▲22	▲21

(人)

【確保の方策】

- 国の手引きに従い、0歳～17歳までの推計児童人口(A)に、対象世帯数(C)を0歳～17歳までの全児童推計人口(B)で除したものを乗じ算出しています($A \times (C/B)$)。
- ニーズに応じて関係機関と調整を行い、実施について検討します。

⑮妊婦等包括相談支援事業

各自治体が、主に妊婦とその配偶者に対して、面談等により情報提供や相談等を行うというものです。

【ニーズ量】

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,461	1,443	1,437	1,431	1,422
妊娠届け出数(人)	487	481	479	477	474
面談回数(回)	3	3	3	3	3
②供給可能な量	1,461	1,443	1,437	1,431	1,422
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

(人回)

【確保の方策】

- 国の手引きに従い、妊娠届け出数等から対象者数を算定したうえで、1組(妊婦及びその配偶者等)当たりの面談回数を乗ずることにより相談支援のニーズ量を見込んでいます。
- 推計の0歳人口を出生数とみなし、面談回数の下限(3回)を乗じて量を見込んでいます。

⑯乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所及び幼稚園等を利用していない満3歳未満のこどもに対して、月一定時間までの利用可能枠の中であれば、就労要件を問わず保育を提供する制度です。

【ニーズ量】

● 0歳（生後6か月以降）

(人)

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	—	11	11	11	11
②供給可能な量	—	11	11	11	11
過不足（②－①）	—	0	0	0	0

● 1歳

(人)

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	—	11	10	11	11
②供給可能な量	—	11	10	11	11
過不足（②－①）	—	0	0	0	0

● 2歳

(人)

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	—	10	11	10	11
②供給可能な量	—	10	11	10	11
過不足（②－①）	—	0	0	0	0

【確保の方策】

- 本市では、令和8年度からニーズに合わせて実施する予定です。
- 国の手引きに従い、対象年齢の推計人口の未就園児数（A）に、月一定時間（B）を乗じて算出した必要受入れ時間数に、定員一人1月当たりの受入れ可能時間数（C）を除して必要定員数を算出しています（ $A \times B \div C$ ）。
- 対象年齢（A）は、こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業における対象者を踏まえ、0歳6か月から満3歳未満と仮定しています。また、月一定時間（B）についても同様に、こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業における上限を踏まえ、10時間と仮定しています。定員一人1月当たりの受入れ可能時間数（C）は、月176時間（8時間×22日）を基本としています。

⑰産後ケア事業

出産後1年以内の母子に対して、助産師などの専門職が心身のケアや育児サポートを行う事業です。

【ニーズ量】

(人回)					
年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	367	363	361	360	357
②供給可能な量	367	363	361	360	357
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【確保の方策】

- 国の手引きに従い、推計産婦数(人)(A)に、利用見込み産婦数(C)を全産婦数(B)で除したものを乗じ、さらに平均利用日数(D)を乗じて算出しています($A \times (C/B) \times D$)。
- 推計産婦数は、推計の0歳人口を出生数とみなし、同数で量を見込んでいます。
- 全産婦数は、利用見込み産婦数算出時点の妊娠届出数等の実績を用いています。
- 利用見込み産婦数は、産後ケア事業の利用実績データをもとに求めた産婦数とその平均利用日数を用いています。
- 平均利用日数は、産後ケア事業の利用実績データをもとにニーズを勘案して一人あたり5日としています。

⑱実費徴収にかかる補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、幼児教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の幼児教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、保育所や認定こども園に通うこどもの内、所得などの条件を満たす世帯のこどもに対して、副食費の徴収が免除されることとなりました。これを受け、未移行幼稚園に通うこどもについて、保育所等と同条件のもと、この補足給付事業により、副食費に対して助成を行っています。今後は、その他の費用も含め、対象者数や事業効果等を勘案しながら、事業の実施について検討していきます。

⑬多様な主体が参画することを促進するための事業

幼児教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した幼児教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

本市には現在、企業主導型保育施設が1箇所設置されています。企業主導型保育施設は、今後、地域の保育の受け皿として設置される可能性があります。市内の企業主導型保育施設の設置の動向を注視しつつ、保育の質を担保するために、設置や運営に関して、市の関与の方法等を検討していきます。

(6) 学校教育・保育の一体的提供と体制の確保

⑭認定こども園の普及に係る基本的な考え方

第2期計画において、認定こども園の創設によって大規模な施設整備や新たな運営費用（施設型給付）の負担が発生すること、幼児教育・保育の無償化による保育ニーズの変動が不透明であること、将来的な少子化の進行や費用対効果を勘案する必要があること、空き店舗やテナント等の多様なスペースを活用した小規模保育事業等の地域型保育事業の創設あるいは既存認可保育園等の分園化を推進することなどを踏まえて、整備方針として、既存の幼稚園、保育所等でニーズに対応することとしました。

本計画では、ニーズ調査や利用実績に基づき、地域の教育・保育の必要量を把握し、それに応じた供給体制を確保・提供します。現在の本市の教育・保育サービスの利用状況は、1号、2号認定の利用定員について、需要に対して供給が上回っており、充足しています。一方、3号認定（0歳児）の利用定員については、今後もニーズが高い状態が続いていくことが予想されます。これらの現状を踏まえ、整備方針として、既存施設の定員の充足と入所の円滑化対策を活用しニーズへの対応を行います。ただし、利用者ニーズの急激な増加等が発生した場合には、認定こども園への移行を含め慎重に検討します。

⑮質の高い幼児教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の提供等に係る基本的な考え方

乳幼児期の発達が連続性を有するものであること、また、乳幼児期が生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることを踏まえ、こどもの健やかな発達を保障するために、発達段階に応じた質の高い幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の安定的な提供を図ります。このために、質の向上に対する取組の一環として、県や関係機関等と連携して地域の幼児教育・保育や子ども・子育て支援に係る人材の確保・育成に努めます。

③幼児教育・保育施設と地域型保育事業者との連携、保幼小の連携の推進

妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行うとともに、質の高い幼児教育・保育の提供並びに地域の子育て支援機能の維持・確保等を図るためには、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子ども・子育て支援事業、その他子ども・子育て支援を行う者同士相互の密接な連携が必要です。質の高い幼児教育・保育が受けられるように、その受け皿となる幼稚園や保育所との連携構築が重要です。施設、事業者双方への情報提供に努め、必要により市が調整を行うなど、連携を図りやすい体制づくりを行っていきます。

また、保・幼・小の交流や連携を推進するため、保育参観を含んだ保幼・小連携研修を実施し、幼児教育・保育の充実や関係者間の連携強化、小学校への円滑な接続を図ります。

(7) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮しつつ、施設等利用給付費の公正かつ適正な支給の確保に取り組みます。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、福岡県に対し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、福岡県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組を進めていきます。

第6章 こども施策を推進するために必要な事項

第6章 こども施策を推進するために必要な事項

1. こども・若者の社会参画・意見反映

(1) 市の政策決定過程へのこども・若者の参画促進

こどもや若者の社会参画を促進し、意見を聴く取り組みによってより身近に感じられる施策の展開が着実に進められるように、国の示す「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」の周知等に努めます。

また、こどもに関わるルール of 制定や見直しにこども自身が関与することは、意見表明権を保障するとともに、当事者の視点からルールを見直す機会となり、課題解決の経験を通じて教育的な意義もあります。これらの取り組みを、学校や教育委員会の先導的な事例を通して広く周知していきます。

(2) 社会参画・意見反映を支える人材の育成

こどもや若者が意見を言いやすい環境を整えるためには、安全で安心できる場を提供し、意見を引き出すファシリテーター※を積極的に活用することが重要です。そのために、こども家庭庁が令和5年度に実施した「ファシリテーター養成プログラム作成のための調査研究」の内容を踏まえ、ファシリテーターの人材確保や養成に向けた取り組みを進めていきます。

2. こども施策の共通の基盤となる取り組み

(1) 「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM※

本計画では、すべてのこどもが公平で健やかな環境で成長できるよう、各種データに基づいて取り組みを策定・評価するための指標を設定します。

【全体目標】

指標	基準値 (令和5年)	目標値 (令和11年)	出典
住み心地がよいと感じている市民の増加	76.4% (令和3年)	↑	行橋市総合計画市民意識調査
行橋市への愛着を感じている市民の増加	74.0% (令和3年)	↑	行橋市総合計画市民意識調査
住み続けたいと感じている市民の増加	66.7% (令和3年)	↑	行橋市総合計画市民意識調査
生活の満足度が高い人の割合 最近の生活の満足度について「8」以上と回答した人の割合	10-14歳 59.4%	↑	こども・若者調査 子ども・子育て支援事業に係るニーズ調査
	15-39歳 46.2%	↑	
	未就学 32.1%	↑	
	小学生 25.8%	↑	
子育てを楽しんでいると感じる人の割合 子育てについて「大変楽しい」「楽しいことが多い」と回答した人の割合	未就学 88.4%	↑	子ども・子育て支援事業に係るニーズ調査
	小学生 85.7%	↑	

【1-(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等】

指標	基準値 (令和5年)	目標値 (令和11年)	出典
「こどもの権利」の認知度 「こどもの権利について聞いたことがありますか」という問いに対して「知っている（名前も内容も知っている）」と回答した人の割合	10-14歳 28.6%	↑	こども・若者調査
	15-39歳 38.4%	↑	

【1-(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり】

指標	基準値 (令和5年)	目標値 (令和11年)	出典
幼稚園や小中学校等の教育環境の充実 「幼稚園や小中学校等の教育環境が充実している」について「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」と回答した人の割合	未就学 36.1%	↑	子ども・子育て支援事業に係るニーズ調査
	小学生 33.1%	↑	
小中学生等が様々な体験ができる場・機会がある 「小中学生等が様々な体験ができる場・機会がある」について「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」と回答した人の割合	未就学 21.8%	↑	子ども・子育て支援事業に係るニーズ調査
	小学生 28.6%	↑	

【1－（3）こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供】

指標	基準値 (令和5年)	目標値 (令和11年)	出典
妊娠・出産時の母親や乳幼児の健康・発達に対する支援の満足度 「妊娠・出産時の母親や乳幼児の健康・発達に対する支援がある」について「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」と回答した人の割合	未就学 46.0% 小学生 32.6%	↑ ↑	子ども・子育て支援事業に係るニーズ調査
育てにくさを感じた時に相談先を知っているなど何らかの解決する方法を知っている親の割合	1歳6か月児 87.5% 3歳児 82.0%	↑	健やか親子21 アンケート

【1－（4）こどもの貧困対策の推進】

指標	基準値 (令和5年)	目標値 (令和11年)	出典
子育てにかかる学費の負担感 子育ての中で負担を感じている（負担になると思う）費用について「小・中・高校にかかる費用（授業料、学用品費など）」「大学にかかる費用（入学料、授業料、仕送りなど）」「学校以外の教育費（塾、通信教材など）」のいずれかを回答した人の割合	79.9%	↓	こども・若者調査（15-39歳）

【1－（5）支援が必要な子どもへの対策】

指標	基準値 (令和5年)	目標値 (令和11年)	出典
障がい児のいる家庭への支援に関する満足度 ひとり親家庭や障がいのある子どもがいる家庭等への支援があると思うかについて、「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」と回答した人の割合	未就学 26.4% 小学生 24.1%	↑ ↑	子ども・子育て支援事業に係るニーズ調査
ヤングケアラーに該当するこども・若者の割合 自分がヤングケアラーにあてはまるかについて「あてはまる」と回答した人の割合	2.9%	↓	こども・若者調査（10-14歳）

【1－（6）こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取り組み】

指標	基準値 (令和5年)	目標値 (令和11年)	出典
こども・若者（39歳以下）の自殺者数	1人	0人	自殺統計
犯罪・事故対策の満足度 地域で子どもを犯罪や事故等から守るための取り組みがあるかについて、「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」と回答した人の割合	未就学 16.8% 小学生 23.3%	↑ ↑	子ども・子育て支援事業に係るニーズ調査

【2－（１）こどもの誕生前から幼児期まで】

指標	基準値 (令和5年)		目標値 (令和11年)	出典
保育サービスや子育て支援のサービスの満足度 保育サービスや子育て支援のサービスが利用しやすいかについて、「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」と回答した人の割合	未就学	46.2%	↑	子ども・子育て支援事業に係るニーズ調査
	小学生	26.4%	↑	
子育てに関する相談支援の満足度 子育てについて気軽に相談できる人や相談窓口があるかについて、「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」と回答した人の割合	未就学	47.1%	↑	子ども・子育て支援事業に係るニーズ調査
	小学生	33.3%	↑	
育てにくさを感じた時に相談先を知っているなど何らかの解決する方法を知っている親の割合	1歳6か月児	87.5%	↑	健やか親子 21 アンケート
	3歳児	82.0%		

【2－（２）学童期・思春期】

指標	基準値 (令和5年)		目標値 (令和11年)	出典
学校が居場所になっている人の割合 学校が居場所になっていると思うかについて、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合	78.8%		↑	こども・若者調査 (10-14歳)
家庭が居場所になっている人の割合 家庭が居場所になっていると思うかについて、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合	91.0%		↑	こども・若者調査 (10-14歳)
いじめられた経験があると回答した人の割合 これまでに「いじめられた」ことがあるかについて、「よくあった」「時々あった」と回答した人の割合	11.2%		↓	こども・若者調査 (10-14歳)
不登校の経験がある人の割合 これまでに「1か月以上学校を休んだ（病気やけがの時をのぞく）」ことがあるかについて、「よくあった」「時々あった」と回答した人の割合	4.4%		↓	こども・若者調査 (10-14歳)
何らかの悩みがある人のうち、相談できる人がいる人の割合 何らかの悩みがあると回答した人のうち、「相談相手や話を聞いてくれる人がいる」と回答した人の割合	74.0%		↑	こども・若者調査 (10-14歳)
思春期のこどもの健康づくりに関する満足度 思春期のこどもの健康づくりに対する支援があると思うかについて、「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」と回答した人の割合	未就学	12.9%	↑	子ども・子育て支援事業に係るニーズ調査
	小学生	9.9%	↑	

【2－（３）青年期】

指標	基準値 (令和5年)		目標値 (令和11年)	出典
孤独を感じている人の割合 孤独であると感じることがあるかについて、「時々感じる」「いつも感じる」と回答した人の割合	24.7%		↓	こども・若者調査 (15-39歳)
結婚を希望する人の割合 今後、結婚したいと思うかについて、「結婚したい」「どちらかといえば結婚したい」と回答した人の割合	72.7%		↑	こども・若者調査 (15-39歳)

【3－（１）子育て世帯や教育に関する経済的負担の軽減】

指標	基準値 (令和5年)	目標値 (令和11年)	出典
子育てにかかる学費の負担感【再掲】 子育てにかかる費用の中で、負担を感じている（負担になると思う）費用について「小・中・高校にかかる費用（授業料、学用品費など）」「大学にかかる費用（入学料、授業料、仕送りなど）」「学校以外の教育費（塾、通信教材など）」のいずれかを回答した人の割合	79.9%	↓	こども・若者調査 (15-39歳)
子育てに関する経済支援の満足度 子育ての経済的負担を軽減するための取り組みがあるかについて、「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」と回答した人の割合	未就学 18.8% 小学生 16.4%	↑ ↑	子ども・子育て支援事業に係るニーズ調査

【3－（２）地域子育て支援、家庭教育支援】

指標	基準値 (令和5年)	目標値 (令和11年)	出典
地域での子育て支援に関する満足度 ボランティアや地域の人等による子育て支援が活発だと思われるかについて、「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」と回答した人の割合	未就学 19.0% 小学生 16.6%	↑ ↑	子ども・子育て支援事業に係るニーズ調査

【3－（３）共働き・共育での推進、男性の家事・育てへの主体的な参画促進・拡大】

指標	基準値 (令和5年)	目標値 (令和11年)	出典
子育てと仕事の両立支援に関する満足度 企業や行政等が子育てと仕事の両立支援に取り組んでいると思うかについて、「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」と回答した人の割合	未就学 15.9% 小学生 13.5%	↑ ↑	子ども・子育て支援事業に係るニーズ調査

【3－（４）ひとり親家庭への支援】

指標	基準値 (令和5年)	目標値 (令和11年)	出典
ひとり親家庭への支援に関する満足度 ひとり親家庭や障がいのある子どもがいる家庭等への支援があると思うかについて、「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」と回答した人の割合	未就学 26.4% 小学生 24.1%	↑ ↑	子ども・子育て支援事業に係るニーズ調査

(2) こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

こども家庭庁の推進する「こどもまんなかアクション」の趣旨に基づき、こどもや若者、子育て世帯が様々な支援制度を気兼ねなく利用できるように、地域社会や企業を含めた社会全体で、年齢や性別を問わずこどもや子育て中の方々を応援する意識改革を推進し、社会全体でこどもや子育て当事者を支える気運を醸成し、子育て世帯が安心して生活できる環境を作ることを目指していきます。

①公共施設や民間施設での優先対応

国の施設や公共施設、企業の窓口において、子育て家庭を優先して受け付ける仕組みを導入し、子育て中の方が利用しやすい環境を整えます。

②地域や企業の好事例の共有と普及

子育て支援の取組で優れた地域や企業の事例を共有し、全国で広めることで、多くの場でも子育て支援が実施されるよう促します。

③公共交通機関での配慮の促進

妊産婦や乳幼児を連れた家庭に対する配慮として、公共交通機関や施設内でわかりやすい案内を掲示し、利用者の理解と協力を求める活動を行います。

3. 計画の推進

(1) 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、市民や関係団体等に計画の内容を知っていただき、行動してもらうことが必要です。

計画の進捗状況についても、市の説明責任として市民等に定期的に知らせていくことも重要です。このため、市報やホームページ等の媒体を使った広報等により、計画の周知・浸透を図ります。

また、子ども・子育てに関わる施策は、児童福祉分野だけでなく、保健・医療・教育・就労など様々な分野にわたるため、子ども支援課が主管となり、関係部局と連携・協働しながら本計画を推進します。保育所・幼稚園等の幼児教育・保育事業を運営する事業者をはじめ、学校や民生委員・児童委員等の地域の関係団体・機関と適切な役割分担のもと連携を強化し、地域ぐるみで子育て支援の推進を図ります。

さらに、子育て支援施策は、児童手当等、国や県の制度に基づくものも多いことから、国・県と連携し、各種施策の充実や要望を行っていきます。

(2) 計画の進捗管理

本計画では、「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こどもや若者、子育て当事者の視点に立った数値目標を設定します。また、本計画の施策の進捗状況を検証するための指標を設定し、計画見直しに向けた進捗管理を行います。

また、計画の進捗状況については子ども・子育て会議において把握・評価し、その助言に基づいて計画の推進を図っていきます。

さらに、アンケート調査を今後も必要に応じて実施し、最新のニーズの把握に努めるとともに、その結果、確保の方策の数値等に修正が必要であれば、子ども・子育て会議に諮り、中間年度に計画の見直しを行います。

行橋市は、こどもや若者の意見をまちづくりに活かします

行橋市こども計画では、みなさんの意見を聞くことがとても大切です。

行橋市のこどもが楽しく健やかに育つまちをつくるために、ぜひみなさんの意見を聞かせてください！

アンケートフォーム



意見のおくりかた

この QR コードをカメラで読み込むか、
次の URL を開き意見を書いて送ってください。

URL: <https://ttzk.graffer.jp/city-yukuhashi/smart-apply/surveys/8659841893128032218>

行橋市ホームページ（行橋市こども計画関連）



行橋市子ども計画（計画書、概要版、こども版）
アンケート調査結果などが公開されています。
ぜひご覧ください。

URL: <https://www.city.yukuhashi.fukuoka.jp/site/kosodate/36185.html>

資料編

資料編

1. 用語集

用語	内容	掲載頁
コーホート変化率法	同じ年又は同じ期間に生まれた人々の集団（コーホート）について、過去の人口実績から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する手法。	7 頁
核家族世帯	夫婦のみの世帯、夫婦と未婚のこどもからなる世帯、ひとり親と未婚のこどもからなる世帯。	9 頁
ベイズ推定値	該当する市区町村の女性人口、出生数の実績をもとに、所属する都道府県の全市区町村の出生率を用いて推定した値。偶然変動等を抑え、より安定性の高い指標とするために用いられる。市区町村単位では出生数などの標本数が少なく、偶然変動の影響を受けて数値が不安定な動きを示すことから、ベイズ統計による推定の適用を行って算出した数値を比較している。	11 頁
プレコンセプションケア	将来のライフプランを考えて日々の生活や健康と向き合うこと。	47 頁
アウトリーチ	支援を必要としている人々のもとへ支援者が直接出向き、必要なサポートを提供する支援の方法。	48 頁
インクルージョン	障がい児支援における「インクルージョン」とは、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが同じ教育環境で学び、共に成長できるようにする考え方や取り組みのこと。	56 頁
インクルーシブ教育	障がいの有無に関わらず、一人ひとりのニーズに応じた支援を提供しながら、すべての子どもが平等に教育を受け、互いの多様性を尊重し合う環境を作ることを目指し、すべての子どもが同じ場で学び、成長することを目指す教育理念のこと。	56 頁
情報リテラシー	世の中に溢れる様々な情報を、適切に活用できる基礎能力のこと。リテラシー(literacy)は、英語で文字の読み書き能力を表す「識字」を指し、情報を組み合わせて「情報を正しく読み解き、発信できる」との意味。	61 頁
フィルタリング	主に未成年者の違法・有害なウェブサイトへのアクセスを制限し、安心してインターネットを利用できるよう手助けするサービスのこと。	61 頁
ペアレンタルコントロール	こどもがインターネットやスマホ、パソコン、ゲーム機などを利用する際に、保護者が制限を設定できる機能のこと。	61 頁
新生児マススクリーニング	主に新生児に対し、先天性の代謝異常や内分泌疾患などの病気を早期に発見するために行われる検査。	64 頁

用語	内容	掲載頁
小1 プロブレム	小学校に入学したばかりの小学校1年生が、集団行動が取れない、授業中に座ってられない、話を聞かないなどの状態が数か月継続する状態。子どもが社会性を十分身につけることができないまま小学校に入学することにより、精神的にも不安定さを持ち、周りの児童との人間関係をうまく構築できず集団生活になじめないことなどが要因となる。	67 頁
金融リテラシー	お金の仕組みや役割を理解し、計画的な使い方ができる力のこと。ここでは、こどもや若者の経済観念を育む教育を意味する。	71 頁
ロールモデル	具体的な仕事のやり方や職業人としての姿勢を学ぶ際の手本となる、実際にその職業で活躍している人のこと。	71 頁
リ・スキリング	従来のスキルや知識に加えて、新しい仕事や役割に必要なスキルを学び直し、習得すること。	75 頁
メディアコントロールデー	テレビやスマートフォン、タブレット、ゲーム機などのデジタルメディアの使用を意識的に制限または調整する日のこと。	79 頁
ファシリテーター	参加者の意見をうまく引き出しながら、話し合いや学びの場を円滑に進行する進行役・支援者のこと。	111 頁
EBPM（エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング）	証拠に基づく政策立案のこと。政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとする。	112 頁

2. 計画策定の経緯

期日	主な内容
令和6年5月28日	令和6年度第1回行橋市子ども・子育て会議（代表者会議） （1）行橋市こども計画について 計画概要、スケジュール、調査項目
令和6年6月17日 ～令和6年7月15日	「教育・保育ニーズに関するアンケート調査」及び 「こども・若者意識調査」の実施
令和6年7月4日	令和6年度第2回行橋市子ども・子育て会議（代表者会議） 「行橋市室内型子どもの遊び場整備事業について」 ・行橋市室内型子どもの遊び場整備事業基本構想（案） ・室内での子どもの遊び場に関するアンケート調査【結果集計】
令和6年7月26日	「行橋市こどもの意見聴取」の実施
令和6年9月2日	令和6年度第3回行橋市子ども・子育て会議（代表者会議） （1）アンケート及びヒアリング調査結果報告について ・子ども・子育て支援事業に係るニーズ調査 ・こども・若者意識調査 ・こども・若者の意見聴取 （2）行橋市こども計画【骨子案】について
令和6年11月7日	令和6年度第1回行橋市子ども・子育て会議（実務者会議） （1）こども計画（素案）について （2）今後の予定について
令和6年11月25日	令和6年度第4回行橋市子ども・子育て会議（代表者会議） （1）行橋市子ども・子育て支援事業計画の令和5年度進捗状況について （2）保育園・幼稚園等の現況について （3）行橋市子ども・子育て会議 実務者会議委員について （4）行橋市こども計画（素案）について
令和7年1月28日 ～令和7年2月10日	パブリックコメントの実施
令和7年2月18日	令和6年度第5回行橋市子ども・子育て会議（代表者会議） （1）行橋市こども計画（案）について ・パブリックコメント、修正箇所について （2）その他 ・利用定員について

3. 行橋市子ども・子育て会議設置条例

令和5年3月20日条例第2号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、市長の附属機関として、行橋市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、法第72条第1項に掲げる事務及びその他市長が必要であると認める事務を処理する。

(組織)

第3条 会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保育園又は幼稚園の代表
- (3) 子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）に関する事業と関係を有する事業者その他の関係団体の代表
- (4) 市民代表
- (5) 行橋市職員
- (6) その他市長が適当であると認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項本文の規定にかかわらず、特定の職にあること又は特定の資格を有していることをもって委員に任じられた者が当該職を辞し、又は当該資格を喪失した場合は、同時にその職を失う。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

5 会議は、原則として公開するものとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、出席委員全員の同意を得たうえで、これを非公開とすることができる。

(部会)

第7条 会議は、所掌する事務について、情報の収集、関係機関等との調整等が必要であると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が会議に諮って指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうち、部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(費用弁償)

第8条 委員の費用弁償の額は、行橋市職員等の旅費に関する条例（昭和60年行橋市条例第3号）に規定する一般職の職員の受けるべき旅費相当額とする。

(守秘義務)

第9条 委員（第6条第4項の規定により会議に出席した者を含む。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第10条 会議及び部会の庶務は、福祉部子ども支援課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、会議及び部会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第3条第2項の規定による委員の委嘱又は任命に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においてもすることができる。

(適用除外)

3 この条例の施行後最初に開催される会議については、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

4. 行橋市子ども・子育て会議 委員名簿

【代表者会議（令和6年4月1日現在）】

	団体名	氏名	備考
1	ゆくはしファミリーサポートセンター結結	新垣 香織	
2	学校法人戸早学園	河合 倫子	
3	一般社団法人子どもサポートセンター代表理事	白川 達也	
4	行橋市民生委員児童委員協議会会長	末松 友子	
5	行橋市保育協会会長	植田 智広	会長
6	行橋市子育て支援センター連絡協議会会長	坪井 大輔	
7	行橋市私立幼稚園協会会長	黒田 秀樹	副会長
8	福岡県京築児童相談所相談課長	佐藤 雅二	
9	福岡県京築保健福祉環境事務所社会福祉課長	福江 智子	
10	行橋市小学校長会副会長（仲津小学校長）	上野 誠	
11	教育委員会教育部教育総務課指導室長	古城 敬三	
12	公募委員（市民）	辰己屋 由佳	
13	公募委員（市民）	潮見 志保	

【実務者会議（令和6年11月1日現在）】

	役職	氏名	備考
1	総務部総合政策課政策推進係長	瀧頭 利秋	
2	教育委員会教育部教育総務課指導室指導係長	上野原 健一	
3	教育委員会教育部生涯学習課生涯学習係長	林 真希子	
4	市民部市民相談室市民相談係長	大西 光貴	
5	福祉部地域福祉課福祉政策係長	中野 公摂	会長
6	福祉部地域福祉課障がい者支援室障がい者支援係長	野正 耕詳	
7	福祉部生活支援課管理係長	矢形 佳昭	
8	福祉部子ども支援課子育て支援係長	松原 さおり	
9	福祉部子ども支援課子ども相談係長	増田 恵	
10	福祉部子ども支援課児童家庭係長	川越 真美	副会長

【事務局（令和6年4月1日現在）】

	役職	氏名	備考
1	福祉部子ども支援課長	上原 亮司	
2	福祉部子ども支援課子ども未来係長	吉兼 三佳	
3	福祉部子ども支援課子ども未来係	末松 智成	
4	教育委員会教育部学校管理課長	井上 尚史	
5	教育委員会教育部学校管理課学務係長	丸塚 大輔	

5. こども基本法（計画関連部分抜粋）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

（基本理念）

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されとともに、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程

施行 令和6年9月25日（令和4年法律第77号）

度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業主の努力）

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

（国民の努力）

第七条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

（都道府県こども計画等）

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県

計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であつてこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

- 5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であつてこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等）

第十二条 国は、こども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢又は居住する地域等にかかわらず、切れ目なく行われるようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

（関係者相互の有機的な連携の確保等）

第十三条 国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

- 2 都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。
- 4 前項の協議会は、第二項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。

第十四条 国は、前条第一項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 都道府県及び市町村は、前条第二項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

6. 子ども・子育て支援法（計画関連部分抜粋）

施行 令和5年4月1日（平成24年法律第65号）

第一章 総則

（基本理念）

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

（市町村等の責務）

第三条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。
- 二 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。
- 三 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。

第五章 子ども・子育て支援事業計画

（基本指針）

第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

- 2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 子ども・子育て支援の意義並びに子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項
- 二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項
- 三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
 - 二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
- 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 四 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項
- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、都道府県に協議しなければならない。
- 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

第七章 市町村等における合議制の機関

- 第七十二条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。
- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
 - 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第二項に規定する事項を処理すること。
 - 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
 - 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。
- 4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。
- 一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第六十二条第五項に規定する事項を処理すること。
 - 二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。

行橋市こども計画

令和 7 年 3 月

編集・発行 行橋市 福祉部 子ども支援課
〒824-8601 福岡県行橋市中央 1 丁目 1 - 1
TEL 0930-25-1111 FAX 0930-22-7952

